

全労済協会だより特別号

ウェルフェア

WELFARE

2017
Summer
夏号

No.1

創刊号

勤労者福祉の向上をめざして。

2015年度 公募報告要旨



連載開始

- 1 「高年齢者の雇用と年金の接続」—山田 篤裕氏
- 2 「社会保障講座」—望月 厚子氏

「協同組合 未来への選択」出版記念

● (再録) 公開研究会

—2014年9月16日(火) 明治大学 駿河台キャンパス—

全労済協会だより特別号 ウェルフェア **WELFARE**

2017
Summer
夏号

No.1

CONTENTS

- 1 季刊誌『ウェルフェア』の発刊にあたって
全労済協会(一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会) 理事長 高木 剛
- 2 発刊に寄せて
- 6 全労済協会役員体制
- 8 2017年度(平成29年度)事業計画ダイジェスト
- 10 公募報告要旨(2015年度採用)
2015年度公募委託調査研究者から
報告概要が届いています
- 11 韓国における農協生命保険の経営特性と組織アイデンティティ分析
八戸学院大学 ビジネス学部 専任講師 崔 桓碩
- 13 地域エネルギー供給において協同組合が果たしうる役割
— 日米の比較調査から —
一般財団法人 地域生活研究所 研究員 三浦 一浩・手塚 智子
- 15 日本労働映画の百年
— 映像記録に見る連帯の形と労働者福祉・共済活動への示唆 —
共立女子大学 非常勤講師 佐藤 洋(代表研究者)
- 17 沖縄県における生活困窮者の支援に関する現況と課題
— 生活困窮者自立支援制度を中心に —
公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会
就職・生活支援パーソナルサポートセンター 統括責任者 濱里 正史
- 19 生活困窮者自立支援と地域・自治体の課題
— 地域政策としての就労支援 —
一般社団法人 PLP会館 大阪地方自治研究センター 研究員 尹 誠國(代表研究者)
- 21 2017年度公募委託調査研究を募集しています
募集のメインテーマは「ともに支えあう社会をめざして」
- 〈連載〉
23 「高年齢者の雇用と年金の接続」—①
山田 篤裕氏
- 〈連載〉
25 「社会保障講座」—①
望月 厚子氏
- 27 全労済協会客員研究員 中間レポート
客員研究員の中間報告会を開催しました
- 27 保険・共済金の支払いと外部化
京都産業大学 法学部 特約講師 高崎 亨
- 32 酪農協同組合AMULにおける組織運営と流通チャネルの構築
— インドの現地協同組合によるソーシャル・ビジネスの展開 —
京都大学大学院 経済学研究科 博士後期課程 下門 直人
- 「協同組合 未来への選択」出版記念
36 公開研究会(再録) — 2014年9月16日(火) 明治大学 駿河台キャンパス —
- 69 全労済協会 既刊報告誌

季刊誌『ウェルフェア』の発刊にあたって

当協会の広報誌『ウェルフェア』の発刊にあたり一言ご挨拶申し上げます。

まず、『ウェルフェア』の発刊に至った経緯ですが、当協会の活動等を広報するために発行を続けている「Monthly Note(全労済協会だより)」-月刊-は「もう少しコンパクトな形にし、ボリュームの大きいシンポジウムや研究会等に関する記事は別途広報誌を発行して掲載したらどうか。」また、「ホームページも組み合わせることで広報の厚みを増したらどうか。」という当協会運営委員の皆さまからの提言を踏まえ、「Monthly Note(全労済協会だより)」の読者アンケートを行い、お読みいただいている方々の意見もお聞きした上で発刊に踏み切った次第です。

4月、7月、10月、1月の年4回発刊、シンポジウムや研究会での議論の内容、研究者の皆さまの論考、読者の皆さまからの投稿や協会から皆さまにお伝えしたいイベント等に関するご案内などを、タイミングよく編集・収録した季刊誌として、本年7月(夏号)からスタートすることに致しました。

広報誌の名称を『ウェルフェア』とすることについて、英語やスカンジナビア語の語感の中には暗いイメージを持つという指摘もありますが、広く「幸福」や「福祉」という意味で受け止められている言葉でもあり、これで行こうということにさせて頂きました。ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

時代は今、不安な個人、ポピュリズムに苛まれる国家や組織、格差拡大と貧困問題、持続性を問われる社会保障、テロや平和への不安、そして地球環境問題への対応の揺らぎなど数多くの課題への対応を迫られ、広く内外の英知の結集が求められる状況にあります。

私どものこの『ウェルフェア』が、労働組合や協同組合の皆さま、研究者や社会保障や福祉活動関係者の方々を始め、広く読者の方々を含め、国の内外に係る諸課題の解決に向けてのハイマートのような役割が果たせるよう衷心より願っております。どうぞ、皆さまの『ウェルフェア』としてお支え頂きますようお願い申し上げます。

なお、当協会の前身である全国勤労者福祉振興協会の機関誌『勤労者福祉』、全国労働者福祉・共済協会の機関誌『ウェルフェア』および団体統合後には研究広報誌として『LRL(Labor Research Library)』を発刊してまいりましたが、それらの先行団体の志を引き継いで行きたいという願いも込めた今回の『ウェルフェア』の発刊でもあることを申し添えさせていただきます。

どうぞ、関係各位や読者の皆さまのお支えで新『ウェルフェア』がご期待に応えつつ発行し続けて行けますようお願い申し上げます、発刊のご挨拶とさせていただきます。



理事長
高木剛
全労済協会(一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会)



会長
神津里季生
連合(日本労働組合総連合会)

経済的格差・貧困の拡大が大きな問題になって20年余り。この間の経済状況の中で、都市と地方、大企業と中小企業、正規労働者と非正規労働者など、様々な形で格差が拡大してしまいました。雇用が劣化し、人口減少社会に移行する中で、多くの人たちが先の見えない不安を抱え、生きづらさを感じています。

世界に目を向ければ、今まさに不確実性の雲がたれこめています。包摂的な社会の実現は世界共通の課題であるはずなのに、世界の動きはまるで世の中の進歩を逆回転させるかのような懸念が、日々高まっている状況にあります。昨年来の英国のEU離脱、米国トランプ政権の成立、世界で続発するテロ行為、悲惨なシリアの状況、そして北朝鮮をめぐる緊張は一触即発の危機にあると言っても過言ではありません。

連合は、目指すべき社会ビジョンとして「働くことを軸とする安心社会」を掲げていますが、これを具現化する基盤の一つが包摂的な社会の実現です。持続可能な社会を実現するためには、拡大している格差・貧困の問題を正面から見据え、一部の富める者だけでなく、社会のすそ野に光をあて、自分自身の問題として受け止め、課題の解決に向けることが重要と考えます。

しかしながら、日本全国からのさまざまな声を聞くにつれ、世の中を覆っている閉塞感、自分ごとと捉えるだけの余裕がないのか「長いものには巻かれろ」的な流された感じ等、日本の行く末を考えた時、このままでいいのかという危機感を高めざるを得ません。

そういった意味でも、私たちの役割・責任はこれまで以上に重大さを増してきています。労働運動と労働者自主福祉運動が両輪となって、希望する誰もが学ぶことができ、公正で公平な労働条件のもとで働くことができ、人としてあたり前のくらしを営むことができる社会にしなければなりません。

労働運動においては「調査無くして運動無し」ということがよく言われます。この社会を変革していく運動を構築するには、現場で何が起きているのか実態をしっかりと把握し、その背景を的確に分析、問題の核心を明確にすることが不可欠だという意味です。

このたび発刊されることとなった季刊誌『ウェルフェア』は、全労済協会事業の柱の一つであるシンクタンク事業の記事、論稿、活動の紹介を中心に掲載される予定です。勤労者の自主福祉・共済活動の更なる前進を目指すという理念のもと、調査研究活動や講演会・シンポジウムの開催、教育・研修の内容について、これまで以上に広く内外に情報発信していくことは重要であり、そのための媒体が整理・拡充されることは望ましいことです。

本誌『ウェルフェア』が共助の拡大に向けた道しるべとなり、相互扶助事業、調査・研究活動等で時代を先取りした取り組みの手がかりになることを期待いたします。

全労済協会季刊誌『ウェルフェア』の発刊にあたり、全労済運動に結集する全国の会員の皆様とともに心よりお祝い申し上げます。

全労済協会は、今日までさまざまな活動に取り組み、数多くの実績を挙げられてきました。とりわけ、勤労者福祉をテーマとしたシンポジウムの開催、若手研究者・研究団体に対する貴重な研究機会の提供、次代を担う学生に対する啓発・普及活動を目的とした大学寄附講座の開設など、長期的な視点に立った人材育成を含めた「シンクタンク事業」について、積極的に取り組まれてきています。

そして、それらの活動の成果は、広報誌『Monthly Note（全労済協会だより）』や各調査研究の成果報告書、全労済協会のホームページや各種メディア媒体などを通じて幅広く広報されてきたところです。この度、発刊される季刊誌『ウェルフェア』は、「シンクタンク事業」により焦点をあてたものとして編集されるとお聞きしています。この季刊誌『ウェルフェア』の発刊を機に、勤労者の自主福祉・共済活動がさらに前進することを大いに期待してやみません。

さて、少子高齢化による労働人口の減少や労働組合における組合員数の減少など、全労済グループを取り巻く環境が大きく変化している中であって、協同の力により暮らしの安心と安全を拡充するとともに社会的役割を發揮していくためには、私たちの役割が極めて重要であることは明白です。

全労済にとって、2017年度は創立60周年の節目の年であり、中期経営政策『Zetwork-60（Z-60）』の最終年度にあたります。『Z-60』とは、「みんなですけあい、豊かで安心できる社会づくり」という全労済の理念のもとで、「事業構造改革」・「組織改革」・「意識改革」の3つの改革を成し遂げることにより、60周年を迎えた全労済が新たに生まれ変わり労働者自主福祉運動をさらに発展させていくことをめざしたものです。2017年度は、『Z-60』を完遂すると同時に、2018年度を起点とした次期中期経営政策『New-Zetwork』に繋げる年としなければなりません。

厳しい環境の中にあっても、全労済グループが将来にわたって勤労者福祉の向上に永続的に貢献できる存在であり続けることをめざして、基本三法人が個々の使命と役割を果たしつつ、三位一体によるグループの真価を發揮しようではありませんか。

むすびに、全労済協会が引き続き勤労者の福祉向上に寄与し、シンクタンク事業がさらに充実・強化されることを祈念して祝辞とさせていただきます。



全労済（全国労働者共済生活協同組合連合会）
代表理事 理事長 中世古 廣司

『ウェルフェア』という言葉は、その国の生活保障のあり方によって、まったく違った響きがある。アメリカでは、困窮層が依存する悪しき制度のことと受けとめる人が多く、公的扶助を受給する黒人女性がウェルフェアクイーンなどと中傷されることもしばしばだ。トランプ現象の背後にある、人々の制度不信を象徴する言葉なのだ。

逆にスウェーデン語の「ヴェルフェルド」は、中間層を含めて誰もが享受すべき豊かな生活という意味になる。ただそのスウェーデンでも、困窮層が定着する傾向が見られ、これまでのような普遍主義が維持できるか岐路にある。

本格的な超高齢化社会に直面しつつある日本は、課題先進国とも言われています。

高齢化、人口減といった急激な人口構造の変化への対応、中間層消滅とも言われる所得格差の拡大、貧困の連鎖、生活困窮など地域で新たに発生する複雑な社会問題、そして長寿によって「人生80年」から「人生90年」が現実になりつつあるなかで個々人・社会が加齢・長寿にどのように対応するかなど、複雑で解決困難な問題が多数発生しつつあります。

こうした複雑な問題は、細かく分類された専門

「シンクタンク事業」と「相互扶助事業」の実施によって、勤労者福祉の向上を目指す全労済協会が、一般社団法人・一般財団法人法による新組織となって4年が経過します。

勤労者の連帯を基礎とする「相互扶助事業」の重要性はもちろんですが、私は「シンクタンク事業」に特に注目しています。それは、企業の利潤追求に関連する研究支援が中心となりがちな各種の研究助成制度とは対照的な内容となっているからです。

バブル崩壊からリーマン・ショックを経た日本において貧富の差は拡大し、格差社会あるいは貧困の連

日本語の「福祉」という言葉は、アメリカよりは積極的な響きの一方で、スティグマ（恥ずかしい事というニュアンス）も伴ってきた。介護保険制度の定着などで、このスティグマが解消されてきたところで、改めて困窮や孤立の問題が深刻化してそこにどう対処するかが問われている。

『ウェルフェア』が揺らいでいる。全労済協会の新しい雑誌が、新しい『ウェルフェア』観を生み出していく創造的な議論の場となることを期待している。

中央大学法学部教授 宮本 太郎



領域ごとの研究では対応は困難です。

様々な分野の研究者・専門家、実務家、そして市民の知の融合が必要になります。

全労済協会と新しい季刊誌『ウェルフェア』がこうした課題解決に向けて研究・情報の発信、そして交流、議論の場になることを期待しています。

慶應義塾大学経済学部教授 駒村 康平



鎖という言葉が日本の問題点を示しています。そのような中で、経済的弱者保護などの重要な課題についての研究助成が行われており、その研究成果は現代日本社会に対して警鐘を打ち鳴らす貴重なものといえます。

この『ウェルフェア』によって日本の勤労者が問題意識を共有するとともに、さらなる勤労者福祉の発展の一助となることを祈念します。

全労済協会 理事・運営委員
日本大学危機管理学部教授 福田 弥夫



季刊誌『ウェルフェア』（全労済協会だより特別号）の発刊に、まずは心よりお慶び申し上げます。

本誌掲載内容は、研究者による論稿、本協会調査研究部の諸活動報告、開催シンポジウムの報告、客員研究員による報告等になるとうかがっています。本誌が、本協会の存在意義を広く知らしめる媒体になるよう祈念致しております。

ICA（国際協同組合同盟）の定める「協同組合原則」の第5原則は、「教育、研修および広報」に関するもので、「協同組合は、組合員、選出された役員、マネジャー、職員がその発展に貢献できるよう

に、教育と研修を実施する。協同組合は、一般の人々、特に若者やオピニオンリーダーに、協同することの本質と利点を知らせる。」としています。

今後この『ウェルフェア』が、協同組合（生協）を基盤とする全労済グループの「基本3法人」の1つとして、全労済協会が世に出す、「教育、研修および広報」のための主要ツールの1つになることを期待しています。

全労済協会 理事・運営委員
早稲田大学商学大学院教授 江澤 雅彦



全労済協会から、新たな季刊誌『ウェルフェア』が刊行されることとなった。研究会や書物の出版で協会にお世話になりながら、共済をはじめとする非営利・協同組織の勉強を進めている身として、心から祝辞を送りたい。

国連総会によって2012年が「国際協同組合年」に制定されたり、ユネスコが2016年に協同組合を「世界文化遺産」に指定したり、いま世界では協同組合などの非営利組織が競争経済とは異なった観点から経済事業を展開し、人々の生活やコミュニティの維持・発展に貢献することに大きな期待が寄せられている。

ところが残念なことに、そのような動きから取り残されているのがわが日本であって、政府もメディアも、こうした世界の潮流を国内に呼び込むことにほとんど関心を示していない。それだけに、非営利・協同陣営のシンクタンクとして全労済協会に課せられた使命は重く、この『ウェルフェア』誌が担うべき役割は大きくなるのだと私は考えている。読者とともに、本誌の成長を見守りたい。

全労済協会 運営委員
関西大学商学部教授 杉本 貴志



季刊誌『ウェルフェア』の発刊、おめでとうございます。『ウェルフェア』を日本語にすると「福祉」ですが、これは社会福祉と同一視され、必要な制度整備や公的サービスの確保として捉えられがちです。しかし、全労済協会が目指す勤労者の生活環境の向上とはもっと広い概念であり、必要な政策は、福祉以外にも雇用、医療保健、住宅、まちづくりなど多岐に渡ります。何より重要なのは、勤労者自身が互いに助け合う互助の思想で、そこでは異なる価値を受け入れ、それを強みに変えて次の社会を構築する包摂・進化の力が求められます。女性、障がい

者、LGBT、外国人、宗教や思想。こうした言葉から想起される社会の分断は深刻化する様相ですが、他方、ダイバーシティ（多様性）の確保こそが都市や組織の競争力につながるという論考も多くみられます。

勤労者の生活環境の向上を目指してきた全労済協会だからこそ、多様な勤労者が包摂され、進化する社会を目指し、研究調査を進め、世の中に働きかけて欲しいと願います。

全労済協会 運営委員
法政大学現代福祉学部教授 保井 美樹



全労済協会役員体制

全労済協会 第18期役員(理事・監事)名簿

2017年5月31日現在

役職	氏名	団体名
理事長	たかぎ つよし 高木 剛	
副理事長	なかせこ ひろし 中世古 廣司	全国労働者共済生活協同組合連合会
専務理事	あくつ まさゆき 安久津 正幸	
常務理事	いとう あきひこ 伊藤 昭彦	
常務理事	にしおか ひでまさ 西岡 秀昌	
理事	おうみ なおと 逢見 直人	日本労働組合総連合会
	くどう さとし 工藤 智司	日本基幹産業労働組合連合会
	かわもと あつし 川本 淳	全日本自治団体労働組合
	のなか たかひろ 野中 孝泰	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
	みやもと れいいち 宮本 礼一	JAM
	ぐんじ のりよし 郡司 典好	全日本自動車産業労働組合総連合会
	たのべ こういち 田野辺 耕一	日本私鉄労働組合総連合会
	うちだ あつし 内田 厚	全国電力関連産業労働組合総連合
	まつうら あきひこ 松浦 昭彦	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟
	のぞら やすゆき 野寺 康幸	一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター
	はな い けいこ 花井 圭子	労働者福祉中央協議会
	むとう かずふみ 武藤 和文	共栄火災海上保険株式会社
	しおた まさゆき 塩田 正行	公益財団法人 国際労働財団
	えざわ まさひこ 江澤 雅彦	早稲田大学 商学学術院
	ふくだ やすお 福田 弥夫	日本大学 危機管理学部
	はら ひでお 原 日出夫	全国労働者共済生活協同組合連合会
監事	しもだ ゆうじ 下田 祐二	日本労働組合総連合会
	とよしま あつみ 豊島 敦海	全国労働者共済生活協同組合連合会

理事 21名 監事 2名

※敬称略

全労済協会 第8期評議員名簿

2017年5月31日現在

役 職	氏 名	団 体 名
評 議 員	こうづ りきお 神津 里季生	日本労働組合総連合会
	かつの けいじ 勝野 圭司	全国建設労働組合総連合
	なんば じゅんすけ 難波 淳介	全日本運輸産業労働組合連合会
	くりはら まさる 栗原 勝	全日本自治団体労働組合総合都市交通局
	ひらかわ じゅんじ 平川 純二	日本化学エネルギー産業労働組合連合会
	えのもと かずお 榎本 一夫	全日本鉄道労働組合総連合会
	いしはら とみお 石原 富雄	全農林労働組合
	なわの のりひろ 縄野 徳弘	全国交通運輸労働組合総連合
	いとう みのる 伊藤 実	全国自動車交通労働組合連合会
	かすが べ よしのり 春日部 美則	日本ゴム産業労働組合連合
	みやざき たかふみ 宮崎 孝文	日本紙パルプ紙加工産業労働組合連合会
	いわもと うしお 岩本 潮	全日本電線関連産業労働組合連合会
	まつたに かずしげ 松谷 和重	日本食品関連産業労働組合総連合会
	かとう ゆきひろ 加藤 幸博	一般社団法人 全国労働金庫協会
	わだ としあき 和田 寿昭	日本生活協同組合連合会
	たけやま しんいち 武山 信一	全国住宅生活協同組合連合会
	にしおか ひるゆき 西岡 裕之	一般社団法人 日本共済協会
	ひとみ かずお 人見 一夫	公益財団法人 日中技能者交流センター
	いまの こういちろう 今野 浩一郎	学習院大学 名誉教授
	かとう ともやす 加藤 友康	日本再共済生活協同組合連合会
	りきいし としひろ 力石 利博	全労済 北日本事業本部
	ひろた まさみ 廣田 政巳	全労済 東日本事業本部
	おかやま しん 岡山 伸	全労済 中日本事業本部
	おだ かずゆき 小田 一幸	全労済 西日本事業本部
	とくなが ひであき 徳永 秀昭	全労済 職域事業本部

評議員 25名

※敬称略

2017年度(平成29年度)事業計画ダイジェスト

I. 事業方針

一般財団法人への移行から4年が経過し、シンクタンク事業を中心とする公益目的支出計画の三分の一が終了しました。相互扶助事業も認可特定保険業として、推進手法や支払態勢などを整備しながら、共済保険の普及に向けて推進活動を行っています。

2017年度は両事業における単年度課題を着実に遂行していくとともに、支出計画が終了する2025

年を見据えて、当協会の様々な可能性、方向性も含め、今後の当協会のあり方についての検討を開始していきます。

当協会は、2017年度も「絆を紡ぎ 未来を奏でる勤労者ネットワークの構築」をテーマに、勤労者が豊かで安心できる社会づくりに貢献できるよう、以下のとおり事業計画を定め、精力的に活動を行います。

II. シンクタンク事業A【公益目的支出計画における実施事業】

〈継続事業1〉

1. 勤労者の生活・福祉・共済に関する調査・研究および刊行物の編集・発行等に係る事業

(1) 調査・研究

- ① 勤労者福祉研究会
 - ア) 「格差・貧困の拡大の原因と是正施策に関する研究会」(成果書籍の刊行)
 - イ) 「これからの働き方研究会」
- ② 課題別調査研究／各種研究調査活動
 - ア) 「協同組合研究会」(成果書籍の刊行)
 - イ) 社会保障系・コミュニティの研究
- ③ 勤労者生活実態調査(アンケート調査等)

(2) 情報発信

- ① 刊行物の編集・発信等(研究成果の発信)
- ② WEBツール(メールマガジン等)
- ③ 広報誌(月刊誌・季刊誌)の発行

2. 勤労者の生活・福祉・共済に関する各種講演会、研修会、相談等の開催のための事業

(1) シンポジウム・講演会

- ① 東京シンポジウム(2017年11月)
- ② 地方における講演会(2018年春予定)

(2) 勤労者教育研修会

- ① 退職準備教育研修会

3. 労働者共済運動に関する指導・連絡調整のための事業

- (1) 労働者共済運動研究会

〈継続事業2〉

4. 勤労者の生活・福祉・共済に関する研究支援のための事業

- (1) 公募委託調査研究
- (2) 寄附講座の開設
 - ① 中央大学法学部(2017年4月)
 - ② 慶應義塾大学経済学部(2017年9月)
- (3) 客員研究員制度
- (4) その他団体との連携

5. 諸外国における勤労者福祉・共済活動に関する支援と国際連帯の促進のための事業

- (1) 国際労働財団と連携した各種国際連帯活動
 - ① 現地訪問による共済事業の普及推進支援
 - ② 労働組合指導者の招へい

6. 自然災害等による被災者救済のための支援事業

- (1) 自然災害被災者支援促進連絡会の活動
- (2) 調査研究
- (3) 被災者支援

Ⅲ. シンクタンク事業B【独自事業】

1. 新たな事業領域の開発を検討

- (1) 受託による調査研究
- (2) 新たな教育活動・研修会活動の検討

Ⅳ. 相互扶助事業

1. 事業体および制度内容の継続的な周知・徹底

- (1) Monthly Note(全労済協会だより)による告知

2. 収入保険料の拡大の取り組み

- (1) 全労済グループおよび全福センター等と連携した推進活動
- (2) 福祉事業団体・各産別本部への積極的な推進
- (3) 既契約のグレードアップと新規契約の獲得による収入保険料の拡大

3. 制度改定に向けた検討の開始

- (1) 保険収支および事業費の検証

8. 実績目標

単位:件/円

	法人火災	法人自動車	自治体慶弔	代理店契約	合計	
契約件数	2016年度末実績見込 (2017年5月)	3,761	3,413	677,049	—	684,223
	2017年度目標	3,961	3,443	684,049	—	691,453
	純増	200	30	7,000	—	7,230
	増加率	5.0%	0.9%	1.0%	—	1.0%
収入保険料	2016年度末実績見込 (2017年5月)	103,642,839	92,259,393	1,381,846,873	3,100,000	1,580,849,105
	2017年度目標	51,934,823	93,070,346	1,396,133,768	33,000,000	1,574,138,937
	純増	-51,708,016	810,953	14,286,895	29,900,000	-6,710,168
	増加率	-49.9%	0.9%	1.0%	964.5%	-0.4%

①上記の目標数値は、2016年度実績および事業経費予算額の確定に基づいて変動します。

②収入保険料は、法人火災共済保険の3年契約の保険料が2016年度61,844,799円から7,427,488円と減少することによるものです。

③代理店契約の手数料は年度単位になります。なお労働金庫での大口の更新契約が予定されていることから収入保険料についてはそのことを加味しての目標設定としています。

Ⅴ. 法人運営

1. 適切な運営による経営管理と資産運用管理

2. 事務局機能の検討と人事管理

3. 教育研修

4. 監査の実施

5. 広報活動・広報力の強化

6. 賛助会員制度の研究

2015年度公募委託調査研究者から報告概要が届いています

当協会では、勤労者の福祉・生活実態に関する調査研究を通じて、広く相互扶助思想の普及を図り、もって勤労者の福祉の向上とその発展に寄与することを目的に、公募委託調査研究を継続実施しています。「社会連帯への架け橋」をメインテーマに掲げた2015年度の採用研究者から報告の概要が届いておりますので、ご紹介いたします。なお、報告書については順次、発刊して参ります。詳細ならびにご注文については当協会ホームページを参照ください。

韓国における農協生命保険の経営特性と組織アイデンティティ分析

八戸学院大学 ビジネス学部 専任講師 崔 桓碩

地域エネルギー供給において協同組合が果たしうる役割—日米の比較調査から—(共同研究)

一般財団法人 地域生活研究所 研究員 三浦 一浩(代表研究者)

日本労働映画の百年—映像記録に見る連帯の形と労働者福祉・共済活動への示唆—(共同研究)

共立女子大学 非常勤講師 佐藤 洋(代表研究者)

沖縄県における生活困窮者の支援に関する現況と課題—生活困窮者自立支援制度を中心に—

公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会 就職・生活支援パーソナルサポートセンター統括責任者 濱里 正史

生活困窮者自立支援と地域・自治体の課題—地域政策としての就労支援—(共同研究)

一般社団法人 PLP会館 大阪地方自治研究センター 研究員 尹 誠國(代表研究者)

公募委託調査研究者からの報告書提出を受けて以下のとおり報告会を開催しました(所属は研究申請時)。

【報告会1】

日 時：2017年2月20日(月) 11:00～12:30

場 所：当協会会議室

テーマ：韓国における農業生命保険の経営特性
分析—共済事業との相違点を中心に—

報告者：八戸学院大学 ビジネス学部 専任講師
崔 桓碩

【報告会2】

日 時：2017年4月14日(金) 10:00～12:30

場 所：当協会会議室

(1) テーマ：地域エネルギー供給において協同組合が果たしうる役割—日米の比較調査から—

報告者：一般財団法人 地域生活研究所
研究員 三浦 一浩

(2) テーマ：沖縄県における生活困窮者の支援に関する現況と課題—生活困窮者自立支援制度を中心に—

報告者：公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会 就職・生活支援パーソナルサポートセンター統括責任者 濱里 正史

(3) テーマ：日本労働映画の百年—映像記録に見る連帯の形と労働者福祉・共済活動への示唆

報告者：共立女子大学 非常勤講師
佐藤 洋



韓国における農協生命保険の経営特性と組織アイデンティティ分析

崔 桓碩

1. 研究背景

韓国の農業協同組合（以下、農協）は、2012年3月2日に既存の「協同組合」から「株式会社」へ組織を転換した。その背景として、まず内部的には、農協が銀行、共済などの信用事業の収益確保に集中しており、組合員のための経済事業と流通事業は怠っていたとの指摘が長年の間続いてきた。なお、経済事業が信用事業の収益に依存する構造になっており、経済事業の自立と競争力強化が難しいという点も指摘されていた。そして、信用事業の場合、一般銀行との比較で、収益が減少しており、競争力も弱体化しているとの意見が高まっていた。さらに2008年の金融危機の影響で経営環境が厳しくなっており、信用事業の健全化のためにも経済事業と信用事業を分離しなければならないという意見が高まった。

次に外部的には、韓米FTAの締結のような自由貿易環境の拡大が挙げられる。自由貿易の拡大により、国内の農産物より価格競争力がある他国の農産物が輸入され、農協の経済事業をめぐる環境は厳しくなった。さらに、共済事業については、例えば、韓米FTAの中で、実行可能な限り保険事業と同一の規制を適用しなければならないと規定されており、保険事業とのイコールフットイングの要求も農協の組織改編を圧迫する要因となった。

そこで、政府は農協の経済事業を活性化し、会員組合と農業人の権益を代弁する農協本来の役割を充実させるため、農協改革を推進した。

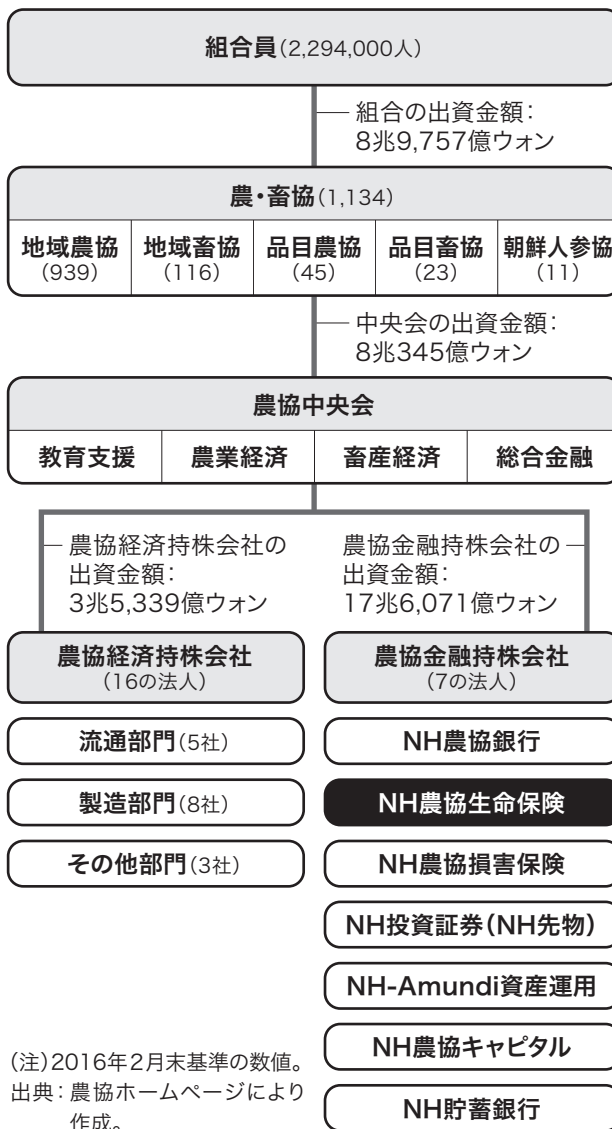
2. 研究内容

(1) 経営特性分析

農協生命保険の経営特性を「収支構造」「商品」「販売チャネル」「資産運用」の面で分析した。

第1に、収支構造は、全体的に逡増しているが、新契約の件数と金額の場合、保険事業に転換しても増加するなどの明らかな変化はまだ見られないため、保険事業への転換が農協生命保険の実績に

〈図〉韓国農協の組織体系



及ぼす影響は限定的であるといえる。なお、マーケットシェアも保険事業への転換後むしろ低下しており、共済事業の特徴として言われてきた要素が強みとして作用していないと考えられる。

第2に、商品は、生保他社と同様に貯蓄性保険商品から保障性保険商品へシフトしつつある。低金利時代やIFRS17の導入などの厳しい環境の到来により、生命保険の商品も大きな影響を受けている。

ところが、消費者の諸リスクを保障する観点から非常に重要な役割を担っている商品が、保険事業をめぐる外部環境により、消費者のニーズを充足させないことには疑問を感じさせるところでもある。

第3に、販売チャネルは、農協生命保険の場合、地域農協組合を利用した保険販売（いわゆる、バンカシュランス）がメインとなっている。バンカシュランスルールの適用を今後さらに5年間猶予されることになっているが、いつかは適用しなければならない課題である。バンカシュランスルールが適用されると、農協銀行の窓口で農協生命保険の商品のみではなく、生保他社の商品も販売することになり、農業人のための農協という認識から考えれば異質感を感じさせるところである。

第4に、資産運用は、資本を内部循環させることにより、その組織の成長・発展に大いに寄与しているという考え方は、現在は大きく変わってきている。近年は、資産運用において有価証券の割合が圧倒的に高く、農協生命保険も例外ではない。むしろ生保他社よりもその割合は高いことが指摘でき、徹底的なリスク管理体制が求められることになる。

(2) 組織アイデンティティ

農協生命保険の組織アイデンティティについて「名称（ブランド）使用料」、「アニュアルレポートにおける用語の変化」、「農協生命保険の社会貢献活動」、「役職員の急増」の面で分析した。

第1に、名称（ブランド）使用料は、農協生命保険が「農協」という名称を使用することにより、ホールディングスである農協中央会に払うものである。農協中央会はこの名称使用料を経済事業の活性化のために活用している。これは協同組合の組織アイデンティティを維持するための1つの手段であり、方法である。

第2に、農協生命保険のアニュアルレポートにおける用語の変化は、保険事業へ転換する前の2007年からすでに見られる。アニュアルレポートのタイトルや宣言文、経営目標などを見ると、「共済」の用語は削除され、「保険」の用語が全面に使われるようになった。なお、生命保険市場での競争を意識した経営目標が定められるなど、この時点から保険事業としての組織アイデンティティが現れつつあった。

第3に、農協生命保険の社会貢献活動は、他の

生命保険会社が主に社会的弱者を対象に社会貢献活動を行っている反面、農村に特化した社会貢献活動を行っている。保険事業での社会貢献活動は共済事業のときの社会貢献活動（当時は共済福祉事業）をそのまま継承していると評価することができ、その意味で社会貢献活動の面においては、組織アイデンティティの大きな差は見られない。

第4に、農協生命保険は保険事業への転換をきっかけに、役職員の数を大幅に増やしている。共済事業のときの約400人から保険事業である2015年の1,059人まで、既存の職員の2.5倍以上を新しく採用した。さらに、生保他社からの人材を専門契約職という非正規職として大量に採用しており、正規職とのコンフリクトも発生している。すなわち、2つの組織アイデンティティを有している中で、「コーポレート・ガバナンス」と「職員に対する教育」の重要性が今後の課題である。

3. おわりに

韓国の農協は、組織をめぐる内部的・外部的環境により、協同組合から株式会社へ転換した。それとともに、組合員の保障、または福利厚生の一環として行われてきた共済事業も保険事業になった。しかし、最近の韓国では、社会的経済の導入と協同組合の普及のために様々な法改正と活動が行われており、このような環境の中で、農協の組織転換は現在の流れに逆行している感じもある。

なお、農協組織が株式会社に転換したとはいえ、組織の「胎生的特徴」はその後も生かされると思われる。株式会社へ転換しても農協が農民のための組織という事実は変わらない。すなわち、共済事業本来の役割である組合員の所得保障・増大および生活リスク保障、そして、地域発展への貢献は保険事業化した後でも同一である。

ところが、農協の組合員と一般の消費者との区分が農協における共済事業に関してはなくなり、今後の事業を進める上で農協生命保険はある意味では2つの組織アイデンティティを抱え込むことになる。2つの組織アイデンティティがお互い衝突することによって発生するコンフリクトにどう対応するのが重要になっており、主にそれは「コーポレート・ガバナンス」と「教育」の問題に帰結する。

地域エネルギー供給において協同組合が果たしうる役割

— 日米の比較調査から —

三浦 一浩・手塚 智子

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故以後、多くの人々がエネルギー供給のあり方に関心を持ったであろう。原発のような大規模集中型ではなく、小規模分散型のエネルギー供給が実現できないか、「原子力ムラ」の人たちに勝手に決められるのではなく、市民の民主的な参加によって、エネルギー供給のあり方を決めていきたい、そう考えた方は少なくないと思う。実際、2016年4月に電力の小売り自由化が始まってからは、そうした組合員の思いを実現するために電気の小売りに参入する生協も増えてきている。

しかし、それではそれまではどうだったのだろうか。多くの人にとって電気は東京電力などの9電力と沖縄電力がそれぞれの地域で独占的に供給している姿が当たり前で、それ以外のあり方を想像することもほとんどなかったのではないだろうか。しかし、電気事業は9電力と沖縄電力による地域独占体制だったというイメージに反し、戦後の日本にも数多くの電気の協同組合が存在したことを本報告は明らかにする。続いて、本報告はアメリカに目を転じる。アメリカでは現在でも多くの電力協同組合が存在し、特に農村部においてエネルギー供給における欠くことのできない役割を担っている。最後に、電力自由化以後の日本における電気事業の状況を概観したうえで、本報告が示唆するものを明らかにしたい。

1. 戦後日本における農山漁村電気導入促進法と

「電気の協同組合」の実際

まず、戦後日本について見ていこう。日本の電気普及率は英国や米国などと比べても高かったが、それでも戦後直後の日本では、当時の農林省の調査によると少なくとも20万戸以上の未点灯戸、すなわち電気なしで生活している世帯が僻地や離島などを中心に存在した。

こうした状況の改善に向け、各地の自治体では補助などを行う動きがあったが、国の対策としては1952年に農山漁村電気導入促進法が制定され、本格化する。この法律は未電化地域に電気を導入する際の資金を融通することが基本的な目的であった。興味深いのはその対象となる事業は農協や漁協、森林組合などが主体となるとされており、協同組合による電気事業を促進する法律であったことである。また、同法による制度は当初、基本的に電気導入事業への資金貸付を行うという仕組みであったが、その後、改正されるに従い、国による補助の対象が拡大され、これにより、全国各地で協同組合による電気導入事業が行われ未点灯戸が解消されていった。

こうした電気導入事業の統計から、その事業の規模が見えてくる。1965年までの電気導入事業に

より、水力発電による電気を導入した地区が188、受益戸数90,363戸、火力発電が87地区、15,246戸、共同受電が754地区、54,540戸、一般受電が3,522地区、79,577戸で合計4,551地区239,726戸に電気が導入された。このうち一般受電は電気導入事業により電力会社の配電線を敷くことによって未点灯を解消したもの、つまり協同組合は工事のみを行ったものであるが、それを除く1,029地区においては協同組合による発電や配電事業が行われていた。言い換えると、日本においては戦後も1,029もの電気の協同組合が存在していたのである。

また、これらの事業はそれぞれの地域ごとに非常に多様な形で取り組まれていた。例えば、事業の運営のために生協がつくられていたり、町や村など自治体と一体となった運営が行われたりしていた事例もあった。また電気の売買の相手も、都道府県などの公営電気事業や別の組合がその対象となっている事例も存在した。これは、それぞれの地域ごとに地域の実情にあった運営が試みられていたためであろう。

しかし、ここで見てきた事例のすべてにおいて、協同組合による電気事業は最終的に廃止され、電力会社に移管されてしまった。

2. アメリカの電力協同組合

次にアメリカの電力協同組合について見ていく。アメリカにおいては農村部を中心に、47の州にほぼ900の電力協同組合が存在し、電気供給の少ない部分を担っている。47の州で4,200万人が何らかの形で電力協同組合の電気を利用していると推計されている。また電力協同組合の電気の供給先は全米の13%に相当し、全米の発電量の5%、販売された電力量の11%が電力協同組合によるものである。これらの電力協同組合は消費者が所有する非営利の組合であることを自任し、協同組合原則にのっとった運営がなされている。また、電力協同組合は農村部で事業を行っていることからその配電網は薄く広く分布している。上述の通り、電力協同組合のシェアは10%ほどだが、その配電網は全米の配電網の42%にあたり、国土の4分の3をカバーしている。配電網1マイルあたりの顧客数も電力会社の平均が34人なのに対し電力協同組合では7.4人に過ぎない。なお、興味深いことに、近年では再生可能エネルギーへの取り組みも広がっているものの、電力協同組合が原子力発電に関与している事例も少なからず存在する。

こうしたアメリカの電力協同組合が誕生したのは1930年代にさかのぼる。当時のアメリカは日本と同様、農村部の電化が進んでいなかったが、1935年、ローズベルト大統領のニュー・ディール政策の中で農村電化局が創設された。翌年には農村電化法が制定され、低利長期融資プログラムの運用が始まった。これにより各地で相次いで電力協同組合が設立され、現在にいたるアメリカの電力協同組合の基礎を形づくったと言える。

また、アメリカの電力協同組合ではナショナルレベルの連合会がつくられていることも特徴である。1940年代には戦時下において電力協同組合への非難が高まったため、これに対抗しロビイングなどをするための中央会組織NRECA(全米農村電力協同組合連合会)が設立されている。1960年代には資金需要の高まりや農村電化局の予算削減などへの対抗などからCFCという独自の金融機関を設

立、さらには1990年代に電力自由化に対抗するためマーケティングなどを支援するタッチストーン・エナジーを設立している。これらの連合会組織による政治面、金融面、経営面での支援が電力協同組合の事業を下支えしているのである。

単純な比較はできないが、組合員が自ら出資し、参加する協同組合であるという協同組合原則への強いコミットメントと、ナショナルレベルの連合会からの強いサポートが、日本とは異なり、アメリカの電力協同組合が現代にいたるまで地域コミュニティのなかで生き残り続けてきた大きな要因となっていると思われる。

3. 日米における協同組合による地域エネルギー供給の実践が現在の市民電力に与える示唆

日本では2016年の電力小売り自由化以後、自治体などが出資する地域新電力や生協などによる電気の小売り事業が増えてきている。その多くは再生可能エネルギーの推進や脱原発、エネルギー供給の分権化など社会的な目的を持った事業となっている。また、1990年代中頃から始まった、市民が再生可能エネルギー発電設備を建設する「市民共同発電所」運動も広がりを見せている。

こうした市民の動きを支援するためには①活動をサポートする中間支援組織、②電気事業の経済的価値を客観的に第三者が評価し算出する仕組み、③事業化支援と資金融通が重要となる。アメリカではナショナルレベルの連合会が①や③の機能を担っており、その事業のなかで②の役割も担われている。アメリカの電力協同組合の活動が日本におけるこれからの市民電力や地域エネルギー供給に与える示唆は大きなものがある。また、そう遠くない過去に協同組合が日本各地で電気事業を行っていたということ、それ自体が協同組合による電気事業の可能性を考えるうえで、大きな意味を持つ。本研究が日本のエネルギー供給システムを分散型かつ協同性を備えたシステムへと変え、ひいては社会が持続可能な未来に向かうことの一助になることを期待したい。

日本労働映画の百年

— 映像記録に見る連帯の形と労働者福祉・共済活動への示唆 —

代表研究者 佐藤 洋

本報告書は、日本における労働と映画の関係について、その歴史を研究した。2000年代以来、貧富の格差と貧困という問題が、日本に暮らす人々に共通の大きな問題であることが誰の目にも明らかになった。映画が、あらためて、格差・貧困といった現代的な社会問題に向きあう表現でありえるのか、という疑問が本報告書の根本問題である。

1. 啓蒙の記憶

行進する足、スクラムを組む手、道をうめつくしてデモをする人々。労働運動はなやかなりし1950年代には、映画は運動と共にあって、その意志を表現した。2017年現在では忘れられた労働と運動と歴史の関係を、本報告書は明らかにした。

もちろん1950年代にかぎらず、映画が日本に渡来した1897年から2016年までに、日本で製作された「労働映画」の作品にどのようなものがあったか。そのすべての作品を目録として記録しながら、労働と映画の関係はどうあって、どうあり得たかを考えた。ただし、『日鋼室蘭』（1955）、『1952年メーデー』（1952）、『山宣労農葬』（1929）といった運動や事件を表現した映画を掘りおこし、あの頃の熱気を思いだす、というような啓蒙だけが本報告書の意図したものではない。

2. 生産の論理に従属しない映画

例えば、アニメーション映画『魔女の宅急便』（1989）を本報告書では「労働映画」として考えた。当然、少女が宅急便屋さんをはじめて成長していくという物語に、労働・勤勉・成長というテーマを読みとれば、「労働映画」だと納得できるだろう。だが、そんな言葉では映画に感じたことはつくせない。むしろ、主人公の「少女」が「屋根裏部屋」に住んで夢をみる、そんな映画の魅力に本報告書では着目する。少女と屋根裏部屋に共通する特徴は「宙づり」である。少女という言葉が浸透していく歴史には、労働力でもなく子を産むのでもない、そういった意味での生産からは離れた存在としての女を認めようとする願望が見てとれる。「少女」小説や「少女」漫画というジャンルの夢見る力は、生産の論理から自律した人間の想像力をたたえたところに確立してき

た。屋根裏部屋の表象も同様である。食事をする居間と休息をとる寝室、それらを結ぶ廊下とも別の、無用の空間として屋根裏部屋は表象されてきた。

「宙づり」とは生産の論理に従属しない独自の論理をもっているという意味であって、そんな論理も生産と同様に人間にとって大切だからこそ、屋根裏部屋で夢見る少女の心に、人は魅力を感じてきたのである。

それにもかかわらず、労働運動は映画のそんな魅力を娯楽とみなし、軽視する傾向があった。運動が主催する映画会のプログラムに象徴されるように、娯楽映画によって人を集めはするが、運動の目的と本質を伝え、人々の感覚と意識を導くことのみ映画の真骨頂を認めるさらいが、映画と労働と運動の関係の中には常にあった。その傾向が1960年代に痛烈に批判され、それ以降、表面的には、労働運動と映画が疎遠になっていった。その歴史を踏まえてなお、新しい労働と運動と映画の関係を示唆するのが本報告書の最大の願いである。

3. 心といのり

1960年代に批判されたのは、人が働く時にすら様々に持っている感覚をくみ取ることなく、運動の隆盛や生産力の向上へと人々の意識を導こうとする映画観だった。最大の批判者は映画監督の松本俊夫である。批判の直後に松本が監督した映画『西陣』（1961）は、京都の西陣織の労働現場を撮影したドキュメンタリー映画だった。西陣で働く人々の労働病を企画時のテーマにした映画に、スポンサーでもある西陣織業者の多くが期待したのは、労働現場の近代化によって労働問題が解決し生産向上が進みつつある状況の表現だった。しかし、松本は取材するうちに西陣織の労働の中で人

が悩んでいる心の病に着目し、そんな心の病の中から連綿と生まれてきた、とげぬき地蔵などの信仰の歴史を表象したのである。

労働は必ずしも生産を至上目的にしない。労働とは自明の行為・時間ではない。「労働」それ自体の中にすら、理性では統御しきれない様々な感覚を人間は持っている、そんな感覚を労働映画が表象する道を松本の批判は切りひらいた。心の病や信仰への着目は、新しい労働映画を表象する礎である。

映画を娯楽とみなしてもかまわない。だが、娯楽には娯楽の論理がある。それは生産や団結といった論理に従属するものではない。生産や団結といった自明の目的へと人々の意識を〈導く〉狭義の労働映画だけではなく、人々が連綿といただいている意識や感覚の不思議な構造と歴史へと、心を〈拡散〉させていく表象もまた、広義の労働映画のあり方なのである。

4. 労働の表象

本報告書では、以上のような視点にもとづいて、それぞれの時代の狭義・広義の労働映画を見つめた。河西宏祐と井坂能行は、1960年代から90年代にかけて、教育現場・労働現場・映画製作の場で、労働と運動と映画の関係を模索してきた経験をえがいている。清水浩之はそれぞれの時代に特徴的な労働者表象のアイコンとなったスターについて伝えている。篠田徹は、労働研究が映画研究とむすびつく方法を考えている。

私たちは映画と労働と運動が、関わりあってかがやくあり方を考え、語り合ってきた。そこにさらに多くの方が関わっていただけるように、研究だけではなく、労働映画作品の目録をあみ基礎資料をつくりあげた。目録の項目に映像の所蔵機関やDVD化の有無も加えたのは、上映会の資料として利用されることを期待してのことである。これを読んでくださるあなたが、ご自身の経験と気持ちで研究と資料を読みといて、私たちの関心にどこかで共鳴していただけたら何よりの幸いである。

労働映画の表象は、労働と理性を考え直し、人間が生きてはたらくとは、どのようなことなのかを考え直させてくれる回路でありえる。1907年につくられた『足尾銅山騒擾の実況』は、日本ではじめて労働争議を撮影した映画だったが、争議の実態を知らし

めたり、運動への参加を鼓舞するような映画ではなかった。それよりもむしろ、同時代の漁業映画が、海のうねりと魚の巨大さに向きあう労働の迫力を楽しんだように、労働争議映画は起源において見世物であった。人々を行動にかりたてる感情の神秘に心おどらせる見世物だったのだ。勤勉と競争を啓蒙する点で狭義の労働映画の嚆矢だった『社会パック活動写真』(1906)も、玉乗りの見世物としての魅力を映画の骨子にすえた作品だった。各大学名を玉にかき、その競争を楽しむ映画は、当時人気をはくした見世物・玉乗りの魅力と、勤勉と競争をたたえるメッセージの両方から成り立っている。労働と玉乗りの間には、1900年代には通じ合う何かが見出されていたのである。『社会パック活動写真』は、広義の労働映画の中から狭義の労働映画が生まれてきた歴史を象徴している。現在でも自明視されがちな労働映画の啓蒙性ですら、絶対のものではないのである。

こんな風に労働の表象は、地域と時代によって異なっている。はたらくことが、どのような意味と価値を持つかを決めるのは、私たちと自然の関係なのである。その関係の中ではぐくまれていく幅広い感性の連合を見つめることが、新しい労働や労働運動や労働組合のあり方の指針となるのではないだろうか。

1960年代以降、労働と運動と映画の関係についての研究は日本では多くない。本研究は基礎研究として幅広い視野と資料を提供することを心掛けた。しかし十分ではない。例えば、労働運動の中でつくられ、上映されたフィルムの全貌ですら明らかではないのだ。1950年代には国鉄のフィルムライブラリーを筆頭に各組合がフィルムと映写設備をライブラリーとしてそなえ、映画や幻燈を自主製作していた。今ではそれらのフィルムがどれだけあったのか、どこへ行ったのか、わからないことの方が多いのである。研究をすすめながらフィルムの発掘とその資料・情報の収集も心がけた。組合員の方が撮影した8ミリフィルムなど思いがけない発見はあったけれど、わからないことの方が多い。労働組合の視聴覚事業の歴史についてご記憶の方はぜひ、記憶を歴史にしておくために力を貸していただきたい。本報告書はスタート地点をつくりだしたにすぎない。ここから、労働と映画についての研究と運動を、もっと深めていきたい。

沖縄県における生活困窮者の支援に関する現況と課題

— 生活困窮者自立支援制度を中心に —

濱里 正史

1. 研究目的と調査方法

本研究は、沖縄における生活困窮者支援について最も熟知している、現場の相談支援員等の関係者8人へのインタビュー調査を中心とした課題探索型の質的調査(半構造化インタビュー調査)を実施し、国や県などの行政では把握しづらい現場の知見に基づき、制度の現状と課題を洗い出し、生活困窮者自立支援制度の改正に資する提言を行うとともに、今後の沖縄における生活困窮者自立支援制度の在り方を展望することを目的とする。

2. 報告書籍の構成

第1章において、対象地域である沖縄の地域特性を概観したのち、第2章で、生活困窮者自立支援制度について整理する。そのうえで、第3章において、内閣府パーソナル・サポートモデル事業が沖縄において開始された2010年11月以降の沖縄における生活困窮者支援の展開と、沖縄における生活困窮者自立支援制度の実施状況をレポートする。最後に、第4章において、インタビュー調査の結果と、それに基づく生活困窮者自立支援制度の改正に向けた提言、沖縄における今後の在り方を展望する。

3. 沖縄における生活困窮者自立支援関連事業の実施状況

生活困窮者自立支援事業は、すべての市町村(福祉事務所)において必ず実施される「必須事業」と、それぞれの市町村(福祉事務所)が必要性を判断して任意に実施する「任意事業」に大別される。必須事業は自立相談支援事業と住居確保給付金の2つであり、任意事業には、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業の4つがある。

沖縄における生活困窮者自立支援事業の実施主体は、名護市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、浦

添市、那覇市、豊見城市、糸満市、南城市、宮古島市、石垣市の11市に、離島を含む30町村(郡部)を所管する沖縄県を加えた12である。

2016年度における沖縄の生活困窮者自立支援事業の実施状況は、必須事業である自立相談支援事業は当然のことながらすべての実施主体で実施されており、就労準備支援事業が6(実施率50.0%)、一時生活支援事業8(実施率66.6%)、家計相談支援事業3(実施率25.0%)、学習支援事業12(実施率100.0%)となっている。〈図表1〉

〈図表1〉 沖縄における生活困窮者自立支援関連事業の実施状況(2016年度)

	自立相談	就労準備	一時生活	家計相談	学習支援
実施自治体数	12	6	8	3	12
実施率	100%	50.0%	66.6%	25.0%	100%

資料:【「沖縄県福祉政策課ホームページ」(<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/fukushi/index.html>)】及び【インタビュー調査】を基に作成。

4. 主な成果指標から見た沖縄における生活困窮者自立支援制度の実施状況

主な成果指標から、沖縄における生活困窮者自立支援事業の実施状況を概観すると、2016年4月～2017年2月における人口10万人当たり月平均の新規相談件数(暫定数値、以下同じ)は24.7人で、全国平均を大きく上回り、厚労省の目安値もクリアしている。プラン策定件数は8.9人、就労支援対象者数は5.8人

で、ともに厚労省の目安値の8割程度の水準であるが、全国平均の倍以上となっている。就労者数、増収者数については、厚労省の目安値は示されていないが、これも全国水準を大きく上回っている。〈図表2〉

以上の数値から、沖縄における生活困窮者自立支援制度は概ね順調に機能していると判断されるが、今後の課題として、就労支援系の成果の向上があげられる。

〈図表2〉 沖縄における生活困窮者自立支援制度の成果指標の状況
(人口10万人当たり月平均件数、2016年4月～2017年2月)

	新規相談件数	プラン作成件数	就労支援対象者数	就労者数	増収者数
沖縄県	24.7人	8.9人	5.8人	3.83人	1.22人
全国平均	14.1人	4.3人	2.0人	1.62人	0.45人
厚生省目安値	22.0人	11.0人	7.0人	—	—

資料：【『生活困窮者自立支援制度における支援状況調査の集計結果－2017年2月末現在－』、2016年度、厚生労働省生活困窮者自立支援室及び沖縄県福祉政策課】を基に作成。(※報告書作成時点における暫定数値)

5. インタビュー調査に基づく制度改正に向けた 提言と沖縄における今後の展望

インタビュー調査から見えてくる現状と課題を基に、今後の制度改正に向けた提言を、「制度全般」「自立相談支援事業」「住居確保給付金」「一時生活支援事業」「就労準備支援事業」「家計相談支援事業」「生活保護との関連」「社会福祉協議会との関係」に分けてまとめた。紙数の関係から「制度全般」についてのみ紹介すると、「対象者を限定しない何でも相談」という原点を再確認する」「そのうえで、相談支援に関する地方自治体や現場の裁量を大幅に拡大する」就労準備支援事業や家計相談支援事業、一時生活支援事業などの任意事業を必須化し、アウトリーチから就労定着までの幅広で多様な支援を、一連の流れの中でスムーズに行えるようにする」「食料費や交通費、病院受診費、就職活動を含む連絡手段のための携帯費用といった支援に有効と思われる現金給付や現物給付を認めることで、支援の幅と効率が格段に向上すると推察される」「すべての自治体において、相談支援員だけでなく、就労支援員まで十分に配置できるよう予算措置し、出口支援の充実を図るべきである」「制度設計が市部を想定したものがベースになっており、複数の町村からなる広域での実施については、実践を踏まえて制度設計を変更・

充実していく必要がある」「特に、小規模離島町村の実態を踏まえ、離島に関する制度設計を抜本的に見直す必要がある」といったことがあげられた。

同じく、インタビュー調査から見えてくる現状と課題を基に、沖縄県における生活困窮者自立支援制度の今後の展望について、「制度全般」「自立相談支援事業」「住居確保給付金」「一時生活支援事業」「就労準備支援事業」「家計相談支援事業」「就労訓練事業」「人材養成研修」に分けてまとめた。これも「制度全般」についてのみ紹介すると、「沖縄全体の課題として、就職から就労定着に向けた出口支援の強化が共通項として挙げられる」「新規相談件数やプラン作成件数の水準を維持しながら、出口支援を強化するためには、必須事業である自立相談支援事業だけでは限界がある」「就労準備支援事業や家計相談支援事業などの任意事業を実施するとともに、すべての事業が有機的に結びついたチーム支援を行うことで、効果的・効率的な支援体制を構築することが優先して取り組むべき今後の大きな課題である」「住民票所在地と現住地、現在地、最終的な居住希望地が一致しない事例、あるいは支援が複数自治体にまたがる事例も一定数存在することから、こうしたことを念頭に置いた広域連携体制とルール作りが望まれる」といったことがあげられた。

生活困窮者自立支援と地域・自治体の課題

— 地域政策としての就労支援 —

代表研究者 尹 誠國

1. 研究の背景

バブル崩壊後における前述のように日本社会における格差・貧困の拡大等を受けて、生活困窮者自立支援法が2015年4月に施行された。生活困窮者自立支援制度は、相談支援の対象（入口）はかつてなく広く設定され、自立就労においても実施主体となる自治体に創意工夫を求める内容であること等、従来の年代別・対象別サービス給付の制度とは大きく異なる特徴を持っていると言えよう。

しかしながら、従来の日本の自治体における就労支援は、それぞれの自立支援の課題に対して支援制度・事業のグランドデザインが国によってつくられ、地域や自治体ではそれに従って実行に移すという構図である。今後、自治体においては、地域ごとの実施プランや地域政策の出来が地域のサービスを左右することになるが、現状は制度や事業ごとの就労支援が並立して、地域特性を踏まえた包括的な就労支援政策になっているとは決して言えない。そのため、就労支援政策を地域政策の一つとして位置付け、包括的で部局・分野横断的な取り組みは不可欠である。

2. 研究の目的

地域政策としての就労支援は、生活困窮者が一人でも多く、早期に生活自立できるよう、様々な支援メニューを用意し、新しいネットワークを構築することによって、彼らが周囲から承認されているという実感を得ることができ、社会とのつながりを強め、次の一歩を踏み出すようにするための取り組みである。そして、彼らに地域社会の一員であるというプライドを持たせるためにも、地域政策の一つとしての就労支援は大きな意味を持つと考えられる。

そのため、就労支援は一般的な労働政策として取り組むための自治体施策のあり方や仕組みづくりを模索する必要があるだけでなく、自治体における総合行政の一環として行われるべきであると言えよう。

これらの点を踏まえ、本研究では、自治体における就労支援の現状と課題を明らかにする。それに

基づき、既存制度の課題を解決する可能性として、すなわち並立する課題別対象別の自立就労支援をつなぎ、日本における就労支援が実効性の高い地域政策として根付くかを探る。そして、それが根付くためには、制度、実態両面においてどのような点が改善されるべきかを探る。

3. 主な論点

働く力、意欲は働くことを通じて育まれるという前提に立った就労支援が重要である。そのため、就労に特化した、従来の就労支援ではなく、より幅広い観点からの定着支援、伴走型支援が必要であると考えられる。そして、中間的就労（就労訓練事業）といった多様な職業キャリアの形成を想定した就労支援の必要性に注目する。また、出口となる企業等のニーズの模索や調整等、働く現場での労働力開発も非常に重要である。そして、ゴールを設定してそこに向かっていく支援のあり方ではなく、その人のペースで本人の意向を踏まえながら、就労支援に限らない自立のあり方を求めていくことも必要である。それによって、潜在している仕事、労働、雇用機会と、それらの機会と多様な人材が効果的につながる仕組みづくりが必要であると考えられる。

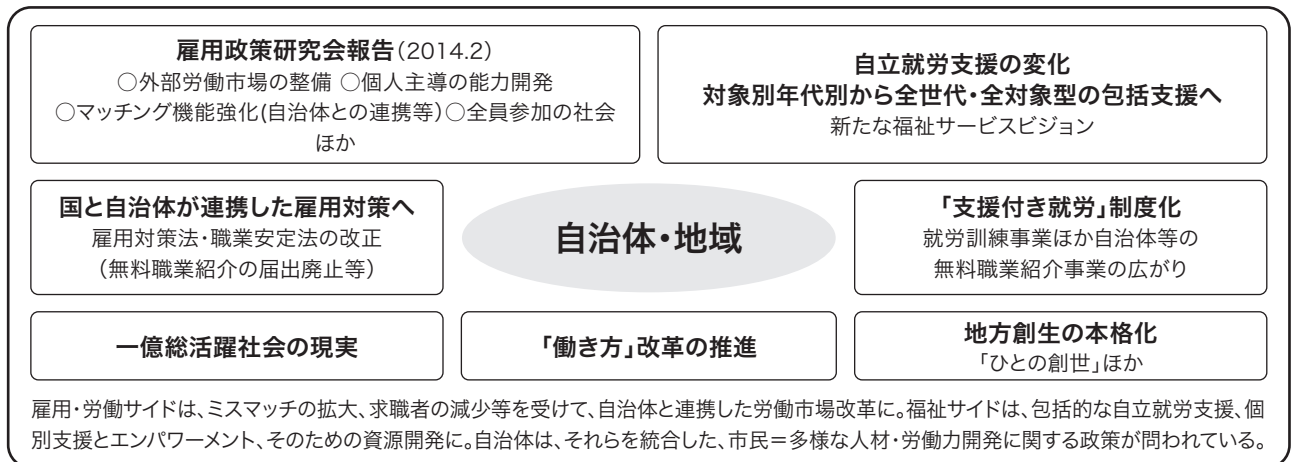
この点からの関連で考えるべきことは、まず、生活困窮者自立支援制度の入口ともいえる、相談窓口である。生活困窮者自立支援制度の導入によって、相談の間口は広がったのかについて考える。相談窓口の数が利用者数と比例しているのは確かであるが、窓口を設置したからといって利用者が見つかるという図式は必ずしも通用しない。そして、相談する内容が現金給付や介護サービスのように分かりやすくなく、個々の事情によって支援内容は変わり、見当たらないサービスはつukらないといけないという制度設計である。例えば、求人にすぐ繋ぐのではなく、就労訓練事業（中間的就労）や就労準備支援を提供するのが望ましいとなれば、その支援メニューをつukらないといけない。

そして、このような一つ一つの支援が進むことに

よって、その自治体や地域の相談支援の特徴、良さを形づくり、市民の理解が進み、支援サービス利用のパラダイム転換が起こると考えられる。また、自立支援の内容が充実すれば、利用者が増え、支援の利用者が地域の経済や社会の担い手として活躍することで、地域の魅力やマネーフローも高まる。これは、地方創生や地域活性化のアプローチとも類似した部分がある。そのような自治体政策の転換も現れている。しかしながら、求人に対応する人や自力で動ける求職者が減っているのも事実である。言い換えれば、自立支援の対象であり、何らかの相談支援は必要であるが、相談支援につながっていないため、雇用システムにもつながっていない社会的漂流状態の人が増えている。仕事をつくるだけ、産業を振興するだけでは、動く人が減っていて、動けないのである。仕事と自立支援が整っているところ、傷ついた自尊心を回復させながら能力を発揮できるような、活躍の場を求め、漂流している人が増えている。自立相談支援の窓口のあり方、ニーズの発見方法等が改めて問われている。

また、自治体政策では人口増加の時代から低成長経済を経て、「住み続けられる」地域づくりが標榜されてきたが、人口動態だけでなく地域の経済社会の特徴、強みはそれぞれ異なっており、住民・国民が求めるライフコースやライフステージの選択は、住み慣れた地域だけで選択することは難しくなっている。一方、移動の時間距離が大きく縮小され、1ヵ月や3ヵ月単位の広域的なワークスタイルも可能になり、ライフコースやライフステージにあった都市・地域の選択が可能になっているが、労働や社会参加

〈図〉雇用対策・就労支援をめぐる動き



をめぐる動きについては首都圏への一極集中は変わっていない。首都圏では格差の拡大と社会的支援が不足し、漂流する人たちが増えている。全国には経済社会的ポテンシャルの高い地域も多いが、そこに人は向かわない。

そして、今の日本ではなぜか社会的支援が整っているとは言えない。首都圏の事業所と同様の、メンバーシップ型労働社会の人事や生産管理が残り、多様な人材を対象にした自立就労支援が決定的に欠けていると言えよう。さらに、起業家等の自力で動ける人材の争奪戦が繰り広げられている。成功する起業家も人的資源を考えないビジネスプランを描くことはない。多様な人的資源の育成や支援が重要になっており、政策・事業の結集・統合の中でしか進められない課題の一つであろう。雇用分野では、「人材育成がセットされた流動化」が話題になっているが、各種相談、つまり「入口」を利用する人材は増え、多様な「出口」や支援付き出口を求めていることを考えると、「漂流なき(社会的支援を利用した)人材の広域的活躍(流動化)政策や事業が問われていると言えよう。

4. 研究方法

本研究においては、まず、生活困窮者自立支援制度の概要の分析を踏まえ、主に自治体における生活困窮者支援制度の運用状況や取組状況に注目して分析を行うが、特に、大阪府内の九つの自治体、また、秋田県藤里町、仙台市の取り組み事例等を中心に分析を進めている。そして、基本的には文献研究によるが、必要に応じて、事例調査、関係者へのインタビューなども合わせて行うことによって分析を進めた。

2017年度公募委託調査研究を募集しています

募集のメインテーマは「ともに支えあう社会をめざして」

当協会では、本号でご紹介したように、勤労者福祉に関する調査研究の一環として、2005年度から公募委託調査研究を実施しています。

2017年度の公募委託調査研究は、6月1日(木)から8月31日(木)までの期間、募集しておりますので、その概要をご案内いたします。

詳細については、当協会「公募委託調査研究」ページ(下記URL)掲載の「公募委託調査研究募集要項」をご覧ください。

応募の場合は、「公募委託調査研究」ページ上で応募エントリーをお願いいたします。応募エントリー後、返信メールにより「公募研究申請書」をダウンロードできます。

多数のご応募をお待ちしております。

全労済協会「公募委託調査研究」ページのURL

<http://www.zenrosaikyokai.or.jp/thinktank/research/assistance/>

2017年度公募委託調査研究の概要(「公募委託調査研究募集要項」からの抜粋)

●研究募集の概要

(1)目的

勤労者の生活の向上を図るために勤労者福祉等に関する各種研究を行っている若手研究者を中心とした公募委託研究を実施し、その成果を広く普及することにより、勤労者の生活向上に寄与することを目的に、公募委託調査研究を実施します。



(2)研究募集のメインテーマ

メインテーマ

「ともに支えあう社会をめざして」

1990年代以降の日本社会では市場原理主義的な発想のもとで、小さな政府を志向する政策が採用されてきたと言っても過言でないでしょう。そのような中であって、少子高齢社会の到来、地域コミュニティの弱体化、不安定雇用の広がり、相互扶助思想の後退、社会保障制度の機能不全など勤労者の生活不安の高まりが指摘されています。

このような状況にあって、豊かで持続可能な日本社会であるためには、これまで日本社会で育まれてきた人々の助け合いの心をさらに醸成させて、ともに支えあう社会であり続けることが不可欠であると考えます。このような認識の下、当協会では、日本の勤労者の生活の向上に寄与する以下の4つの分野における社会科学分野の調査研究を公募します。

- ① 共済・保険等の私的生活保障に関する調査研究
- ② 協同組合組織が果たす社会的機能に関する調査研究
- ③ 地域社会での新たなコミュニティ機能に関する調査研究
- ④ 雇用・生活の実態と社会保障制度・政策、特に格差・貧困の拡大に関する調査研究

(3) 応募資格

主たる研究拠点が日本国内にあり、下記のいずれかに該当する日本語での申請書・報告書の作成と報告が可能な研究者とします。

- 学校教育法に基づく大学及び同附属研究機関に所属する研究者
- 民間の研究所(民間企業の研究部門を含む)に所属する研究者
- 大学院博士後期課程在籍者

(4) 委託調査研究費と研究予算

委託調査研究費の総額は600万円とし、採用件数は4~6件を予定します。

(5) 応募受付期間

2017年6月1日(木)~8月31日(木)午後5時まで
(必着)

(6) 応募選考から研究成果公表までの予定

- ◇応募選考: 2017年10月~11月
- ◇採否通知および採用研究の公開:
2017年11月~12月
- ◇契約締結等: 2017年12月以降
- ◇研究期間: 2018年1月~2018年12月
- ◇研究成果公表:
研究期間終了後、当協会への最終報告書を提出。当協会に対する報告、広報誌への要旨掲載、報告誌の刊行と配布等。

(参考) 昨年度(2016年度)の募集テーマと採用研究



◇募集テーマ: 「ともに支えあう社会をめざして」

〈2016年度の採用研究一覧〉

募集の メインテーマ	研究タイトル	所属研究機関・役職 (応募当時)	(代表) 研究者氏名	公募報告誌
ともに支えあう社会をめざして	新規居住者(給与所得者)と農業等従事者との融合による新しい地域コミュニティの形成に関する調査研究一兵庫県豊岡市を事例に	特定非営利活動法人 地域再生研究センター 主任研究員	井原 友建	研究継続中
	(共同研究) 社会福祉事業が果たす地域自立に向けた福祉のまちづくりへの役割一大阪府下の事例を中心に一	東京大学 大学院 工学系研究科 都市工学専攻 博士後期課程	蕭 閔偉	研究継続中
	(共同研究) 農福連携による障がい者の「ディーセントワーク」成立要因の解明	京都大学 大学院 農学研究科 博士後期課程	植田 剛司	研究継続中
	高齢期平均余命の伸長に伴う長生きのリスクヘッジに関する実証研究	中央大学 経済学部教授	和田 光平	研究継続中
	災害時におけるコミュニティ組織やNPO間の連携や協働のあり方に関する調査研究	九州大学 大学院 人間環境学研究院教授	安立 清史	研究継続中

〈連載〉

「高年齢者の雇用と年金の接続」①

山田 篤裕氏

年金の支給開始年齢引上げと雇用確保措置の義務化

1. はじめに

日本は2000年代の終わりから持続的に人口が減少する社会に突入しています。すでに生産年齢人口(15~64歳)は1995年の8,700万人から減少し続け、20年間で1,000万人減少しました。国立社会保障・人口問題研究所が2017年4月に公表した「日本の将来人口推計」は、今後20年間で1,200万人の減少、さらにその後の20年間で1,500万人の減少を予測しています。

増大する社会保障給付に必要な財源確保には、一定の経済成長が必要であり、その経済成長のため、減少し続ける生産年齢人口に対し、労働力率を上げることが必要となります。労働政策研究・研修機構が2015年に公表した「労働力需給の推計」によれば、経済成長ゼロで労働市場への参加(労働力)率が現状のまま推移すれば2014年に6,600万人いた労働力人口は2030年までに790万人減少すると見込んでいます。一方、適切な経済・雇用政策で、経済成長とともに労働力率が上昇するとその減少幅は230万人減まで縮小可能です。

労働力率上昇の余地が大きいと期待されているのが高年齢者や女性です。本連載(4回)では高年齢者雇用と社会政策の課題について雇用と年金の接続に焦点を当て、筆者の研究を中心に解説します。初回は雇用と年金との接続に関する制度改革を振り返り、第2・3回では制度改革による効果を検討し、最後の第4回で高齢者の就業の妨げをなくすために必要な長期的な政策課題について議論します。そこには女性就業に関する議論も絡んできます。

2. 雇用と年金の接続をめぐる制度改革

社会政策の2本柱は社会保障と雇用政策です。社会保障の方では、年金制度改革の結果、老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げが行われました。60歳から64歳までに受給する老齢厚生年金は

将来の支給開始年齢引上げを見据え、基礎年金が導入された1985年に「特別支給」という位置づけになりました。特別支給の老齢厚生年金には「定額部分」と在職時の賃金に比例した「報酬比例部分」があり、その後の年金制度改革により、2段階のスケジュールで支給開始年齢は引上げられています。

まず1994年の年金制度改革により、2001年から2013年までの間に定額部分の支給開始年齢は60歳から65歳まで引上げられました。さらに2000年の年金制度改革により、2013年から2025年までの間に報酬比例部分の支給開始年齢が60歳から65歳へと引上げられることになりました。女性の支給開始年齢はこれより5年遅れのスケジュールで引上げられています。

ほとんどの企業で定年年齢は60歳に設定されているので、支給開始年齢が引上げられれば雇用と年金との接続に支障をきたします。

しかし雇用政策の方は、この問題対処について後手に回ってしまいました。60~64歳の雇用を確保すべく、2004年改正高年齢者雇用安定法(以下、高齢法)により支給開始年齢までの雇用確保措置の義務化が2006年に施行されました。それ以前(2000年~)まで雇用確保措置はたんなる「努力義務」に過ぎず、2001年度末に出された総務省勧告ですでに「希望者全員について65歳までの雇用が十分に確保されていない」と指摘されていました。

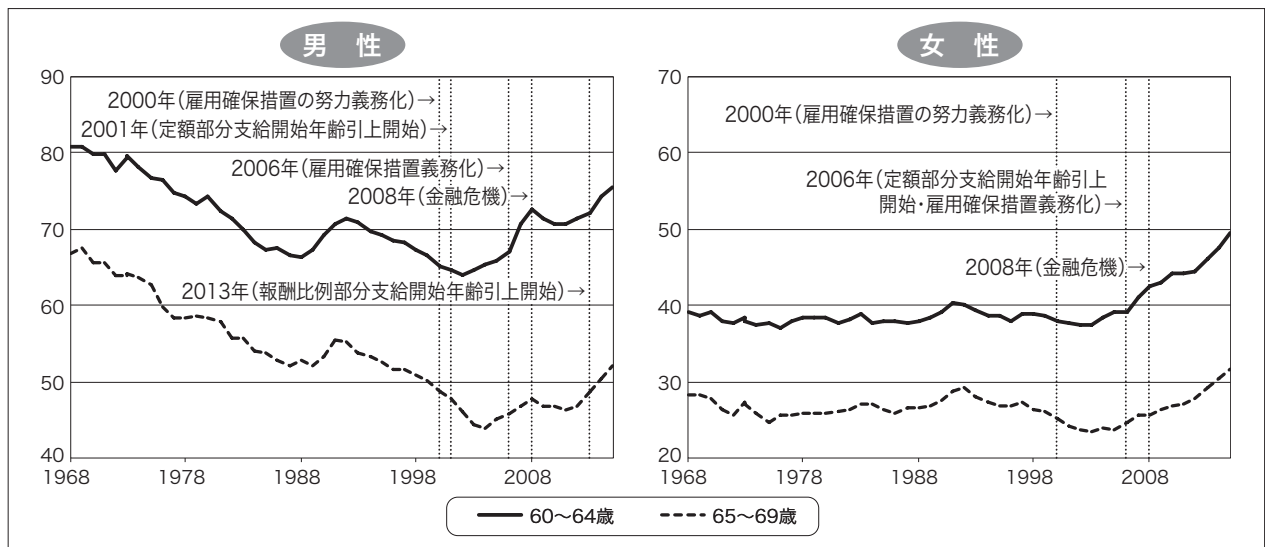
雇用確保措置が義務化された2006年時点で、男性の定額部分引上げ開始(2001年)からすでに5年が経過しており、定額部分の支給開始年齢は62歳になっていました。そのため、改正高齢法の施行時点(2006年4月)での雇用確保措置義務化上限年齢は62歳となりました。その後、定額部分の支給開始年齢引上げに合わせ2013年までに65歳へ

と段階的に引上げられ、さらに高齢法は2013年から始まった報酬比例部分の支給開始年齢引上げに対応するため、2012年にも継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みを廃止するなどの改正（施行は2013年）を行いました。なお支給開始年齢引上げとは異なり、雇用確保措置義務化上限年齢は男女とも同じスケジュールで引上げられています。

3. 雇用と年金の接続をめぐる3つの論点

以上、高年齢者雇用と年金の接続に関する

〈図1〉60歳台の就業率の長期トレンド(1968-2015年)



出所：総務省『労働力調査(長期時系列)』

連載の第2・3回では、支給開始年齢引上げが先行した男性60～64歳を中心に、社会政策の影響について主に3つの疑問を検討します。1つ目は支給開始年齢引上げ・高齢法改正により就業率が上昇し、支給開始年齢引上げで減少した年金を埋め合わせるだけの所得を得られたかです。とくに2013年から男性の報酬比例部分の支給開始年齢引上げも始まり、雇用も年金もない所得の空白期間が生じていないか懸念されます。2つ目はどのような企業で継続雇用率が高かったかです。3つ目は、支給開始年齢前に減額された年金を受け取る「繰上げ支給」制度がありますが、この制度が果たして雇用と年金の接続が上手く行かなかった人々に対する所得保障の役割を果たしていたかです。

2000年代の主要な社会政策の動きについて簡単に振り返りました。高齢者の就業率の長期推移をみると(図1)2003年以降、男女とも、60～64歳・65～69歳とも上昇トレンドにあります。ただし長期的には男性は減少トレンドからの反転、女性は定常的に低かった状態からの上昇となっています。これらは2000年代に行われた一連の社会政策の効果なのでしょう。

以上3点について結論を先取りすれば、1つ目については改正高齢法・支給開始年齢引上げに伴う就業率上昇効果はありましたが、2013年以降、雇用と年金との接続が上手く行かず、所得の空白期間ができてしまう人々が一定割合出てきています。また、所得減少を補う効果は限定的でした。その理由は、2つ目と関連しますが、企業は継続雇用(再雇用)時の賃金の大幅引き下げを通じ、高齢者に「継続雇用を希望させなくする」ことが可能であったからです。これは改正高齢法の抜け穴といえるでしょう。3つ目の繰上げ支給制度については、雇用と年金の接続がうまくいかなかった人の貧困リスクを軽減する効果があったといえます。

【執筆者紹介】山田 篤裕氏(慶應義塾大学経済学部教授)

専門は社会政策論、社会保障論、労働経済学。慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学。国立社会保障・人口問題研究所、経済協力開発機構、慶應義塾大学経済学部専任講師、助教授を経て、2012年より現職。

〈連載〉

「社会保障講座」—①

望月 厚子氏

雇用保険法の改正について

1. 雇用保険が変わります

国の雇用政策の目的は男性、女性、若者、高齢者、障がいのある人、難病の人など働く意欲のあるすべての人々が、能力を発揮し、安心して働き、安定した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現です。

この一億総活躍社会実現の一環として、昨年からは雇用保険法の改正が段階的に行われています。

例えば、雇用保険の加入要件から年齢要件を撤廃したり、教育訓練給付の拡充をしたり、子育てや介護と仕事の両立を推進するために介護・育児休業を取得しやすくしています。

おもな改正は図表のとおりですが、いくつかご紹介しましょう。

2. 65歳以上も雇用保険の被保険者に

生涯現役社会の実現の観点から、今年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象になりました。

雇用保険の適用要件は1週間の所定労働時間が20時間以上あり、かつ、31日以上雇用見込みがあることです。

この適用要件を満たす場合、雇用保険の被保険者になりますが、雇用保険料は平成31年度まで免除になります。

なお、高年齢被保険者として離職した場合、受給要件を満たすごとに、高年齢求職者給付金が支給（年金と併給）されます。

さらに、受給要件を満たせば、育児休業給付金や介護休業給付金、教育訓練給付金も受給することができます。

3. 介護休業の分割取得が可能に

介護のため離職する人は年間10万人いると言われており、家族の介護と仕事が両立できるように法改正されました。

要介護状態にある配偶者や父母、子、配偶者の

父母などの家族を介護するための休業を取得した場合、最長3ヵ月(93日)で、複数回休業取得する場合は、3回を上限として、通算93日まで分割取得ができるようになりました。

介護休業を取得した場合、雇用保険から介護休業給付金が支給されます。

支給される額は原則として、休業開始前に受けていた平均賃金の67%(平成28年8月1日以降に介護休業を開始した人の場合)です。

例えば、賃金30万円の人で介護休業期間中の賃金が無給の場合、 $30万円 \times 67\% = 201,000円$ 、最大3ヵ月で603,000円の支給になります。

なお、支払われた賃金が休業開始時賃金月額額の80%以上の時は支給されません。

4. 専門実践教育訓練給付の給付率引き上げ

雇用保険には働く人が資格や技術を身に付けてキャリアアップできるように支援する制度として、「教育訓練給付制度」があります。

この制度は厚生労働大臣の指定する講座を受講し、修了すると本人が支払った受講料の一部が払い戻されるというもの。

一定期間被保険者期間があれば、正社員、短時間労働者、65歳以上の人も受給することができます。

指定講座にはTOEIC、簿記検定、看護師などがありますが、厚生労働省ホームページ「教育訓練講座検索システム」で検索することができます。

<http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/SSR/SSR101Scr01S/SSR101Scr01SInit.form>

この教育訓練給付制度には「一般教育訓練給付金」と「専門実践教育訓練給付金」があります。

前者は支給額が受講費用の20%で、上限額が10万円(4,000円を超えない場合は支給なし)です。

例えば、受講費用30万円の講座の場合、 $30万円 \times 20\% = 6万円$ が支給されます。

後者の専門実践教育訓練給付金は働く人の中長期的なキャリア形成を支援するより専門性の高い資格や分野にチャレンジしたい人向けです。

支給額は受講費用の40%(年間上限額32万円)で、最大3年間・96万円(4,000円を超えない場合は支給なし)です。

加えて、これには「追加給付制度」が設けられています。

受講修了日の翌日から1年以内に資格を取得し、正社員などで雇用された場合は、追加で受講費用の20%が支給されます。

追加分を合わせた支給額は受講費用の60%

(年間上限額48万円)で、最大3年間・144万円にもなります。

平成30年1月からは受講費用のうち50%(年間上限額40万円)、追加分を加えると70%(同56万円)になります。

来年1月からは受講費用の最大70%が給付されますので、ご自身のキャリアについてじっくり考え、この制度を利用できる人は何を学ぶか検討されるとよいでしょう。

(注)各種給付金を受給するには受給要件等を満たす必要があります。個別のケースについては必ず受給要件等をご確認ください。

〈図表〉おもな雇用保険法の改正

実施時期	改正内容
平成29年1月1日～	65歳以上の雇用者も雇用保険の適用の対象に。 雇用保険料の徴収開始は平成32年4月から。
	介護休業(93日間)が3回まで分割取得できるように。 ※平成28年8月1日に介護休業給付の給付率の引き上げを行った。 【介護休業給付の給付率40%→67%に】
4月1日～	雇用保険料率(労使折半)を0.8%から0.6%に引き下げ。
8月1日～	倒産・解雇等により離職した45歳未満の人の所定給付日数の引き上げ。 【30～35歳未満:90日→120日、35～45歳未満:90日→150日】
10月1日～	育児休業期間の延長および育児休業給付の支給期間の延長へ。 【保育所に入れない場合等1歳6ヵ月まで→2歳まで延長】
平成30年1月1日	専門実践教育訓練給付の給付率引き上げ。 【受講費用の最大60%→70%に】

【執筆者紹介】望月 厚子氏(社会保険労務士、ファイナンシャル・プランナー)

大手生命保険会社、独立系FP会社を経てフリーに。年金、資産運用、保障設計、住宅ローン等の相談業務、新聞・雑誌等への原稿執筆、各種セミナーの講師を務めている。

客員研究員の中間報告会を開催しました

当協会では、若手研究者に研究活動の機会を提供するとともに、若手研究者の支援を図ることを目的に客員研究員制度(非常勤)を実施しており、現在、2016年4月に採用となった2名の研究員に、「共済・保険に関するテーマ」および「協同組合に関するテーマ」について研究いただいています。研究期間(2016年4月1日～2018年3月末)の半分が経過したことから、中間報告会を開催しました。

引き続き、研究を進めていただき、2018年3月を目途に研究成果を報告書に取りまとめ、広く社会に発信する予定です。

【共済・保険に関するテーマ】

高崎 亨氏 [京都産業大学法学部 特約講師]

【協同組合に関するテーマ】

下門 直人氏 [京都大学大学院経済学研究科 博士後期課程]

【中間報告会】

開催日時：2017年4月13日(木)14:30～16:00

場 所：当協会会議室

保険・共済金の支払いと外部化

京都産業大学 法学部 特約講師 高崎 亨

1. 本稿の目的

本稿は、損害保険のなかでも特に自動車保険・自動車共済における損害サービスについて取り上げる。損害サービスは自動車保険事業の提供するサービスそのものであり、保険と共済に共通する、もっとも大事な機能であると考えられるが、他方で約款論やファイナンス論に比して、学術的に体系的な研究がなされてきたとはいえないと考えられる。そこで本稿では、身近な保険商品である自動車保険を例に、そのサービスの実現にあたる損害サービスについてとりあげることとする。特に本稿では自動車交通事故の発生に伴う経済的損失の発生とその保障に注目し、保険金の請求から支払いまでの過程を分析することで保険と共済に共通する、経済的保障を実現するシステムのメカニズム、すなわち損害サービスの構造と過程を明らかにする。

損害サービスシステムの考察については、もっと

も消費生活になじみ深いと思われる自動車保険を例にとる。自動車保険の場合、各社は代理店やインターネット通販など、多様な販売チャネルを駆使しており、例えば漢字損保とカタカナ損保とでは、その営業形態は異なり、マーケティング戦略も異なっている。しかし、損害サービスの手続きやプロセスは、おおむね画一化・定型化されており、営業分野ごとに会社ごとの相違も営利保険と協同組合共済との差異もみられないのではないかと考える。この分野の研究業績は、広く業界の知見として有益であるはずである。

損害保険における損害サービスは商品であり、保険サービスの本質であり、保険金の支払いを伴うものである。収支相当の原則に従えば保険料と保険金は等しくなるはずであるが、自動車保険等の損害保険は実損填補であるため、生命保険とは異なり、契約締結時に保険金額を定額化しておくことが

できない。過大な保険金の支払いは当然、経営に悪影響を及ぼしかねず、損害サービス担当者の役割は重要なものとなる。現在のような低成長時代には、保険料収入の大幅な増加は見込めず、いっそう適正な保険金額の算定が求められる。損害サービスのよりいっそうの「良質化」と担当者の「増員」が求められるが、これは大きなコストを伴う。低コストと高品質を両立することは、自動車保険各社の経営課題であり、損害サービス研究が必要な理由となりうる。

海外の保険会社の中には、技術アジャスター業務を含む損害サービス職能を外部の専門業者に委託（アウトソーシング）するところもある。特にEUのような統一的競争市場では、この動向が顕著である。本稿ではイギリスの自動車保険会社の損害サービスのアウトソーシングについての実証研究を基に、「損害サービスのアウトソーシング」について論じる。一般的にサービスのアウトソーシングは製造業のアウトソーシングの延長線上で捉えられており、実際、ITや福利厚生等、多くの経営職能がアウトソーシングされている。損害サービスもアウトソースする検討を行う。

本研究では、以下の作業仮説を設定し、自動車保険事業における損害サービスと損害調査の重要性を考察する。

- (1) 自動車保険事業において、損害サービスは本質的サービスであると考え、それは妥当か。伝統的な保険学において、損害サービスはどのような位置づけがなされ、考察されてきたか。それは自動車保険・自動車共済研究においてどのように反映されてきたか。
- (2) 日英の自動車保険事業における損害サービスのシステムとプロセスを比較検討し、それぞれの保険事業における損害サービスの位置づけ（経営上の重要性）を考察する。どちらも手続き等の類似性は認められるが、経営上の位置づけの類似性（あるいは競争戦略上の優位性）が認められるか。
- (3) イギリスでは、保険事業のアウトソーシングが進んでいるが、わが国の保険経営上、学ぶべき点がありうるか。競争戦略上、保険事業のアウト

ソーシング、特に損害サービスのアウトソーシングは有益であるか。

2. 保険・共済と損害調査

2-1 先行研究1：保険本質論における損害サービスの位置づけ

本研究では、損害サービスと損害調査が、自動車保険の本質において、どのような位置づけになるか、という観点から一つの考察を試みている。もともと保険とは何かという問題の解明に保険学は苦しんできた。保険とは、それあるがゆえに保険と認められ、それを欠くがゆえに保険にあらずとされる要素、保険にとって不可欠のファクターを抽出した場合に、そのものを指して保険の本質とするはずである。保険の本質を過不足なく言語的に明示できれば、保険の定義も可能となる。しかし保険の現実が、その共通事項の探索作業を困難にした。

近代保険はまず、海上保険のように産業資本や商業資本、すなわち機能資本の偶然的災害に対処する企業保険として成立した。一方当事者が保険者として相手方である保険契約者から保険料という対価を得て、保険事故により相手方または第三者（被保険者）に生じる損害を填補することをひきうける損害保険が典型である。

ところが、19世紀以降、生命保険が登場した。生命保険は家計保険として、所得喪失の不安に対処する。生命保険は保険事故が発生すれば、具体的損害の有無や損害の程度に関係なく、保険者はあらかじめ約定した金額を相手方または第三者（保険金受取人）に給付する。損害保険のように損害を填補するとはいいがたい。生命保険と損害保険をいかに統一的に概念把握するか、いわゆる保険本質論が保険学界の重大な課題として議論されるようになった。

もともと現在では、保険本質論を無意味と断じ、機能説というべき学説が唱えられるようになった。傾向として、ファイナンス論の観点から、保険と証券・デリバティブとの異同・相互補完性や保険基金の運用についての研究については多いものの、保険保障の側面は見過ごされているようになり、保険本質論議は停滞した。

以上、これまでの保険本質論を見ると、共通準備

=資金形成や確率計算等の技術に注目した学説はあるが、損害サービスを明示的に意識した本質論はないようである。本研究では、後述のように自動車保険に特化し、それに該当する定義と位置づけを行っている。

2-2 先行研究2：サービス研究における損害サービスの位置

本研究では、サービス研究から損害サービスと損害調査を検討する方法を試みた。私見では、保険金支払いを含む損害サービスプロセスは、保険サービスの中核を構成すると考える。しかし、いわゆるサービス研究の観点から損害サービスを考察したものはなさそうである(そもそも保険が取り上げられた形跡がない)。サービス研究自体、新しい学問領域でありマーケティング論に特化していたり(米)、航空事業の顧客満足の向上に注目していたり(北欧)という点にとどまり、ひろくマネジメントの効率化への応用や、例えば保険事業の人事戦略的研究は、欧米でもなされていないようである。

2-3 用語の説明：自動車保険損害サービスと損害調査の関係

本稿では、契約者から自動車保険会社への事故通知・保険金請求から、相手方との示談交渉・成立、保険金の支払いまでの一連のプロセスを「損害サービスプロセス」と称し、このプロセスの中で保険会社が契約者に対して提供する諸々の行為を「損害サービス」と定義する。このプロセスの中でも特に、事故原因の調査から損害額の確認、過失割合の判断に至るまでの保険会社担当者の行為を指して「損害調査」と呼ぶことにする。

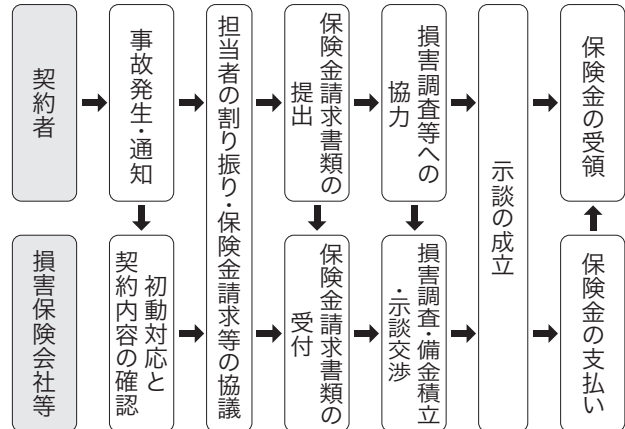
3. 日本の損害調査の体制と過程：交通事故と自動車保険の場合

わが国の保険会社では、営業部や地域支店と損害調査組織とは独立した組織として設けられる。損害調査部門の組織は、大きく3つに分かれる。事故報告を受け付ける①コールセンター、実際に損害調査を行う②損害調査オフィス、損害調査のためのルールや技術を検討する③損害業務部門の3つである。自動車保険でもこの枠組みは変わらない。

自動車保険の場合、契約者が事故を起こした場合、事故発生の連絡が代理店、営業支社経由でま

たは24時間事故受付のコンタクトセンター(コールセンター)に入る。コンタクトセンターでは、契約者への初動対応(被害者の応急手当、事故状況の確認等)を行うとともに、事故状況を最寄りのサービスセンターへ連絡し、事故速報をコンピュータ登録する。

〈自動車保険損害サービスプロセス(事故発生から事故解決・保険金支払いまで)のフローチャート〉※



※日本損害保険協会の2016年度版ファクトブック60ページを参考にした。

事故の担当センター、担当者が決まると、当該契約者の契約の有無と入金状況を確認した後、担当者は契約者と協議を行い、保険金請求書類等の取り付けを依頼し、必要に応じて事故現場の確認や警察、病院、修理工場等を訪ね、事実関係の把握に努める。立会調査等、専門的知識を必要とするところは、専門家である技術アジャスター(物損害の場合)に委嘱する。アジャスターとは、損害保険会社の委嘱を受け、自動車物損事故による損害額や事故の原因調査をする専門家のことであり、所定の試験に合格した後に日本損害保険協会に登録した者をいう。担当者は、アジャスターの意見・報告を参考に、支払保険金予定額を見積もり、支払備金を計上する。

担当者は、契約者と協議しながら、被害者・相手方保険会社等との間で過失割合、損害認定について交渉し、示談をすすめる。示談が成立すると、支払保険金が確定し、支払手続きが行われる。示談が不成立の場合には、調停・訴訟等の司法手続きに進むこともある。自動車交通事故の場合にはADRが利用されることも多い。最後に、保険代位手続と保険金の回収が終了すると、損害サービスプロセスが完結することになる。

4. イギリスの損害調査の体制と過程

4-1: 損害調査の特徴と組織

イギリスでは、個人分野の保険はダイレクト型による販売シェアが高く、事故報告もダイレクトコールセンターが活用されている。損害調査部門の組織は、事故報告を受け付ける①コールセンター、実際に損害調査を行う②損害調査オフィス、損害調査のためのルールや技術を検討する③損害業務部門の3つである。

損害調査オフィスは担当者とマネジャーなどから構成されるラインと、エンジニア、サーベイヤー、ロス・アジャスター、損害調査人、弁護士などの専門家からなる。個別の案件は担当者が受付し、交渉・協定・支払いを実行し、マネジャーは彼らを管理し、高度な判断を行うものとされる。損害調査の専門家としては、モーターエンジニア(車両事故を調査する)、サーベイヤー(財物損害を調査する)、ロス・アジャスター(損害調査から協定まで行う)、弁護士、医師がある。ロス・アジャスターらはアウトソースされることもある。

イギリスでは多くの自動車保険会社が、外部の専門機関へ業務をアウトソースしている。保険会社から業務をアウトソースされる相手先としては、コールセンター専業会社とロス・アジャスター会社とが代表的である。ロス・アジャスター会社とは、保険会社から委託を受けて、被保険者の保険の目的に生じた損害について、専門的調査を行い、損害の範囲や価値の評価を行うロス・アジャスターの中心に構成される会社のことである。

勅許保険協会(CII)の調査によると、イギリスの自動車保険業界には4点の課題があるとのアンケート結果がある。すなわち、①詐欺防止(24%)、②優秀な従業員の雇用(18%)、③保険金支払期間の短縮(15%)、④FSAの規制(14%)である。アウトソーシングは優秀な従業員をローコストで確保することができ、詐欺防止や支払期間の短縮に資すると受け止められている。

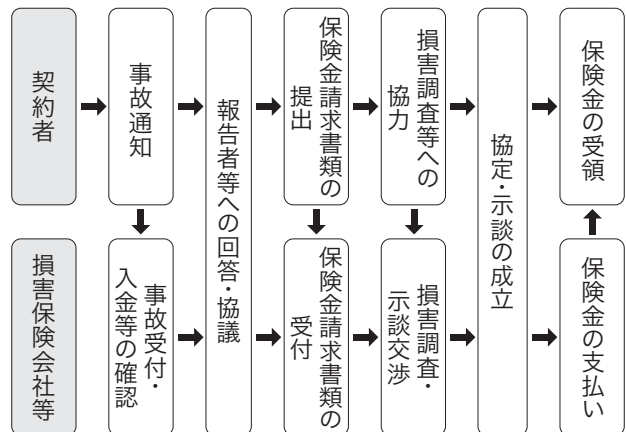
4-2: 損害調査のながれ

イギリスにおいても、損害調査は社内の担当者と社外の専門家とが協力して行う。

事故が発生した場合、被保険者らは速やかに事

故報告しなければならない。ダイレクト型が多いということもあり、基本はコールセンターに架電するという形で行われるが、ウェブサイトからの連絡や代理店経由のものもある。架電による場合は、報告内容を録音する。その場で社内情報システムにアクセスして契約確認や保険料の入金確認を行った上で、事故報告者に対応方針等を連絡できるので、損害調査手続きが迅速に進みやすい。事故受付時に、事故車両のピックアップや修理工場の推薦を行えるので、会社にも被保険者にもメリットがある。

〈イギリスのフローチャート〉※



※日本損害保険協会の2016年度版ファクトブック60ページを参考にした。

イギリスでは、保険契約上、保険料の入金が保険金の支払い要件になっているわけではないが、保険料の納付がなされていない場合には、入金を督促し、確認した上で手続きを行う。事故報告受付時には、かならず入金状況を確認する。契約内容の確認と入金確認がとれると、報告者へ有責・無責の判断等を伝えると同時に、追加情報の提供を求める場合もある。報告者への回答についても、民事訴訟規則の考え方が貫かれ、迅速な損害調査と情報交換が行われなければならない。

その後の損害調査は社内の担当者と社外の専門家とが協力して行う。一部機能がアウトソースされることもある。簡単な案件や定型案件については、現場調査を省略することもある。

5. 自動車保険金支払業務のアウトソーシング：イギリスの事例から

本章では、イギリスの例をもとに、作業仮説(3)の自動車保険の損害サービスをアウトソーシングした際のメリット・デメリットを考察する。

勅許保険協会(1998)の調査によると損害サービス・保険金支払い業務のアウトソーシング化の理由は、①保険金支払機能は中核的活動ではない、②多くの保険会社は競争圧力によってアウトソーシングしなければならなかった、の2つである。しかし、John Hood and William Stein”Outsourcing of Insurance Claims : A U.K. Case Study”The Geneva Papers on Risk and Insurance Vol.28 No.3 (july,2003) pp.510-520での調査に基づくと、イギリスの自動車保険会社の多くは損害サービスあるいは損害調査を外注した成果に満足していないという。その理由はいくつか考えられるが、そもそもアウトソーシングという概念が製造業からでてきたものであり、保険会社を含むサービス業一般に妥当するか、深く検討されなかったのではないかと考えられる。自動車保険会社の損害サービスをアウトソーシングするメリットはさほど大きくないのかもしれない。厳密なコスト評価をしているのか、「単に最新の流行を追っているだけ」なのか、保険経営的評価が必要であろう。そもそも、アウトソーシング全体の課題として本人のコントロールを不能にするリスクがある。自動車保険金支払いのアウトソーシングは、会社内の熟練した技術を低下させることになるかもしれない。一度消えた技術を改めて養成・再建することは多大なコストを伴うはずだが、こうした議論がどの程度深くなされたのかは明らかでない。

一方、積極的にアウトソーシングを活用している保険会社でさえ、保険金支払事務をコアコンピテンシーとして考えているようである。つまり、競争戦略上、損害サービス・保険金支払機能は優位性の中核であると認識しながら、アウトソーシングしていることがわかる。保険金の支払いが競合他社と自社商品とを区別しうる最大の(あるいは唯一の)方法であるならば、外部者の手にゆだねることは理解に苦しむ。実際、イギリスの自動車保険会社の中にはアウトソーシング戦略を見直し、保険契約者に契約の継続を促すため、損害サービス関連事務の内製化を始めたところもある。全体的に社内で扱うほうが

同種の保険金請求を外部のロス・アジャスターに扱わせるよりも質が高いという見解もある。便益分析等、試みるべきであろう。

6. 本稿のまとめ

6-1: 本稿のまとめ

中間報告として、ここまでの知見をまとめると以下のとおりである。

- (1)自動車保険損害サービスの視点からは保険も共済も経済的保障あるいはリスク補償として同視することができるはずであり、そのシステムやプロセス、メカニズムもほぼ同じであるにもかかわらず、保険本質論等においても損害サービスの共通性を論じる体系的な研究は、これまでほとんどされていない。
- (2)日本とイギリスの自動車保険損害調査体制・過程は非常に類似しており、比較研究の対象となりうる。
- (3)イギリスでは、競争市場の圧力によって損害サービスのアウトソーシングが進んでおり、保険金の支払いまで外部委託するケースがめずらしくない。
- (4)イギリスにおいては、保険事業にとって損害サービスは顧客維持の決め手であり、過度のアウトソーシングは保険会社の競争力を毀損させかねないとの意識が拡がり、見直しが始まっている。

6-2: 本研究の課題

今後、以下の課題について考察することとする。

- (1)本稿の先行研究を基に、自動車保険事業経営における損害サービスの位置づけをより詳細に論じ、明らかにする。
低成長時代の自動車保険事業経営における損害サービスの重要性を強調しておきたい。
- (2)日英の比較を参考に、わが国の保険事業の新たな競争領域を示す。

保険会社間の競争領域として、価格競争以外に、丁寧で迅速な、顧客満足度の高いサービスの提供がありうることを示し、その向上が競争戦略上のキーファクターになることを提言する。

酪農協同組合AMULにおける組織運営と流通チャネルの構築

— インドの現地協同組合によるソーシャル・ビジネスの展開 —

京都大学大学院 経済学研究科 博士後期課程 下門 直人

1. 2016年度の研究目的・計画

2016年度は、インドの協同組合を対象とし、協同組合が地域コミュニティの持続可能な発展においてどのような役割を果たしているのかという問題意識をもとに研究を進めてきた。インドの協同組合を対象とする理由は、発展途上国が経済発展する過程で発展から取り残されたり発展が遅れたりする地域において、協同組合が貧困問題を緩和させ、コミュニティを支える条件となっているケースが多いためである。

2016年度の研究においては、地域コミュニティが持続可能な発展を実現していくために地域やコミュニティに内在している社会的課題に対して、どのように向き合い、そして解決のためにどのようなアプローチが求められているのか検討を行った。また社会的課題の解決を目的とするソーシャル・ビジネスの主体として、協同組合がそうした社会問題の解決を事業として位置づけ、成立させている条件を明らかにすることを目的として研究を進めてきた。

2. 2016年度の研究内容

2016年度は上記の問題意識ならびに研究計画にもとづき研究を進めた。昨年度の研究では、インドの酪農協同組合アムル（AMUL）を研究対象とし、協同組合が主体となった持続可能なソーシャル・ビジネスの展開の可能性、ならびに協同組合による組織運営や組合員との関係構築についての考察を行った。

以上の研究を最終的に論文としてまとめ、アジア経営学会学会誌（『アジア経営研究』第23号）に投稿した。本レポートで紹介する2016年度研究内容はその論文にもとづいている。

(1) インドの貧困とソーシャル・ビジネス

インドは約12億人の国民を抱え、そのうち国際的な貧困基準である1日1.9ドル以下（PPP：購買力平価による換算）の水準で生活する人々の割合が21%、同じく1日3.1ドル以下（PPP）の割合が58%（2011年）となっており、1日3.1ドル以下の水準で見ると、未だに国民の半数以上が貧困状態に陥っている貧困国である※1。さらに、貧困層が経済的貧困に陥っている背景や要因は多様であり、例えば、地理的条件や労働市場などの問題が貧困から脱却するための条件を複雑にしている。また、インドの特殊性として指定カーストの多くが貧困層を構成している（図表1参照）。

したがって、貧困などの社会的課題を解決するためには、貧困問題の社会的複雑さや諸個人が抱える課題も含めて具体的にとらえることが不可欠とされている※2。そしてそれらを踏まえた解決策でなければソーシャル・ビジネスとして成功する可能性はきわめて低い。以上の条件下において、インドでは貧困や貧困層の能力開発などの社会的課題は政府の政策のみならずソーシャル・ビジネスを通じた解決が求められており、そのソーシャル・ビジネスの主体の一つとして協同組合が存在している。以下では、ソーシャル・ビジネスとしての性格を有しながら歴史的に発展してきた酪農協同組合アムルについてみていく。

※1 World Bank Group[2017]World Development Indicators 2017,Washington,DC：World Bank、23ページ。

※2 林倬史(2016)『新興国市場の特質と新たなBOP戦略』文眞堂や藤井敦史・原田晃樹・大高研道編著(2013)『闘う社会的企業』勤草書房などは、BOPビジネスやソーシャル・ビジネスの展開において、貧困者などの当事者がおかれている社会状況の理解や当事者との対話を通じた継続的なニーズの把握の必要性を論じている。

〈図表1〉 インドの貧困人口と貧困率(2009 - 10年)

	農村部		都市部		全体	
	貧困人口 (万人)	貧困率 (%)	貧困人口 (万人)	貧困率 (%)	貧困人口 (万人)	貧困率 (%)
指定カースト	—	42.3	—	34.1	—	—
インド全体	27,821	33.8	7,647	20.9	35,468	29.8

(注) 貧困ラインは、政府により1人当たり1ヵ月の支出が農村部で673ルピー、都市部で860ルピーに設定されている。

出所: Planning Commission Government of India, Annual Report 2012-13, Planning Commission Government of India, Twelfth Five Year Plan 2012 - 17 vol.3より作成。

(2) 酪農協同組合アムル(AMUL)の概要と事業

酪農協同組合アムル(AMUL: Anand Milk Union Ltd.)は、インド最大規模の酪農協同組合であり、売上高2,297億ルピー(2015-16年)、組合員(生産者)数360万人、農村単位の酪農協同組合の加盟数が1万8,545、県協同組合連合会の加盟数が18、生乳の平均調達量が1,697万リットル/日である。また、アムルは無数に存在するインドの協同組合の中で、生産者の組織化ならびに組織拡大という組織面での成果と継続的な売上高拡大という経営的成功を果たしている極めて稀な協同組合である。

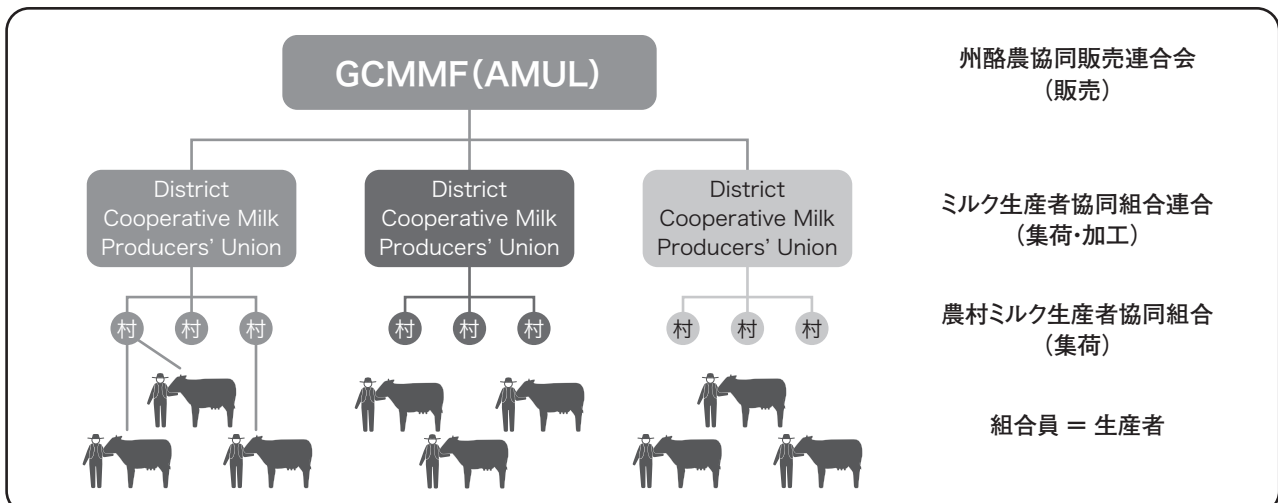
アムルはインドの独立運動と深くかかわりながら、1946年にグジャラート州カイラ県アーナンドにカイラ県ミルク生産者協同組合連合会(Kaira District Cooperative Milk Producer's Union)として誕生した。アムルは、植民地政府により独占的権利を与えられていた乳業メーカーとの間で不利な取引を強いられていた零細生産者が独立を果たし、独自に牛乳流通のチャネルを確立することで生産者に

利益が還元される仕組みの創出を目的として設立されており、設立当初からソーシャル・ビジネスとしての性格を有していた。

また、アムルはインドの酪農開発の原型となるアムル・モデルを生みだしている。アムル・モデルとは、無数の零細生産者から生乳を集乳し、加工・販売を垂直的に行うために構築された複数の酪農協同組合の連合会組織を指す(図表2参照)。そして、それぞれの組織は協同組合として民主的に運営されている。すなわち、酪農協の組合員である生産者は生産規模やジェンダー、出身カーストに関係なく、組合員である限り一人一票制に基づき平等な議決権を持ち、組織運営に関与する権利を有し、さらに積極的に意思決定に参加することが求められる。

したがって、組合員は組合員のために運営されるアムルを自分たちの組織であるという認識をもち、所属酪農協に対する信頼が形成される。アムルはこの信頼関係を前提として、組合員のニーズであるトレーニングや能力開発を通じた自立的生産者の育成や生産性の上昇、所得向上を図っている。

〈図表2〉 アムル・モデル



出所: 筆者作成。

こうした組合員のニーズに応えるため、アムルは組合員を対象としてCDプログラム(Cooperative Development Programme)を展開している。CDプログラムの内容は、酪農業を営む上で必要不可欠な獣医サービスや家畜飼料の提供、生産量増加のための牛の品種改良、組合員への酪農に関するトレーニングや能力開発、TQMやISO導入による品質管理の指導など多岐にわたる。組合員はCDプログラムを通じて生産性向上や生産量増加を実現させることができ、さらに生乳はアムルとの間で事前に取り決められた固定買取価格で購入されるため、組合員にとってアムルに生乳を販売することは安定収入かつ所得向上に直結する。さらにアムルによる生乳の買取価格は上昇傾向にあり、このことも組合員にとってアムルに所属し生乳を販売するインセンティブになっていると考えられる。

つまり、アムルは民主的な運営・管理を通じて組合員と信頼関係を構築し、その信頼関係を土台としたCDプログラムの提供は、一方で生産性の向上を図り組合員の所得向上を実現させ、他方でマネジメントやリーダーシップ教育などの能力開発に結びついている。

だが、アムルがソーシャル・ビジネスとして成立する条件として経営的に持続可能であることが不可欠である。この経営的課題の一つが、組合員数の増加に比例して生産が拡大する最終製品の販路開拓である。したがって、アムル・モデルを成功させるためには、酪農開発の主体として協同組合を設立させるだけでは不十分であり、協同組合がチャネル・リーダーとなり生産から販売までの流通チャネルをコントロールし、マーケティング活動を通じた販路開拓などの経営基盤の構築が同時に求められている。

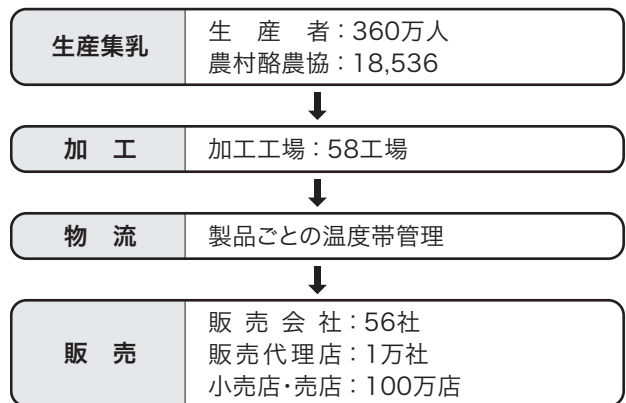
アムルは持続的に経営面における成長を果たしているが、その成長を支えているのは、一つはインド全土に張り巡らされた販売チャネル網であり、もう一つは無数の生産者と販売店を効率的に結ぶサプライチェーン・マネジメント(SCM)である。

アムルは近代的な流通網が発達していないような農村部も含めてインド全土に販売網を構築しており、1万社の販売代理店と100万店の小売店・売店

に製品を卸している。この強固な販売網を基礎とした販売力が、急増した生産量に対処することを可能にし、さらに競合他社の乳業業者やネスレなどの多国籍企業が短期間に模倣することを防ぎ、アムルの競争優位を形成している。

図表3はアムルのサプライチェーンの概要を示している。まず、グジャラート州を中心とした1万8,536の農村酪農協同組合に加入する360万人の生産者から生乳を集荷する。無数の零細生産者が搾乳した生乳を効率的に集荷するため、農村酪農協同組合では自動ミルク集荷システムが導入されている。集荷の段階で生産者ごとの生乳の品質や脂肪分を分析し、搾乳量と脂肪分に応じた買取価格が当日あるいは翌日までに生産者に対して支払われる仕組みとなっている。

〈図表3〉アムルのサプライチェーンの概要



出所：AMUL 41th Annual Report 2014-2015より作成。

(3) ソーシャル・ビジネスとしてのアムルの事業

本研究では、アムルの事例を通じて、ソーシャル・ビジネスの主体として非営利組織である協同組合がチャネル・リーダーとなることで持続可能な事業を展開できる可能性を示している。協同組合は組合員のニーズや願いに応えることを目的とした組織であり、その組織の性質によって、多数の貧困層を組合員として抱える協同組合は能力開発を通じた所得の向上や就労機会の創出など社会的課題と同質の課題を事業の優先課題として位置づけている。その結果、協同組合の事業はソーシャル・ビジネスとしての面を強く有している。そしてアムルは生産者協同組合として零細生産者により設立され、生産から販売にいたる牛乳流通のチャネルを独自に確立し、コントロールすることで得られた収益を生産

者に還元することを目的とした事業を展開している。したがって、アムルの事業は貧困層である零細生産者が協同することで実現されたボトム・アップ型のソーシャル・ビジネスといえる。

その上で本研究では、アムルのソーシャル・ビジネスとしての特徴ならびに役割について具体的に二つ明らかにしている。一つ目は、アムルはチャネル・リーダーではあるが、協同組合として民主的な管理・運営を行うことで組合員と信頼関係を形成しているという特徴をもち、その信頼関係を土台とし、能力開発や教育を通じて社会的課題や貧困層のニーズである経済的・社会的自立を支援する役割を担っていることである。

二つ目は、組織拡大による販売数量の増加に応じた販路拡大や無数の生産者と末端の販売店とを効率的に結ぶサプライチェーン・マネジメントを構築していることである。アムルは積極的なマーケティング活動を行い、先進的な流通システムを形成しているという特徴をもち、この販路や流通システムがア

ムルの経営基盤強化の役割を果たし、組合員の所得向上や事業の持続可能性と結びついている。

以上が2016年度の研究内容の概要である。

3. 2017年度の研究計画

2017年度の研究では、昨年度に引き続きインドの酪農協同組合アムルを研究対象とし、第一に、アムルが組合員の貧困や能力開発などの社会的課題に対して協同組合組織としてどのように向き合い、どの程度解決できているのか聞き取り調査を通じてより具体的に明らかにする。そして第二に、アムルがその事業を持続可能な事業として長期的に拡大させることに成功した要因を流通やマーケティングの観点から明らかにすることを研究目的とする。具体的には、協同組合として民主的な組織運営の中でいかにして組合員のニーズの把握や解決を図っているのか組織的な観点から考察を行う。また、零細な流通業者が大部分を占めるインドにおいてインド全土に張り巡らされているマーケティングチャネルの構築・管理について分析する。



「協同組合 未来への選択」出版記念 公開研究会(再録)

- 日時：2014年9月16日(火)13時00分～17時00分
- 会場：明治大学駿河台キャンパス リバティータワー 1021教室
- プログラム：

1. 開会あいさつ 全労済協会理事長 高木 剛



2. 記念講演：

「結社形成的相互扶助のネットワーク」
姜 尚中氏(聖学院大学学長/東京大学名誉教授)

3. パネルディスカッション

コーディネーター：全労済協会常務理事
西岡 秀昌

A. 課題提起

①中川 雄一郎氏(明治大学政治経済学部教授)

「協同組合とシチズンシップ」

②大高 研道氏(聖学院大学政治経済学部教授)

「協同組合における学びと協同的主体化」

③杉本 貴志氏(関西大学商学部教授)

「未来への選択肢としての協同組合、協同組合としての生協」

B. ディスカッション

コメンテーター：

柳沢 敏勝氏

(日本協同組合学会会長/明治大学商学部教授)

木村 裕士氏

(日本労働組合総連合会副事務局長)

稲村 浩史氏

(全労済常務執行役員)

姜 尚中氏

(聖学院大学学長/東京大学名誉教授)

C. 課題提起へのコメントを受けて

4. 閉会

※所属・肩書は公開研究会開催当時。

本報告は、当協会において2011年に設置された「協同組合研究会」の3年間における活動を取り纏めた書籍『協同組合 未来への選択』(2014年日本経済評論社)の出版を記念し、明治大学駿河台キャンパスで開催された公開研究会の講演録(再録)です。

この公開研究会開催時点で東日本大震災から3年半が経過しており、コミュニティの再生の課題や広がりつつある経済的な、あるいは機会(就労・教育・情報など)の有無といったさまざまな格差解消に向けた課題に対し、行政や民間、そして協同組合組織としてどう向き合うべきか、基調講演やパネルディスカッションを通じて提起、議論がされています。

いま、当時から更に3年が経過しましたが、ここ日本においては、公開研究会において示された課題が解決に向かっているという実感は乏しく、協同組合組織に対し求められている役割は変わってはおり

ません。昨年11月には『協同組合』が国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)の無形文化遺産として登録がされ、その役割に対する期待は、日本のみならず世界共通のものと言えるでしょう。

『協同組合 未来への選択』は既に多くの方にお読み頂いておりますが、当協会では2015年5月に新たな「協同組合研究会」を設置し、“協同組合組織が格差社会において何が出来得るのか”“果たすべき役割はどこにあるのか”を、2年半に亘り研究者の方々に議論を行って頂きました。そこでは、地域での実践や取り組みを通じてコミュニティの再生や相互扶助に向き合う組織の紹介なども行っており、本年秋には研究会の成果書籍を発刊する予定です。

次号(秋号)においては、その研究会成果書籍の概要、先進的な取り組みを行っている協同組合組織への研究会視察についてご紹介する予定です。

記念講演：「結社形成的相互扶助のネットワーク」 姜 尚中氏



本日私がお招きいただいたのは、後で研究発表があると思いますが、わが大学の最大のホープで大高さんという彼に依頼を受けたからです。大高さんからお願いされた以上はもう断れないという、そういう状況でここに今立っております。

それで先ほど高木理事長から、全労済、あるいは協同組合についてということで、なかなか一般的によく知悉されてない方が多いというようなお話がございましたが、私もその1人かもしれません。今日、私はその現場の話というよりは、現場をもう少し俯瞰して、もう少し大きく社会の中で皆さま方の現場というものを考えていく必要があるのではないかと思います。と言いますのも、私は協同組合の歴史や、あるいは国際的な取り組みや、あるいは現状について全くのデイレタントというか、素人であります。ただ、私も1人の生活者として、やはり協同組合に一時期、非常にお世話になりましたし、また同時に協同組合は今後どういうふうな未来を切り拓いていくのかということについては、非常に関心があることは事実です。ただ、現場のことはやっぱり現場に聞いたほうが一番いいと思いますので、むしろ私は少し引いて、この社会という、もう少し大きなコンテキストの中で組合というものを見ていきたいと思います。

そのときのキーワードはやはりコミュニティという言葉です。これは非常に概念的な整理をしなければなりません。協同体、community、あるいはco-op、association、これを「結社」というふうに訳しています。あるいは「協会」となれば普通はsocietyを使っているかもしれません。英語の言葉が日本語に訳される時に、協同体イコール、果たしてcommunityなのでしょうか。これは社会学的な知見も含めて、非常に複雑な問題です。ただ、今日はもう少しそのコミュニティの問題という中で協同組合というものをどう考えるかという、そういう趣旨であえて問題提起をさせていただきたいと思います。

その結社形成的、associate、associationですけども、これは何であるか、あえてそれを語る意味はどこにあるのか、これは後でお話をします。そこで、まず先ほど高木理事長からも冒頭ごあいさつの中で、

3月11日(2011年3月11日)というふうに呼びならわされている大きな出来事が起きたという、言及が少しありました。私は、その3月11日をどう考えるかと申しますと、これはやはり今現在の日本社会の大きな断面を見ていくときにどうしても避けられない言葉だと思います。ある意味で私たちはポスト東日本大震災の社会を生きているというふうに言えなくもないわけですよ。



そのときにスケープ(scape)。スケープというのは光景ですけども、確かにランドスケープ(landscape)が変わりました。東日本大震災に付随する原発事故が起き、今回国道が開通しましたが、実際にはランドスケープ、つまり光景というか、あるいは国土というか、そういうものが大きく変わりました。これは誰も否定できません。ただ、その変わったものは、ただ単に福島第一原発のすぐ近くだけの問題ではなくて、日本の社会のランドスケープも変わったのではないのでしょうか。これは目に見えないランドスケープです。

そう考えていくときにこの東日本大震災が問いかけるものは何でしょうか。これは、やはり私たちが組織や、あるいはさまざまな制度をつくるということは、究極的には問題を解決するために、私たちは個人ではできないことを他者と協力して問題を解決していくことでもあります。つまり協同組合の未来を考えていけば、一体このポスト東日本大震災以降の日本の社会はどんな問題を抱えているのか、その問題提起ということをしつかりとやはり私たちは考えていかざるを得ないのではないのでしょうか。

私も学生と交流をするときに一番大切なことは、回答というよりはどんな問題提起をするのかということです。どんな問題提起をするのかによって、既にもう半分は達成されていると言っても過言ではないと思います。もっと言えば、正しい問題を提起できるかどうかややはり学生諸君の大きな能力を測るバロメーターになります。そのことはどのような問題設定、つまり今、東日本大震災以降どのような問題があるのかということについて共通理解がなければ、おそらく現在の協同組合が、現在および未来に向けてその問題とどう取り組むのかという、そういう回答もおのずから出てこないのではないのでしょうか。

つまり今日この場の大きな課題の1つは、今日の社会はどのような問題を抱えているのか。そして最も切実でプライオリティ(priority)のある、場合によっては中長期的に非常に有意性のあるレリバンス(relevance)のある問題、それは何であろうか。これを考えずして、あるいはこれについての共通の理解なくして、私は現在から未来の展望はあり得ないと思います。したがって、問題がどこにあるのかということを探るということはやはり非常に重要なことなのです。私は、その問題の1つにやはりコミュニティという問題があるのではないかと思います。

社会学でいいますと、大体1970年代ぐらいからコミュニティという言葉がかなり大きな課題になってきたといわれています。私たちは協同体という形で大学時代には習いました。例えば西洋経済史の大家であった大塚久雄さんの「協同体の基礎理論」というのがあります。これはアジア的な協同体からゲルマン的協同体へ、そして最終的に協同体が解体されて、そこから資本主義の萌芽が生まれ、やがて西洋近代的な市民社会というものができ上がるということです。したがって、協同体は解体されなければいけないという非常にネガティブな意味がある。こんなふうには我々は教わったわけです。

また近代日本の文学を見ても、およそ拡張的な協同体から、いかにして個人が自由になるかということは非常に大きなテーマでした。戦後日本は占領の下、さらにはGHQを通じて、やはりそういう「協同体を解体せよ。そういうものが個人の桎梏になり、最終的にはそういう細胞の上に乗っかっていた戦前

的なレジウムというものは打倒されなければいけない。」というのが、戦後民主主義のある種の出発点であり、我々の学生時代も協同体は常にネガティブな存在として見られていたわけであります。

しかし、海の向こうからは、むしろコミュニティという形で、やはり社会学の中にコミュニティ論というのがかなり大きな勢いを持つようになり、やがてここかしこに何々コミュニティというものが属性するという事態になってきました。そして、この東日本大震災でもっとそれが強まり、語弊があるかも知れませんが、コミュニティにインフレーションが起きてしまっているといえるのではないのでしょうか。何でもコミュニティに託すのです。これはノスタルジックなものであろうと、何であらうと、何でもコミュニティです。3月11日以前にはこういうコミュニティがあった、ああいうコミュニティがあったが、それが失われてしまった。あのときは良かったけれども今はどうなるのだろうかというような感じですが。このように、コミュニティという言葉は私たちのさまざまな理想や願望や、いろいろなものをその中に入れることができるマジックワードになってしまったのです。

しかし、コミュニティの内実はなかなか問われていません。ですから、多くの場合は先ほど司会の方からもあったかもしれませんが、地域コミュニティ、地域、地域性、そしてコミュニティというものがやはり大きな大きな抽象的なカテゴリーに躍り出てきたわけです。それは明らかに高度成長期に我々が考えていたような、協同体はネガティブであるという考え方に対して、正反対の考え方、むしろコミュニティこそが非常にポジティブであるということです。その中で個人や家族というものがあります。それこそ1つの風景に溶け込んで、地域社会というものがやはり本来あるべき姿として復権されなければいけないという議論が出てきたわけです。それと、ある意味で連続しながら非連続として、いわば国家コミュニティ、ナショナル・コミュニティというものがやはり非常に重要な1つの支えとして、これまで以上に脚光を浴びています。私が思うにはこのナショナルというのは、国民というよりは国家の色彩が強く、ある種これがナショナリズムと言えるかどうか分かりませんが、やはり必然的にさまざまなコミュニティを最後に支えるものだ

と思います。そして、さまざまなコミュニティの収斂する場所がナショナル・コミュニティであるという考え方が、3月11日以降、全体ではないにしてもかなり大きな意味を持つようになりました。

そういうものの中から新しい公共とか、あるいはいわば公と私の間のグレーゾーンとか、そういうさまざまな形で個とコミュニティをつないでいくのです。これが3月11日後の大きな大きなテーマであるという一方での議論と、連続と非連続がありますが、それがいわばナショナル・コミュニティとつながっていくんだ、いや、それはつながらないんだと、そういう議論がやはり、かしましくなってきたわけだと思います。こういう現状は一体何を物語っているのでしょうか。今日シチズンシップの話があると思いますが、明らかに一般の市民からすると、どうやらグローバル化の至上主義的なあり方、そういうグローバル・キャピタリズムというものに対するある種の不安があまりにもフラクチュエイト(変動)してやはり上ったり下がったりという、非常に高度成長期の安定と比べるとあまりにも振幅が激しいです。

そして一方において、いわば国家というものが差し出すさまざまな行政サービスや公的なサービスというのがどんどん先細りしていきます。私の考えでは、こういうものを大体国の側でプランニングしたのは大平内閣のときだと思います。1979年、大平首相(当時)はご案内のとおり自民党政権で初めて消費税を出します。見事に負けました。負けると同時に、自民内の派閥争いで彼は退陣いたしました。しかし、戦前の昭和研究会に匹敵する、いわばブレントラストをつくって、日本の今後の高度成長期以後の社会の設計というものをしっかりと残しました。

1979年はマーガレット・サッチャーがイギリスで出てきました。私もちょうどサッチャーの演説をイギリスで聴いておりましたが、「社会というものは存在しない。あるのは個人だけである。せいぜい、あるのはファミリーだ。社会というものを当てにするな。いわばある種セルフ・リライアンス、自立化した人間、あるいは自己責任を持った個人、こういうものが社会を組み直していける」とおっしゃりました。こういうものが1970年代の終わりに出てきたわけです。それは今日、巷間いわれるネオ・リベということになるのでしょうか、

要するに一方では市場経済が大きく私たちが波のように洗っていくという面と、もう一方で国家の所得再配分機能や、国家が担っていた公的領域が、どんどん、どんどん縮小してきます。財政的には、日本は1千兆円以上の天文学的な赤字を抱えているという財政的な問題もありますが、いずれにせよ、公的領域がどんどん、どんどん縮小されています。

こういう中で私たちは、いわば自分の依存すべき場所というものをどこに見出したらいいのか。その1つのキーワードとして現れてきたのが、私はコミュニティであると考えます。これは明らかに中間集団のことです。これは1830年前後にアメリカを数ヶ月間にわたって体験し、そして後に名著『アメリカンのデモクラシー』を書いたトクヴィル(Alexis-Charles-Henri Clérel de Tocqueville)という人が、「デモクラシーの社会においてデモクラシーが持っている危うさをしっかりと、いわば安定化させる。そのためには中間集団というものがやはり豊富でなければいけない」と言っています。さまざまな中間集団、これはイギリスにおいては多元主義ということになるかもしれませんが、さまざまな団体、しかもこれはボランティアな団体が、それぞれ人間の個となった弱い存在をしっかりとネットワークの中に組み込んでくれるのです。その中に地域コミュニティというものもあるわけです。おそらく協同組合もその1つとして考えていいのかもしれませんが。間違いなく、日本はそういう中間集団が戦後どうだったのだろうかと考えていくと、逆に市場と国家に対する不信感というものが、その中間集団、とりわけコミュニティというものへの懐疑を促しているというふうに私自身は見ているわけです。

では、その前の豊かな社会、ガルブレイス(John Kenneth Galbraith)の『ゆたかな社会』を如実に表したような日本社会の戦後の豊かな社会というの一体何だったのでしょうか。これは、いろいろな観点から見られると思います。もちろん企業内のさまざまな組織の能率性や、あるいはイノベーションなど、内部的な努力はいろいろなものがあつたかもしれませんが、しかし、もう1つ重要なことは、やはり豊かな社会の中流というものが、あるいは中間層というものがかなり分厚く、日本の社会はいわば1つの、極端に走

らない、ある種の分厚い層を成して、これがたとえ中流幻想という批判があるまいが、ほかの先進国と比べてもかなりそれが厚かったことは事実だと思います。

これは語弊があるかもしれませんが、そのような中間層を一言で言えば、組織内労働組合の中にある青年男子を中心にしていたと言えるのではないのでしょうか。つい最近まで朝日新聞は、一大家族、一世帯4人家族。専業主婦と、そしてサラリーマンと、あるいはブルーカラーも含めて、そして子ども2人、これを標準的な世帯と考えていました。そこでは、はっきりといわば企業内労働組合の中でステータスを与えられた成年男子であり、しかも国籍的に言えば日本国籍を持った成年男子です。これがまさしく、いわば中流の中心だったわけです。このときもう既にマージナルな領域には、女性が専業主婦という形でシャドーワークを担っておりました。あるいは、私のような在日の人たちも、比較的周辺的な領域に追い込まれていました。

しかしながら、高度成長期においてパイ(pie)は確実に増大していくわけですから、この中間層の分厚い大きな支持の下に55年体制というのは、比較的うまくめぐっていたというふうに我々は考えることができます。しかし、気がついてみれば現在、国・地方を問わず1千兆円以上もの巨大な財政赤字です。そして、これはGDPに占める割合からすると、どこの国も経験したことのない法外な天文学的な数字であることは皆さんも知ってのとおりです。しかし、地方から中央へと人の流れが一方でありつつも、何とか地方に人口を留めておくような公共投資や、いろいろな事業が国の再配分の中で行われてきました。

後で話しますが、カール・ポランニー(Karl Polanyi)という人は『大転換』という本の中に、「イギリスでどうやって自由な労働市場が出てきたのか。つまり私たちのいう産業資本主義が19世紀にどうやって出てきたのだろうか。その大きなきっかけになったのはスピーナムランド法である」と語っています。これは、要するに疲弊した地方から都市部へと人が人口流出しないような、ある種の救済政策でした。一挙に人口移動が起こったり、いわゆる労働者

階級が生まれていくというものを阻む力として、このスピーナムランド法がかなり大きな役割を果たしたわけですが、私は戦後の55年体制というのはまさしく戦後日本版スピーナムランド法だったと思います。

田中角栄の言葉を使えば、「越後の山奥で生きようが、東京の赤坂で生まれようが、日本国民たるもの同じような生活ができますよ」ということです。つまり人口ができる限り東京一極集中しない、国土のいわば安定的かつ均衡ある発展という言葉が常に出されていたわけです。それは何とか地方から一方的に、中央に都市部に人口が移動しないようにどうやって地方にまで、いわば公共事業というものを梃にするさまざまな誘導策ができるかということだったわけですが、そのツケがある意味においては1千兆円近くの累積債務として今我々に重くのしかかっているのではないかと思います。つまり問題は、明らかに周辺領域にかなりの女性が、あるいはマイノリティーがいたわけですが、しかし本体である中心部の中流である、この部分が盤石だったのです。大平内閣は間違いなくこの盤石な部分がある程度キープしながら、どうやって日本型の福祉国家から日本型の福祉社会へと変わっていくのか、こういうことを1970年代の終わりに模索していたわけですから。

しかし残念なことにご案内のとおり、現在、日本がやはり東日本大震災で直面した課題は、これまでの累積された問題が震災を通じて一挙に我々の目の前に現れてきました。ましてやエネルギー政策の大きな問題点が原発事故によって現れてくるという、非常にシリアスな状況になってきたわけです。にもかかわらず、一般の普通の生活者の中にやはりコミュニティへの志向というものが絆の大合唱となって、やはり我々は東日本大震災で経験したことで、まさしくそれはコミュニティというテーマに収斂される問題だったのではないかと思います。

では、なぜ、こういうふうな事態になったのでしょうか。これをもう少し巨視的に眺めていけば、最近非常に話題になっている「21世紀の資本論」と言ってもいい、トマ・ピケティ(Thomas Piketty)という人の『The Capital』(※Capital in the Twenty-First Century)でございませう。これは非常に実証的な本で約600ページ~700ページの英文ですけ

れども、最近みずず書房が今翻訳を進めているところ。言っていることは非常に簡単です。ただ、やはり膨大な租税資料や所得、資産、それに関わる200~300年の先進諸国の資料をかき集めて、実証的にこれを論じています。

要するに私たちが経験した少なくとも私のような団塊の世代より1年後も含めて、団塊の世代から10年後の世代も含めて、やはり黄金の30年です。これはフランスにもありましたし、イギリスにもありましたし、また旧西ドイツにもありました。この黄金の30年は、彼の言葉で言うとこれは例外中の例外であったわけ。200、300年の資本主義の歴史から見ていくと、このように比較的所得再配分がうまくいって、私たちが平等感を感じる時代というのは、200、300年に一度もありませんでした。これは間違いなく第1次世界大戦・第2次世界大戦という戦争の影響が大きかったと思います。現実には、やはり総力戦期においては財閥も勝手な行いをするにはできませんでしたがし、統制派の革新官僚からすると、ある種の国家社会主義的な実権というものが30年代以降で来たわけですから。戦後の財閥解体や、あるいは軍閥が解体されたとしても、やはり戦争の影響はその後、私たちの社会に大きな影を落とし、日本の社会はほかの先進国と比べても格差の少ない社会でした。したがって今申し上げたような中流の人々がそれこそ9割だというふうに見えるような、未曾有の豊かな社会というものが実現したわけですが、実際にはそれはレアケースというよりは、資本主義の論理からすると極々偶然の出来事の所産であったと言っても過言ではないと思います。

皆さんは釈迦に説法かもしれませんが、間違いなく今現在、日本においても、また韓国に至っては非正規雇用がもう労働人口の5割以上~6割に迫っています。日本においてももう3割~4割になっています。また、ここ10年、もしくは20年デフレ化の中、また最近ではアベノミクスがありますけれども、実質賃金は伸びていません。円安とともにやはり物価高が、むしろ実質賃金を上回っている状況です。このような中で実際の所得は伸びていません。したがって可処分所得が伸びるわけはございませんから、内需はどうしてもまだ不調なままなのです。そして格差は確実に

に広がっており、これは階層間格差と同時に地域間格差が我々の想像以上に進んでいる時代であります。

こういう中で経済学者も含めて、ポランニーに大きな光が当てられるようになりました。ポランニーは、1944年、第2次世界大戦が終わる直前に、ハンガリーからアメリカ合衆国、あるいはカナダのほうに亡命してきた経済人類学者ですが、ポランニーはこの市場経済に対する根本的な批判をここで加えました。いろいろなことを言っているわけですが、一言で言うと社会、時には彼はコミュニティとこの自己調整型のマーケットと社会、もしくはコミュニティとの相対峙する二重運動として近代資本主義の歴史というものを描いたのです。つまりマーケットというものは私たちの全てを呑み尽くします。社会というものを呑み尽くす社会、つまり社会もしくはコミュニティから離床して、マーケットが逆に社会を呑み込んでいく社会です。こういう社会というものは昔からあったわけではなく、19世紀に初めて生まれてきました。そういう社会の持っているさまざまな問題にあらがうことが常に社会であり、もしくはコミュニティであるということでもあります。したがって19世紀から進んできたことは、このマーケットと社会、もしくはコミュニティとの対抗的な二重運動として考えるべきだと言っているのです。

では、コミュニティとは何か、あるいは彼が言う社会とは何なのでしょう。やはりはっきりと言えることはお互いさまということです。もしくは互酬性と言っていいでしょう。やはり本来であれば、互酬的な原理によって私たちのコミュニティは成っているのです。あなたが足りないときには、私が今ここにあるから、それをあげると感じます。しかし、それは当然、将来的に私が足りないものがあるときにはあなたがくれるということです。このような形で何かそこに市場を通じて交換価値を目指し、それによって利潤を得ようとする関係ではないのです。こういう互酬性というものが働くのです。

さらには、本来であればコミュニティというものはそこに再配分の原理が必ず働いています。したがって、極端な貧困というものはありません。格差はあり得ない、あるいは逆に言えば、みんなの平等であ

る限りにおいて平等な貧困というのはいり得るかもしれませんが、そこには格差というものがやはり極端な形では現れてこないのです。そして、また自分たちの1つの家族や村落協同体の中で生産し、そしてそれを消費するという家政というものが働いています。そして交換もせいぜい、交換の価値を目指した遠隔地の市場を通じた交換関係ではなくて、コミュニティの中にしっかりとビルトインされているものです。こういうようなことを彼は理念的に我々に描いてくれたわけです。ただ、これはあくまでも理想型です。そういうコミュニティは現実には存在しません。しかし現実には存在しないけれども、そのようなコミュニティ的なものを完全に失ってしまえば、それは到底コミュニティとは言えません。少なくともそれを何らかの形でやはりその中に組み込んでいる、そういうものを私たちはやはりコミュニティと言います。これはもうはっきりしています。



家族関係が完全に市場原理であればどうなるのでしょうか。市場原理であるとすれば、子どもが大人から小遣いをもらうときに、「おまえに今日1,000円あげたから、利息はこれぐらいで、これを1年ごとに全部返さなければ、おまえの財産は没収する」と父親が言った場合には、家族関係は成り立ちません。明らかにこれは子どもを育てる、あるいは家族の愛ということを通じて、言ってみれば互酬関係と所得再配分が成り立っています。そう考えていけば我々はなるほどというふうに思い当たるのではないのでしょうか。

しかし、まさしくポランニー的に言うと、この労働と、そして貨幣と自然・土地を完全に商品化した19世紀以降のやはり市場経済というものは世界を覆うようになった。これを彼は、Satanic mill、悪魔のひき

臼というふうに言っているわけです。それは間違いなくコミュニティの人間関係をばらばらに解体して、いわば原子化していきます。資本主義というものは必ずそういうものをやはり伴うのだというふうに、彼はその中で述べています。彼自身も一時期、社会主義的なやはり協同組合論を展開していたと思いますけれども、いずれにせよ、こういうポランニーの考え方を、最近ではコロンビア大学のスティグリッツ (Joseph Eugene Stiglitz) も序文の中で、非常に今こそ注目されるべき書物だというふうに紹介しています。こういうコミュニティの復活論が、やはり冷戦崩壊後、こういう形でグローバル資本主義が大きな話題となる中で出てきました。そして3月11日があったというふうに考えていけば、このポランニーの本の持っている現代的な意味というのはやはりそれなりに深く評価されるべきだと私は思います。

こういう中で私たちの社会はどう変わったのでしょうか。それを考えていくときに、日本の社会の持っている現在のさまざまな問題点というものがやはり見えてきます。とりわけ3月11日以降、明らかに福島ではもう15万の人が自分の故郷を捨てて、外に出ざるを得ない状況になりました。また放射能汚染がさまざまな形で影響を及ぼしていて、こういうことが有形無形の形で私たちの社会に重くのしかかりつつあります。

しかし、一方では強引とも思えるような異次元の金融緩和を通じて、市況にどんどんお金を供給し、円安誘導に走っています。しかし、この結果としてやはり今ではやや円安が行き過ぎ、場合によっては危機ラインを突破するのではないかというふうな見立てをする人もいます。しかし、一方において我々は、もう膨大に膨れ上がっている国家の財政的な限界について目を閉ざすこともできなくなっているのです。

こういう、ある種、雪隠詰めの状態の中で、やはり私たちが市民として普通であれば享受できるようなさまざまな特権というものが、どんどん、どんどん削られていく。これは社会保障、あるいは医療、あるいは年金、あるいは介護、いろいろなところにその限界というものが出てきてしまっています。したがって現在、「地域コミュニティはどうやったら復活できるのか」というのが大きな大きなテーマとして現れてきたわけ

です。こういう中で、先ほど申し上げたとおりコミュニティというものが非常に脚光を浴びるようになりました。では、コミュニティというのを我々はどう考えたらいいのでしょうか。ここで最後に、その問題について私は触れてみたいと思います。

これは最後のところになってきますが、まずコミュニティを考えていくときに、日本の社会はどのような形で個人というものが析出されているのでしょうか。これを最もクリアに明らかにしてくれたのは、政治学者であり、政治思想家である丸山真男という人の「個人析出のさまざまなパターン」という論法です。これは、私は画期的な論法だったと思います。これは非常に面白いです。

つまり日本の社会においてコミュニティを考えると、逆に言えば個人というものはどういう存在として位置付けられるのかを考えることです。彼は世界的に見れば造反有理の時代である1968年に発表されました。横軸と縦軸の2つの軸において、縦軸にはassociative、つまり結社形成的。それに対して結社形成的でない。ここでいう結社(association)というものは何でしょうか。これは明らかに、自立した個人が自分たちの自由意思に基づいて自分たちの価値や目標を定め、それを通じて形成される組織や団体を一応associationと考えました。もちろんassociationの中に教会や慈善団体、あるいはさまざまなボランタリーな団体を含める人もいます。

これに対してコミュニティというものは、本来はテニース(Ferdinand Tönnies)の言葉を使えばゲマインシャフトですから、そこには人間の人格的な本質意思というものがやっぱり組み込まれています。例えば家族、さらには村落協同体となってくれば、それはいつでも変えたり、そこから脱却できるようなメンバーシップの組織ではありません。そこに生まれたということ、またそこで住みついているということが、ある種運命的な人間関係を形成しているのです。こういう意味で私たちはコミュニティというものに、ある何かをやはり託そうとするわけです。

この結社形成的と非結社形成的。それに対して横軸には、国家であれ、権力であれ、それに近いか遠いかです。この縦軸と横軸で4つの象限を彼はつ

くっているわけです。少し意識化すれば、上に結社形成的、つまり私たちが自立した個人として他者を認め、そしてお互いが1つのコンセンサスの下にある価値や目標を達成しようとしています。その限りにおいて、それは何か本質意思があるとか、そこに全人格を注ぎ込まなければならないという団体ではないのです。むしろ逆にそういう自分たちの目的や価値の実現のためには、いくらでもそれを変えていいのです。また、1人の個人が、3つ、4つのassociationに属しても全然構いません。これはクラブもそうでしょうし、そういうさまざま自発的に生まれてくる団体です。

そういう団体が権力に近くなるか、遠くなるかによって彼は4つの象限を持てたわけです。Dはdemocracy(民主化)。Aはatomization(原子化)、つまりばらばらになっている。そしてPがprivatization(私化)です。そしてIがindependent(自立化)ということです。丸山真男という人は、結局ここにイギリス的なデモクラシーの根拠を求めたわけです。つまり権力に対して遠いけども孤立しておらず、また私という世界だけに逃げ込んでいるわけではなく、やはりアソシエーションをつくって、その時々ごとに自分たちの目的を達成していくというものです。つまりデモクラシーというものはアマチュアなのです。アマチュアである普通の市民が時々において、いわば参加をするのです。そのためにはアソシエーションをつくるという具合です。これは読書会もそうかもしれませんし、さまざまな助け合いの団体もそうかもしれませんし、そういうさまざまな中間集団が豊かにある社会こそが、いわば極端な民主主義の持っている弊害から、何とか逃れられる社会であるという彼なりの考え方があったのだと思います。

彼の分析は戦前についてですが、結局戦後にも当てはまると私は思います。基本的には、社会が安定しているときはPが一番大きい。つまり私の世界です。私の世界に閉じこもっています。しかし、社会が激動期に入るとPがAに移行します。つまり原子化が始まるのです。原子化が始まるとこれが場合によっては、モブ(mob)、あるいは大衆的な示威行動として非常にラディカルになっていきます。そして、このラリカリズムと社会の安定とが交互に現れます。つまり社会の変動と安定期と交互に現れてくる。でも、

基本的なパターンはPとAであり、依然としてIが非常に少ないのです。こういう個人の析出のパターンを戦前はたどったのだというふうに彼は述べているわけです。

彼の分析は今も一部当てはまると、私は思います。つまり痙攣したかのように、PからAに一挙に、いわばラディカルに政治化し、ある種大衆行動として示威運動が行われるということです。そして社会が安定すると、潮が引いたように私の世界に閉じこもってしまうといった具合です。ここではどうしてもアソシエタイプなものがなかなかつくり得ないのです。このパターンを繰り返してきたのだというのが彼の基本的な日本の社会に対する見方です。

これを1968年に彼がやっていたということは、1968年のラディカリズムもいつかはAからPに、あるいは、せいぜいDがdemocracyという形で非常にラディカルな民主主義運動が起きるけれども、それが潮を引いたようにやはりPに収まってしまうというような、ある種のパターンを成しているというのが簡単な彼の分析です。私は、この分析はかなり正しいのではないかというふうに考えています。

問題は、このIの部分はどうやってつくるのかということです。このPとI、その中でPとIが重なる部分に初めて民主主義というのは定着するのです。つまり、この場合、Pに立てこもって、そしてIがなかなかつくり出されない社会というのは非常にもろく、しかも私的な領域も非常にフラジャイル(fragile)であり、逆に言えばパブリックな領域もなかなか成立し難いというふうに彼は述べているわけです。

したがって、このI、自立化したアソシエーション+コミュニティというものがもし合体すれば、私たちはこの東日本大震災以後の問題に最も対応できるコミュニティというものがつくり出されていくのではないのでしょうか。コミュニティというのは閉ざされていないのです。そのメンバーシップは常に外側に開かれています。しかし同時にそういうようなコミュニティがいわばアソシエタイプであって、そこの中に自立した個人がおり、そういうようなアソシエーション型のコミュニティがネットワークを通じて国境の外側にまでつながっていけるのです。もし、こういうものが本来のあり方とすると、そこに非常に可能性があるのではない

かというふうに今思いついて、私は皆さま方にこれを紹介しているわけです。

そろそろ時間が来ましたので、私は最後に、——いや、もっと具体的に言ってほしいと。そういうアソシエーション型のコミュニティ、その内部はどのようなダイナミクスによって成り立っていくべきなのでしょう。これは、今日はまだ生煮えで、私は詳しくは述べられませんが、1930年代、京都学派を代表する1人でございました中井正一という人に、『委員会の論理』というのがございます。これは1937年にできた本だと思います。中井正一は、明らかに個人が自立したそのような民主主義や社会のあり方に対して、集合的な理性、集合的な意思というものが、さまざまなコミュニティを通じて結び合う「委員会の論理」というものを考えようと思いました。これは今日から見るとなかなかまだまだ問題点があり、また戦前に書かれた本ですから限界もあります。しかし彼が、明らかにそのコミュニケーションとメディアを含めた委員会の論理を1930年代の終わりに書いていたということは、なかなか我々にとっては意味深長です。

この中井正一は、いわば「書かれた論理」、さらには「話される論理」「印刷される論理」、この3つの論理をどうやって総合できるか、そこに「委員会の論理」というものを彼は考えようとしたわけですが、結局は未完成に終わりました。しかし、後で大高さんのほうからも、学習・教育の場としての協同組合というものが出てくるかもしれませんが、やはりこの結社型のコミュニティとして、もし協同組合というものを考えていけば、その中で私はこの中井が考えた「話される論理」「書かれる論理」「印刷される論理」に、もう1つ「電子化される論理」を含めて、今日のメディア状況に相応しい「委員会の論理」を考え出せるのではないかと思います。これがもしでき上がれば、この話すこと、そして書くこと、そしてプリントアウトした文字、そして電子メディア、これに相応しいやはり「委員会の論理」というものを皆さんがこれから考えていく必要があるのではないかということを最後に申し上げて、私の50分足らずですけれども、問題提起に代えさせていただきたいと思います。

どうもご清聴ありがとうございました。

パネルディスカッション

課題提起① —— 中川 雄一郎氏「協同組合とシチズンシップ」



ご紹介いただきました明治大学の中川です。私は、課題提起のタイトルを「協同組合とシチズンシップ」としました。協同組合の「未来」をシチズンシップの視点から探ってみよう、と考えたからです。しかし私は、「シチズンシップ」それ自体に触れる前に、協同組合運動の歴史の一齣に触れることにします。「マグナ・カルタ (Magna C(h)arta)」がそれです。なぜ「マグナ・カルタ」=「大憲章」なのか、それは、世界最初の近代協同組合法である「産業および節約組合法」(the Industrial and Provident Societies Act)がイギリスのキリスト教社会主義者、主に法廷弁護士 (barrister) であったJ.M.ラドロー、E.V.ニールそれにT.ヒューズたちの努力によって1852年に制定されると、やがてイギリスの協同組合人たちはこの協同組合法を「協同組合のマグナ・カルタ」と称することで、その歴史的な重要性を人々に言い伝えようとしてきたからです。現在でこそ協同組合法は日本をはじめ多くの国・地域で制定されていますが、今から数えておよそ160年も前の時代に近代的な協同組合法を制定するのに貢献した人々の努力は「協同組合の世界史」において高く評価されるべきだと私は思います。

ところで、私とその「マグナ・カルタ」という言葉がこの課題提起の最初の箇所です。示したのは、マグナ・カルタとシチズンシップの歴史的プロセスには通底しているところがあるのではないかと考えるようになったからです。私は常々、「1852年に制定されたイギリスの協同組合法がなぜ『協同組合のマグナ・

カルタ』なのか」という問題意識を持ちながらも、これまでそれを追究しようとしませんでした。そこで、本日の公開研究会を好い機会だと捉えて、ほんの一部分にすぎませんが、両者の似通った点を指摘することで、協同組合を見る視点としてのシチズンシップの有意性を示唆してみることにします。

さて、その「マグナ・カルタ」ですが、1215年、1216年、1217年、そして1225年と書き換えられ、修正されています。岩波文庫の『人権宣言集』(高木・末延・宮澤編)によりますと、「イギリスの歴史上しばしば引用されたのは(最初の)1215年のマグナ・カルタではなく、(最後の)1225年のマグナ・カルタであったそうです。マグナ・カルタは「イギリス人の自由の守護神」として崇められてきましたが、「最初は近代的な意味での『自由』や『基本的人権』の保障を目的としたものでなかった」のであって、「本質的に封建制度温存のための文書であり、そこで『自由』と呼ばれていたものは、(国王から直接封を受けている直臣の貴族である)バロンたちが、国王のコントロールを受けずに、自己の配下にある人びとを自由に支配し得ることに外ならなかった」とのことです。要するに、バロンたちが彼らの領内にいる人々を「自由に支配する」ことを主張するものでした。しかしながら、バロンたちの支配力も弱体化しつつあったために、彼らは商人たちの要求を取り入れて自らの支配力を維持しなければならなかったのです。

マグナ・カルタはその後も歴代の国王によってしばしば確認されましたが、その重要性は14世紀に入ると封建制度の弱体化によって次第に減少し、反対にマグナ・カルタに見られたほんの少しの「非封建的規定」の範囲が拡大されていくようになっていきました。ところが、17世紀の初期から20年代中葉にかけて在位したステュアート朝の国王ジェームズ1世が「王権神授説」を主張して議会と対立します。そしてこの時に王権神授説に反対して活躍したのがエドワード・コーク(クック)です。コークは「王権といえども法の下にある」と主張し、マグナ・カルタに近代

的な解釈を加えていき、「マグナ・カルタ」を「コモンの再生」とみなして、「すべての臣民を守護する保証人」だと解釈することにより、マグナ・カルタを社会的に受け入れさせて人々の生活と労働に結びつけることを可能にした訳です。こうして、人々はマグナ・カルタを「近代的な意味での自由と基本的人権を保障するもの」とみなすようになっていきました。イギリスにおいては、このような思想や理念が社会的に人々の間で受け入れられ、近代的な社会運動に関わる権利を保障する法制定がなされると、例えば「協同組合のマグナ・カルタ」のように、それらの関係者から「マグナ・カルタ」という言葉が付されるようになったのではないかと私は考えています。

●協同組合とシチズンシップ

マグナ・カルタに関わって述べたのは、マグナ・カルタは、それが近代的な意味で「自由と人権」を保障するものだとして人々によって社会的に承認されることで「自由と人権」を保障する近代の生きた法の基礎となり得たことと、「協同組合のマグナ・カルタ」という表現が協同組合の理念なりアイデンティティなりを確かなものとして言い表していることとの意味を論じたかったからです。マックス・ウェーバーの言葉を借りて言えば、協同組合の事業と運動は市民の「主体的選択に基づく行為(性向)」に外ならないことを論じたかったからです。そしてまた、このことをさらに掘り下げていくと、イギリスにおける近代シチズンシップに行き着くのではないかと私は考えたからです。

そのシチズンシップですが、先ほどコーディネーターの西岡さんから、私の言う「シチズンシップ」は姜先生の基調講演のI、すなわち、Independentに当たる部分ではないかと、との指摘がありました。私もそう考えています。同時に重要なことは、シチズンシップは民主主義の前提である、ということです。どういふことかと言いますと、民主主義は、本来的に、「普遍的な真理を達成しようとするのではなく、多様な市民同士の間関係を築いていこうと努力するプロセス」ですので、近・現代の社会にあっては市民同士が「社会包摂的な意識」をより逞しくして、協力し協同する関係をより厚くし深化させていく、そういう市民による努力のプロセスが何よりも肝要なのであるということと、そしてその民主主義を支えるのが「自治・

権利・責任・参加」をコアとするシチズンシップであるということです。「シチズンシップは民主主義の前提である」と私が言うのはそういう意味です。このような観点からすると、やはり私の言うシチズンシップは、姜先生が示されたIのIndependentに相当しますし、またD、すなわち、Democracyとも密接な関係をもって発展してきた、と言ってよいと思います。

私はまた、シチズンシップの視点から協同組合の事業と運動を見るとどうなるのか、考えてみました。そのように考えるようになった1つの契機は——これも先ほど姜先生が言及しましたが——あのマーガレット・サッチャーが1988年5月にスコットランドのキリスト教長老教会の総会で演説した言葉でした。「イギリスには社会というようなものは存在しません。存在するのは個人と家族なのです」と、彼女はそう言い放って、イギリス市民、とりわけ女性たちを驚かせました。私はその頃にたまたまブラッドフォード大学のピース・スタディーズを訪問しておりましたが、彼女の演説を聴いてはいませんでした。直後に大きな話題になったことから、私のスーパーヴァイザーであったトマス・ウッドハウス先生にミセス・サッチャーの例の演説の言葉について訊いたところ、「そうです。それが大問題になっていますよ」と教えてくれました。市民の多くが彼女の発言に怒りを覚えた訳です。特に女性の怒りは大きかったと思います。というのは、この頃から、イギリスでも「高齢者や障がい者のケア問題」が社会化してきたからです。

ミセス・サッチャーは、要するに、高齢者(elderly)や障がい者(disabled)のケアは社会に期待したり、社会に頼ったりすることなく、高齢者ケアは子が、障がい者ケアは親が、すなわち、家庭・家族で、自己責任で対応しなさい、と言った訳です。「社会というものには存在しないのだから、存在する家族・個人がケアを担うのです」と、こう言い張った訳です。イギリスでは「コミュニティ・ケア法」が1990年に成立し、1993年から施行されました。市民とりわけ女性たちは、ミセス・サッチャーの「コミュニティ・ケア」に対して、高齢者・障がい者ケアのための協同組合、コミュニティ・ビジネスそれに社会的企業といった非営利・協同の組織を立ち上げて、言葉の真の意味での「コミュニティ・ケア」を実践したのです。要するに、市民

たる女性たちは、ミセス・サッチャーの言葉を逆手にとって、地域コミュニティにおいて人々のより厚くかつ深い協力・協同の関係としてのコミュニティによって「コミュニティ・ケアの実質的な社会化」を実現していった訳です。言い換えれば、ミセス・サッチャーは「コミュニティにおいて家族がケアを担うべき」と言ったのに対して、市民たる女性たちは「コミュニティにおいて、協同組合、コミュニティ・ビジネス、社会的企業など“非営利・協同のコミュニティ”を立ち上げてケアの社会化を実践するのだ」と臨んだのです。

このような、先ほど姜先生が示しましたIndependentの人たちの力(能力)はどこから引き出されたのだろうか、と私は思うようになりました。そしていろいろ考えていくと、やはりこれは長期にわたる「シチズンシップの歴史」のプロセスで蓄積されてきた「参加、自己意識、そして実践」の賜物ではないか、と私は考えるようになった訳です。ある意味で、それは、協力し協同するという人間の最も基本的で本来的な関係を創り出し、継続させ、発展させてきた「蓄積された多様な能力」と、新しい状況に対応することを厭わない「新たな創造力」との協働と言えるでしょう。

ところで、姜先生も指摘されましたように、コミュニティは確かに定義が多様で、「これこそ統一されたコミュニティの定義である」というものはありません。「十人十色の定義」が存在するのです。それでも私が知る限り、基本的には2つの主要な「コミュニティ概念」があります。1つは「地域」(territory)です。「人々が定住している地域」(location)や「地理的連続性」(geographical continuity)などの文脈で使われる、例えば、町・村・近隣・市・都市です。私たちはこれを一般に「地域社会」(community)あるいは「地域コミュニティ」(local community)と表現しています。もう1つは「人々の関係性」を表すrelationを意味するもので、人間関係(human relationship)の「質」(quality)や「特性」(characteristic)を基礎とするものです。このようなコミュニティ概念は「同じ目的や目標に賛同する人たちの関係性を基礎に構成される集団や組織」の具体的特徴を内包する概念です。この意味で、協同組合をはじめとする非営利・

協同組織は実に見事なコミュニティなのです。

そこでコミュニティとしての協同組合ですが、協同組合は「協同組合市場」あるいは「内部化された市場」を通じてさまざまな事業を展開し、またその事業展開を通じて運動することで社会的な目的を果たしていくことになります。事業を通じて運動し社会的目的を果たす協同組合の特徴を私は「事業と運動の一体化」と呼んでいます。市場は、本来的に社会秩序の重要な構成要素であるのだから、より多くの人たちが市場にアクセスできることを前提としますが、実際はそうではありません。初等教育を受けていない貧しく恵まれない人たちは容易に市場にアクセスできません。そうであれば、そのような国や地域の市場は、政府による社会政策や経済政策などの政策実施を通じて改善されなければなりません。こうして「市場民主主義」が現代社会の重要な政策目標となっていきます。他方で市場は、それにアクセスする人たち相互の信頼を必要としますので、人々の権利の行使と責任の履行を求めます。そのように考えていきますと、事業を展開するための内部化された市場を有する協同組合の基底においては、「自治・権利・責任・参加」をコアとするシチズンシップが多面的に作用していることを私たちは見て取ることができる、と私は考えています。

この「シチズンシップのコア」のうち「参加」こそ「自治・権利・責任」を支えるコア中のコアだと言ってよいでしょう。シチズンシップにあっては「参加の倫理」が必ず強調されますが、なぜそうなのかと言えば、参加の倫理は「上意下達の承認受諾関係」を拒否することを意味するからです。というのは、近・現代民主主義の前提としてのシチズンシップは、個人は「コミュニティに貢献する」ことを承認されるが故に、自治(権)を与えられ、そしてその自治(権)が一連の権利の行使に反映され、その権利の行使がまた責任の履行に反映されることにより、コミュニティの人たちは市民として「権利と責任の補完性」を意識するようになるからです。こうして、ガバナンス、しかもヒューマン・ガバナンス(人間的な統治)が遂行されることになります。このような観点から協同組合を俯瞰しますと、協同組合のガバナンスは、社会秩序を創り出しかつ維持することに貢献し、また

物質的諸資源を配分し、文化的諸資源を活かしていくという人間本来の要求に係る事業と運動を形成し、発展させていくことに貢献するのです。

このように私たちは、協同組合のガバナンスを俯瞰することによって、シチズンシップのある重要な特徴を協同組合の事業と運動に見て取ることができるのです。「弾みの概念」がすなわちそれです。ある意味で、協同組合の事業と運動の歴史は、シチズンシップの歴史と同じように、「弾みの概念」の実質化の歴史でもある、と言えるかもしれません。シチズンシップの歴史が「対立と闘争の弾みによって推し進められる一連の拡大する環として理解される」ことによって「シチズンシップの運動が特定の運動から普遍的な運動になっていく」のであれば、協同組合の歴史も「対立と闘争の弾みによって推し進められる一連の拡大する環」のごとく、内部化された適切な市場を、すなわち、組合員をはじめとするステークホルダーが相互に信頼し合う社会的な市場を創り出すことによって、他の市場との「対立と闘争の弾みによって」多くの人たちの信頼を獲得し、以て協同組合の「一連の拡大する環」を創り出し、協同組合の事業と運動を「特定な事業と運動から普遍的な事業と運動に推し進めてきた」、ということになります。この「弾みの概念」こそ、私が協同組合の歴史を研究してきた理由の1つです。

シチズンシップは、私が今述べたような意味の「対立と闘争」を続けてきたのであって、その成果はまさに地球的規模で「少数意見を多数意見に変えてきた」ことに見られます。この成果はまさに市民

によって、市民のために創り出された成果です。これが「市民のステータス」に外なりません。こうして、各市民は「積極的な市民」として非常に重要な社会改革に参加します。その重要な役割の1つを協同組合が担ってきた事実——例えば、「非営利・協同という形式と秩序の形成と発展」——を協同組合の歴史それ自体が証明している、と考えて私は協同組合に期待するのです。

かくして、協同組合とシチズンシップを結び合わせ、また時に対比させて協同組合の歴史と実践を観ていくと、私たちは「シチズンシップの力(能力)」を私たちの生活のなかに取り入れていくべきではないか、と私は考えるようになりました。そうであれば、生協運動やその他の協同組合運動も、より重要な機能と役割を担っていることを私たち市民が理解し、認識するようになり、社会全体の間人関係の質を高め、向上させていくのに貢献するのではないかと私は思うのですがどうでしょうか。なによりもシチズンシップは「個人の尊厳を認めると同時に、個人がその下で行動する社会的な文脈を再確認する」のですから。

最後に一言付け加えますと、協同組合の事業と運動はより多くの人たちに「協力し協同する場と機会」を可能な限り提供することでもある、と私は考えていますので、このことを軽視したり無視したりすると、その本来の軌道から外れ、脱線することを協同組合は経験してきました。協同組合の機能と役割が支える実践的なエリアは多様であることを多くの市民に可視化させ、理解してもらえよう私は願っております。以上です。

課題提起② —— 大高 研道氏「協同組合における学びと協同的主体化」

聖学院大学の 大高です。先ほど姜先生からもご紹介いただきましたが、今、姜先生にこのシンポジウム講演をお願いしたことを非常に後悔しています。別に査定されているわけではないのですが、目の前にいるとやはりやりづらいです。

私に与えられたテーマは「教育」です。教育は協同組合のアイデンティティを形成し、それを支える重要な鍵であるというのが私の根本的な主張ではあるのですが、しかし必ずしも十分にその機能を発揮



しているとは言えないというのが本日お話ししたいことです。ですから、私たちが教育を語るときに一体どのような視点で考えていけばよいのかということについて、自分なりの考えをお話しさせていただきたいと思えます。現状では、むしろ教育活動に費やす労力は負担であるとか、無駄であるとか、そのようなことを耳にすることもありますが、そのような側面も否定はできないかもしれません。そこで最初に私の問題関心を少しお話しさせていただきたいと思えます。

まず協同組合が教育に関心を持つ1つの理由として、例えば先ほどご紹介いただきましたが、全労済協会が2012年に「協同組合と生活意識に関するアンケート調査」(※本季刊誌巻末の「バックナンバー」参照)というのを実施しました。その結果を見ますと、例えば国民のライフスタイルが変化し、協同組合活動への参加もどんどん減少しているのは皆さんもご承知のことだと思うのですが、そのような観点から協同組合の認知度を何とか回復したいという思いが、教育という発想につながっているというのは1つあると思っています。実際にこのアンケートの中では、例えば各種協同組合組織が協同組合か否かを聞いたところ、生協ですと協同組合であると答えた割合は48.4%でした。3,800人ぐらいに聞いた国民アンケートですが、半分以上の方は生協を協同組合だと思っていないのです。生協の組合員だけを取り出して集計したら6割ぐらいには上がりましたが、それでも組合員の4割ぐらいは、自分が所属している組織が協同組合であるということを知らない。さらに言えば共済組織は34.6%です。信用(信用金庫・信用組合)などは14.3%なわけです。

もう1つは、「営利組織か、非営利組織か」を聞いたら、「営利企業」と答えた方が43.5%いて、非営利組織より多いのです。つまり、協同組合は営利組織だと思われているわけです。さらに、総代会やイベントの参加状況を見ると、共済では92.9%、信用だと85.5%、生協では79.9%と、組合員の大半がそのような場に参加したことがないわけです。

これらをふまえると、まさに協同組合であることの意義や意味が見出せない実態が明らかになり、それが危機感として共有される中で、だから教育が重要だという話になっていると考えられます。実際に

は多様な教育的な営みは行われています。組合員理事や生協職員の研修であるとか、あるいは最近ですと大学への寄附講座の取り組みなども行われています。私の大学でも「地域社会と生協」という寄附講座を2013年度からコープみらいとやっています。

次に広報活動に関してですが、積極的に協同組合の良さをアピールすることは、非常に意味があることですが、同時に、教育活動としてみると、そこに内包される課題・限界にも自覚的である必要があります。

例えば、教育と広報を混同して考えてしまうことです。生協でも教育文化費といった予算はあると思いますが、その多くを占めているのが商品紹介を中心とした、言わば広報なわけです。それは、ある意味では協同組合の取り組みについて、商品について知ってもらい知識を提供していくという学習活動として受け止めることもできるのですが、結局は、協同組合(「私たち」の組織)について知ってもらうための教育なわけです。このような教育の位置づけからは脱却しなければならない私は思っています。

それは内容だけではなくて、例えばパウロ・フレイレ(Paulo Freire)は、Banking type education(銀行型教育)と表現したのですが、教師が知識を一方向的に詰め込んでいく教育。そこには教育者・学習者間の相互性・双方向性というのはあまりないわけです。そのような学びのあり方だけだと、おそらく協同組合の発展は展望できないというのが1つです。もう1つは、学びの行為が、暮らしや地域生活の現実から離れてしまう、脱文脈化なりわいするということです。つまり、日常的な生業との関連性や自分たちの生活の実感から脱文脈化していないか、ということが問われているといえます。そして3つ目は、市場競争への対応が中心になっていくと構成員がどんどん分断されていきます。組合員・職員・理事といった形でどんどん分断されていき、特に職員や熱心な組合員理事ほど理想とのギャップに負担感を感じ、良心的な人ほどつらくなっていく中で、一人で抱え込んでしまう。そのような状況が生まれているように思われます。

このようなことを考えた時、やはり協同組合がこの社会に存在することの意義を確信できるような、その

ような契機としての教育・学びの再検討が求められており、そのことが最終的には頑張っている職員、組合員や理事の方たちを励まし、主体化していくという意味でも大事であると考えています。

次に、現代における相互扶助の形について少し触れてみたいと思います。先週、福島であった大学生協セミナーでの講演の際に、混同された相互扶助と相互依存への懸念という話題ができました。実際に、協同組合というのは相互扶助を推進する機関というふう考えられているわけですが、それが相互依存的なニュアンスで理解されるきらいもある。私がイギリスに留学しているときには、協同組合の話をするとSelf-help(自助)という言葉が真っ先に出てきました。先ほど姜先生の間接集団というお話もそうですが、相互扶助というのはやはり、自助とセットで考えるべきものです。それはイギリスに限らず、ドイツの自治管理組合などもそうですが、まずは自分たちで管理できるような自治的な組織を協同でつくっていく。

ところが、「自助」が今の日本社会の中では自己責任というふうに一元的に捉えられたり、混同されたりということが実際に起きています。新自由主義的な自己責任社会への嫌悪感が身に染みている私のような人間でも、「自助」と「協同」の関係がうまくつながらなかつたりするわけです。先ほどご紹介した全労済協会のアンケート調査の中で、「共助型、あるいは自助努力型の社会をこれからどのように構想しますか」といった設問がありました。その際、「震災の後で考え方が変わりましたか」と聞いたら、共助型ではなくて自助努力型が増えているのです。その結果にはちょっと驚いたのですが、そのように答えた理由を見ていくと、自助努力型を選択した人たちの中には、他人には迷惑をかけてはいけないからという方が4割強(40.3%)もいることが分かりました。その対極的なスタンスをとる方たち、つまり「努力は報われるべきだし、怠けたら自分で責任を取るべきだから」という回答は47%でした。つまり、自助努力型に関しても、そのような思考にたどり着く経路は全く異なっているわけです。即ち、私たちにとっての「自助」、あるいは「相互扶助」理解は、多くの場合非常に限定的であるという実態が見えてくるわけです。

私は、両者をセットで考えていくなかで、「協同」ないし「協働」の意味と可能性を考えていくことの必要性を強く感じています。

もう少し現代に話を引き付けて考えてみますと、今、私たちの社会というのは商品経済が生活の隅々にまで浸透し、物象化が進展している。物象化というのは、人と人との関係が物と物との関係に置き換わるということですが、そうすると一般的に私たちは、大高さん、中川さんとしてではなくて消費者という人格が与えられるわけです。特に生協などは消費者を対象にしていますから、その意味では役割が拡大していくともいえます。

ところが、他方では、人々を消費者として対象化していくプロセスというのは、同時に助け合いの商品化が進んでいくということでもありますから、コミュニティは分断されていき、私たちの関係も、どんどん切り離されていくわけです。それに合わせて他者への無関心も進んでいきます。私がとくに関心を持っているのは、いのちの連関、あるいは生業なりわい、私たちの生活の中での暮らしの連関と言ってもよいと思いますが、そのことに無自覚な人たちがどんどん増えていくことです。

私の子ども時代を思い出しても、当時は「魚が切り身で泳いでいると信じている子どもたち」みたいなことが話題になりました。実際に切り身が海の中で泳いでいる絵を描いたといったことがあったのかもしれませんが、魚は海でこういうふう泳いで、食卓に上るまでの間にこういう人たちがこんな仕事をしているんだよといった話がされないと、そのプロセスが全然想像できないのです。

先週(2014年9月)ワーカーズが企画した菅原文太さんの講演会のシンポジウムのコーディネーターをさせていただいたのですが、そこでも「なぜ安いのか」ということをちゃんと考えることが必要だという話が出てきました。どうして100円でハンバーガーが食べられるんだろう。こんなに安くて大丈夫なのだろうか。その背景には劣悪な労働環境や低賃金であるとか、いろいろなものが見えてくるわけです。そのような連関、そのことが感じられないことには、物象化や物理的な距離が非常に大きく影響しているのですが、より本質的なところで問題とすべきなのは物象

化ではなく、心の距離です。心の距離がどんどんと離れていくということなのだろうと思います。

春にJC総研が開催した研究会で松岡公明さんが、「震災までは水道の蛇口をひねったら水が出るということを当たり前のように考えていた。何で水が出るのかなんて考えたこともなかった。でも、震災になると水が出なくなる。そのときに初めてその先に何があり、どのような営みがあるのかといったことを考えるようになる」といったお話をされていました。あるいは電気のスイッチを押したら、何で電気が点くのだろう。そういうところに思いが至らなかった私たちに気づきの機会が与えられたわけです。本来であれば、その延長線上に、一体、今、福島で何が起きているのかということに思いを馳せることがあるはずなのですが、しかし、日常的に電気を使える状態に戻った私たちは、そのことを忘れつつある。私たちには想像力が決定的に欠如しているわけです。別の言葉で言えば、いのちの連関が見えないということだと思います。これが今、私たちが直面している一番大きな課題だと私は考えています。

そのような中で、相互扶助の取引を推進する機関としての協同組合が何を期待されているのかというと、1つは確かに社会的に有用な商品やサービスを提供するという事はあると思います。でも、これだけだと、例えばコストパフォーマンスを追求したり、あるいはそれが誰にとって有用なサービスなのかといった話になると、場合によっては不合理なニーズなんかも正当化されるようなことがおこるわけです。ですから、それに公正な事業を追求するという事を杉本さんがよくおっしゃっていますが、私はそれを追求するという事をもうひとつ加味した商品展開というものが必要だと思います。それは単にCSRであるとか、ソーシャル消費といったものではなく、失われた想像力を取り戻す営みとしての公正な事業の追求ということなのです。

このことに関連しますが、2点目は生産と消費のギャップを埋める、つなげる媒介として自分たちの役割を考えていくということです。それは単に生産と消費の距離を縮めたり、大きいものを小さく、小型化するという話ではなくて、先ほどのお話とも関連しますが、連関のプロセスをちゃんと理解できるような、

想像力を働かせることができるような媒介的な機能です。その機能を発揮できるようになったときに初めて、心の距離というものは縮まっていくと思います。

そして3つ目は、「基本的な信頼」を確信させるようなコミュニティの再生です。基本的な信頼とは心理学的な研究の中では、「この世の中に生きていても良い、何とかなるという感覚」として理解されています。それは、例えば若者自立支援の現場をみると、生きづらさを抱えた若者が多様な支援を通して元気になっていくのですが、地元に戻ったり、元の職場などに戻ると、また元気がなくなっていく。それはなぜかということのをいろいろと考えたときに、その支援現場の中でのスタッフであるとか仲間、特定の個人への信頼というものはできたのだけれども、社会やコミュニティに対する信頼というものが形成されていないからです。社会に対する基本的な信頼を取り戻すための支援がその取り組みの中でどういうふうにできていくのか。そのような観点からコミュニティの再生というものを考えていく必要があります。

このことは、先ほど姜先生の間接集団のお話の中で語られた、どこに依存する場を見出すかという問いと非常にリンクするお話だと私は思っています。そして協同組合はその担い手になり得る。その内実は、協同組合につながっていれば何とかするのはないかという感覚です。昔だったらあったかもしれませんが。ちょっと困ったときに協同組合の職員に聞きに行くとか。そのような基本的な信頼を取り戻すために何ができるのかということは、その期待の裏にある課題として受け止めるべきものだと思います。

全労済協会のアンケートの中でも、イベント等に参加したいと答えた人たちにその理由を聞くと、「社会に貢献したいから」あるいは「自己実現のため」という回答以上に多かったのが、「社会や人とのつながりができるから」という回答でした。即ち、つながりそのものを協同組合の参加の目的と受け止める、その価値として受け止める視点というのはとても重要になってくると思います。

その上で協同組合の学びの可能性について3点ほどお話をさせていただきたいと思います。1つは、既存の事業(サービスや商品)に内包されている協同の価値の再発見です。例えば共済の商品でも、

保険会社と何が違うのかを問われたときに、現在自分たちが提供しているサービスがそもそもどのように生まれたのか、その歴史に埋め込まれている価値とものを理解し、再発見するような学びは大事だと思います。このような観点からは、理念や歴史の学習は、そのアイデンティティの確認、あるいは確信という意味でもとても大切です。特に新しい職員に対しては、それが自らの働きの意義と自信の獲得にもつながっていくと思います。

もう1点は、かといって、やはりその商品だけではなく、暮らしのニーズや現実から自分たちの事業や活動を組み立てていくということが必要です。もし既存の事業の枠組みだけからニーズというものを捉えようとするならば、できることとできないことの仕分けが必ず出てきます。そうすると結局は、切り捨てられてしまうニーズや人たちが出てくるわけです。もし暮らしのニーズから自らの役割を捉えようと試みた場合には、そこには自らの組織だけで出来ることの限界への気づきがありますから、ほかの協同組合やNPOや地域の人たちと協力しよう、協同しようというような動きになっていきます。

もう少し具体的な話をしますと、組合員の声を聞く試みは多くの生協でも実施されていますが、単に事業結集のための意見吸収装置として位置づけるのではなく、その背後にある社会の声を聞く装置として捉えるという視点が決定的に重要です。そのように捉えれば、公正な事業としてのフェア・トレードやいろいろな実践があっても、それは企業のCSRとはこういう形で違いますよということが言えると思います。まさにいのちの連関への気づきを促す学び。それは言葉を変えれば、協同組合について地域に知ってもら

というだけではなくて、地域を私たちが知ってつなげていく。そのような学びがとても大事だと思います。

そして最後に、これまでも協同組合は、困窮者であるとか、あるいは社会的弱者のための組織というふうにいわれてきました。しかし弱者に一方的に支援していくようなあり方、そういう発想から転換するべきだと考えています。支援者や被支援者、あるいはサービスを提供する人と顧客といった固定化された関係ではなくて、関係性を脱固定化していく。そして私たちはみんな生活当事者として、今この世の中に生きている、歴史的現在に生きているのだという思いと共感を促すような学びや、そのような空間をつくっていくことがとても大切です。このような多様な空間の創造というのは、先ほど姜先生がおっしゃられた「コミュニティ的なものを取り戻す」、あるいは現代的に再構築する動きと考えてもよいと思います。そのような場が、関係性の中で私たちは生きているわけですが、その自分たちの姿に想像力を働かせる学びにもなっていくでしょうし、協同組合で働くことの実感、やりがい、勇気というものが、自分たちが生きるということの意味と重ね合わせながら捉えることができるような力を獲得する原動力になると思います。

そのような意味で、とくに職員や理事といった中心的な役割を果たしている方たちが多様な人々のニーズをつなげるコミュニティの媒介者として何ができるのか。そこに内在する学びや相互理解の要素をどれだけ、どのように捉えることができるのかということがとても問われていると思います。このような主張が著書『協同組合 未来への選択』の中に書かれていますので、ぜひ関心のある方はごらんいただければと思います。どうもありがとうございました。

課題提起③ — 杉本 貴志氏「未来への選択肢としての協同組合、協同組合としての生協」

記念講演プラスお二人のお話は、もうそのとおりでございますので、これで終わってもいいかというふうに思うんですけども、今日ご参加の皆さまは共済関係の方中心に実務家の方が非常に多いというふうに聞いておりますので、もう少し協同組合の事業、ビジネスに引き付けて、私からも同じような問題意識を持っているということを以下で述べさせてい

ただきたいと思います。

購買生協、つまり物を売る生協は、日本ではすでに2,600万世帯を組織したというふうに聞いております。そのほかに全労済が、詳しくはファクトブックにあると思いますけれども、おそらく3,400万人ぐらいを組織しているというふうに思います。これだけ大きくなって、まだ不満なのかというところなんですけれども、

大高さんがおっしゃったように、その組合員にさえ、そしてもしかしたらそこで働いている方々にさえ、協同組合の本質がなかなか見えにくくなっている。そういう現代であるというふうに思います。

それはなぜなのか。誤解を恐れずに言えば、営利企業もかなり立派になってきて、昔のようにインチキな商売をして儲けるというのではなくて、お客さまに満足していただくのが一番の金儲けであるというふうに進化してきました。消費者に一番支持される企業が一番儲かる企業だということで、お客さま重視、消費者第一、そういった流通業その他の企業が生まれてきた。そこで協同組合の組合員主権であるとか三位一体であるとかの優位性というのがわからなくなってきたということだと思います。協同組合が大規模化すればするほど、そうした見えにくさというのが出てくるのは当然のことです。



そこで、いま一度この『協同組合 未来への選択』では、協同組合とは何なのかということ既存の生協とか農協とかを離れて考えてみました。例えばマンチェスターにあるサッカーの協同組合です。

香川選手は、日本代表として明治大学出身の長友君と一緒に頑張っていますけれども、彼が2年間所属したのがマンチェスター・ユナイテッドです。あの移籍で動いた巨額の金と2年間という時間、何だったのかとも思いますけれども、要するに今のサッカー界というのは完全に金儲け、ビジネスの世界、香川選手が動くだけで数十億円の金が動くという世界です。

2005年、アメリカ人の大富豪がマンチェスター・ユナイテッドを買収しました。このアメリカ人はサッカーのことなど何も知らない人物です。アメリカンフットボールのチームを経営して大儲けをして、それで

スポーツビジネスの一環として次はマンチェスター・ユナイテッドを買収したということです。これにユナイテッドのファンは怒ったわけですね。そもそも地域の代表をみんなで応援するのがサッカー文化であるということで、彼らは、自分たちは普通の市民であるけれども、すこしずつお金を出し合ってユナイテッドに対抗するサッカーチームをつくらうと動きました。これがFCユナイテッド・オブ・マンチェスターという協同組合方式のサッカーチーム、地元の人たちにとってはこれこそ自分たちのチームだということです。

あるいは日本で言えば岩手県宮古市。震災で被害を受けたところですけれども、震災前から映画生協というのがありました。

昔はどここの地域に行っても映画館があって、名画とかいろいろなものを大画面で観られた。今ではそうした映画館がなくなってしまったけれども、やっぱり大画面で楽しみたいという人間は地方にもたくさんいらっしゃるわけです。では、どうするか。みんなですこしずつお金を出し合って、映写機をそろえ、映画館設備を整えて、映画生協という形で、みんなで話し合いながら次は何を上映しよう等々、運営していくわけですね。これこそ協同組合であるということです。

こうした小さな協同組合であれば、協同組合とは何なのか、営利企業とどう違うのかというのが非常にはっきりわかると思います。ところが、それが、だんだん、だんだん大きくなっていくにつれて、その本質が見えなくなってくる。ということで現在、学会等でも「小さな協同」ということが注目されているんですけども、ここで1つ確認しておかなければいけないのは、それでは大規模な協同組合はだめなのかということで、私はそうではないということをやはり確認しておかなければいけないと思います。

例えば京都の大学生協の例で言えば、イスラム教徒の留学生というのが最近たくさんいらっしゃいます。この方々は普通のスーパーマーケットで買えるような肉などは食べられないわけですね。お祈りをして、決められた段取りをした後に加工された食品、ハラール食品という認証を受けたものでないと宗教上の理由で食べられない。では、どうするか。1つのやり方としては、そうしたイスラムの留学生が集まって協同組合をつくって、自分たちの食べものを確保

する。そういうやり方があると思います。もしかしたらそういう例もあるかもしれませんが、実際問題として現在の日本ではイスラム教徒の生徒はそんなに多くないですから、これは非常に難しいと思います。そこで関西の大学生協では学食のメニューの中にハラール食のメニューを取り入れています。なぜこれができるかと言えば、「大きな協同」だからです。つまりイスラムだけで集まっているのではなくて、京都の大学生が、あるいは京都・滋賀・奈良の大学生が集まって、大学生協に結集している。その協同の利益で少数のイスラムの方々の利益を確保しようということですね。これが消費者の協同のいいところであって、必ずしも大きいからだめだというふうに短絡的に考えてはいけないというふうに思います。

これは共済も同じだと思います。例えば全労済にはこくみん共済というのがあって、私も入っていますが、一見したところ保険と違わない。どう違うのか、共済だけ特別扱いするな、とすごく攻撃を受けるわけですね。そこには全然協同なんかじゃないか、チラシで加入しているだけじゃないか、というわけですが、よく考えてみれば、あれはどんな年齢の方でも、月幾らでしたか、2,000円とか3,000円とか定額を払えば誰でも入れるということですね。一般の営利の保険会社ではどうなっているでしょうか。年を取れば取るほど入りにくくなっているとか、さまざまな保険料の違い、掛金の違いがある。こういうことを考えてみれば、実はあのこくみん共済というのは本当に助け合いだったということに気づきます。多数の人々の協同の力で、はっきり言えば若い人々の協同の力で、おじいちゃん、おばあちゃんを助けている、つまりこれは手軽でわかりやすいというだけでなく、世代間の協同でもあるということが言えるというふうに思います。

あるいは、現在、生活協同組合をはじめとして協同組合陣営では買い物弱者に対する対策というのをやっています。これも「大きな協同」をバックにしてできている事業であるということが言えるのであって、都会地で何十万人という組合員の力を結集した結果、山間部の本当にわずかな数十人の方々のところに買い物バスを派遣したり、移動販売車を派遣したり、個配という形で物を届けることができ

るのだと言えます。したがって私は「大きな協同」というのを一概に否定しようとは思いませんけれども、やはり今求められているのは、そこからもう一歩進むことではないかと思います。

例えば今の買い物難民の例で言えば、確かに移動販売車を山間部に派遣すれば、その地域の住民の食のニーズはとりあえず満たせると思います。しかし、そんなことをいつまでもやっていたら、いつまでたってもその地域では自立した買い物というのができないわけですね。ものすごく乱暴なことを言うので当事者の方々にはちょっと失礼になるかもしれませんが、生協がそういうことをやればやるほど、その地域の店を最後まで根こそぎに潰してしまうということさえ考えられるかもしれない。だからといって、やっちゃいけないと言っているわけではなくて、今はそれが必要なですけれども、そこにその地域における「小さな協同」を組み合わせて、何とかもう一度その地域を自立した買い物ができる、そういう地域コミュニティにつくり変えること。それが求められているのではないかというふうに思うわけです。

共済陣営についてもそうであって、私は保険とは違うということをそれなりに勉強してきたつもりですが、もう一歩進んで何かできないかということですね。例えば山登りの人々がつくっていた無認可共済。PTAのお母さんたちがつくっていた無認可共済。残念ながら共済規制ではほぼ全滅に近い形までやられたと思いますけれども、あのとき「大きな協同」がそうした「小さな協同」に対して何かできなかったのかというふうに、外野席からは勝手に考えてしまいます。

現在、こうした形での小さな買い物の協同であるとか、あるいはエネルギーにおける協同、つまり協同組合による木質バイオマスの発電であるとか小規模水力発電であるとか、さまざまなものが注目されています。福祉・医療面での協同もそうです。こうした「小さな協同」と「大きな協同」とのさまざまな組み合わせ、あるいは多様な協同をつくるということですね。例えば、もしイスラムの方々の協同組合があったとしても、「いや、うちの生協で扱っている肉はそういうものじゃないから何も協同できないよ」と言われるかもしれませんが、野菜だったら協同できるか

もしれないということです。そうした形で既存の大きな協同組合が「小さな協同」を、ちょっと傲慢な言い方かもしれませんが、育てていくというか、育んでいく、そういうようなあり方が今求められているのではないかということが、おそらくこの本の執筆者のかなり共通する問題意識ではないかというふうに、私個人としては思っています。

例えば格差社会に対して今こそ協同組合が対応することを求められているといわれていますけれども、単純に考えると、そうすると例えば購買生協、消費者の生協であれば、安くしなきゃいけないということで、売る値段を少しでも下げようという低価格競争に突入していくわけですね。それ自体は悪いと私は思いませんけれども、しかし、そこで見落とされている

のは何でしょう。先ほどお話があった、何でそんなに安くなるのかという話であって、そこではもしかしたら協同組合でありながら、さまざまな非正規労働を導入することによって、ちょっとやりすぎたコストダウンを図っているのかもしれない。そうした問題が往々にして見えなくなってしまう。そこに例えば生協で働く方々の協同、あるいは農産物を作っている方々の協同。これを消費者の協同と何らかの形で結びつけるという努力を不断に行わないと、格差社会への対応といっても本当に対症療法的な一時凌ぎのやり方に陥ってしまう。それが格差社会の再生産にさえつながり兼ねないのではないかと思います。

時間の関係で、私からの問題提起はこれぐらいにしておきたいと思います。ありがとうございました。

ディスカッション

コメント① — 柳沢 敏勝氏

ご紹介いただきました明治大学の柳沢です。今、日本協同組合学会の会長を務めておられて、この春「小さな協同」というのをテーマにしてシンポジウムを開きました。その関係から今日コメントを加えてほしいという要望がありまして、わかりましたというお引き受けをしたのですが、お引き受けした後、失敗したなと思った次第です。今、西岡さんから紹介がありましたが、この『協同組合 未来への選択』という本だけでは済まないんですね。2年前に出された『協同組合を学ぶ』という本を読まなければいけないし、さらに言えば今紹介されたJC総研が出している『協同組合は「未来の創造者」になれるか』という本まで読まなくてはならない。あるいは、これは名古屋の研究センターですが、地域と協同の研究センターが去年、『未来を拓く協同の社会システム』という本を出されています。ほぼ共通した問題関心で議論を展開しています。共通語は「未来」ということになるんだろうというふうに思いますが、そういうところまで全部読まないでちょっとコメントができないなというのが正直なところでありまして、この夏休みはたいへん勉強させていただきました。その上でコメントをさせ

ていただきますが、的はずれかもしれませんが、あらかじめご了解いただければというふうに思います。



今日のシンポジウムの問題提起者から投げかけられている課題はたくさんあると思いますが、「未来」に関わって、大きくは2つの点についてコメントをさせていただきたいと思います。1つは協同組合の思想の危機というものについてです。もう1つが、先ほど例えば杉本さんから話が出ましたが、格差社会に対して協同組合はどう対応できるかということについて少し考えてみたいと思います。

まず早速ですが、第1の思想の危機について

です。これは1980年にレイドロウ（Alexander Fraser Laidlaw）が提起したことから、皆さん、よく承知のことだと思いますが、多くの協同組合が市場の競争圧力に耐えていくために、あるいはその市場の中で生き残っていくために、いや応なく規模の経済性を追求することになります。しかし、その結果、例えば大規模化に伴って組合民主主義が形骸化していく、あるいはミッションそのものが空洞化していくという中で、協同組合の本当の目的は何なのか。ほかのものと違う機能としての独自の役割を本当に果たしているのかという、こういう疑問が生まれてきます。それが思想の危機であったのだらうと思います。つまり経営の危機を克服しようとして歩んできたことが、結果的に思想の危機を招くことになってしまったのではないかと。こうした問題の指摘はよく出されているわけですが、ここには解かなければいけない問題が2つあるというふうに思っています。

1つは、これは杉本先生から教えられたところですが、倫理的消費だとか、あるいは倫理的投資によって業績を回復してきたイギリスの協同組合。もちろんこれは、今はコーポラティブ・バンクが合併によって大変な痛手を被って、コーポラティブ・グループ自体まで業績が悪化してしまっていることはありますが、一応それは差しおいて、イギリスで協同組合が何で復活してきたのかということです。そういう観点から営利企業との競争に明け暮れるという路線を放棄するという選択肢がありうるのではないかと。これも、杉本さんのお言葉ですが、営利企業との競争に明け暮れる路線を放棄して、新たな路線に転換するのか、それとも市場競争にこだわって生き残っていく、勝ち残っていくという路線を踏襲していくのかという、こういう問題がまず第一にあります。もう1つは、路線転換を図らないとするならば、そのとき一体何があり得るのか。ただ、そのまま傍観していれば、先ほど思想の危機と言われたような、それがまた続くことになると思います。どうするのかということです。この2つの問題のうちの第1の、路線の転換に関しては別途議論すべきだと思いますが、ここでは第2の点について少し触れておきたいとします。

大規模化についていえば、民主主義が空洞化していく中で思想の危機が生まれてくるというのです

が、例えばガバナンスを組み替えることによって民主主義の空洞化に対処し、思想の危機を乗り越えることはできないのか、あるいはそのほかの方法はないのかということです。私はこの民主主義の空洞化を埋める方法はあると思っています。それは何か。「小さな協同」だというふうに思っています。先ほども申し上げたように春の学会で統一テーマになったわけですし、またこの本でもたくさん事例が取り上げられています。多くの国民たちがやむにやまれずこうした「小さな協同」に取り組むことになったわけですが、このやむにやまれずというのは結局、農協だとか生協といったような既存の協同組合を大きな協同組合、「大きな協同」というふうに呼ぶとすれば、「大きな協同」がこうしたニーズを満たすことができなかったから、やむにやまれず生まれてきた。その結果、「小さな協同」ということになったのだらうと。これが杉本さんのおっしゃる、「社会問題に容易に取り組める『舞台』を用意する」ということの意味なんだろうというふうに私自身は理解します。

こうした「小さな協同」、あるいは市民の小さな連帯組織を「大きな協同」が積極的に支援していく。そのことによって「大きな協同」の空洞化を埋めていくということができるだらうと考えています。しかも、この「大きな協同」の内外にいろいろな形で多様に「小さな協同」を蓄積していくことが必要なのではないか。それが大高さんの言っている「参加の自由度・柔軟性と関係性の脱中心化」ということの意味だらうと思いますし、またそこに「多様で柔軟な関わりを可能とする空間や関係性」というのが生まれてくるのだらうと思います。さらに言えば、杉本さんがおっしゃったように、「消費から社会を変える」ことを目指すのが生協だというふうな考え方に立てば、例えば倫理的な消費など潜在的なニーズに対応する「小さな協同」というのが、将来的に路線の転換につながるかもしれないというふうに思います。

それでは、こうした協同組合の原点とも言える「小さな協同」を協同組合の内に埋め込む、あるいは外に多様に蓄積していくことによって何が変わるのかということでもあります。大高さんのおっしゃる教育だとか、あるいは中川先生のおっしゃるシチズンシップという観点から何が変わるのかということを見てみた

と思います。日々の協同の活動や、あるいは運動によって大高さんのおっしゃる「協同的主体」というのは鍛錬されることになるだろうし、これまで以上に多くの人々が主体的に取り組んで、その結果として生まれてくる協同の世界への慣れ親しみが結局、協同組合に対する認知度を高めていくことになるであろう。あるいは日々の実践を通して責任と権利、そして参加の意味を一人一人の人が体得していくことになるのであれば、そこにはおのずとシチズンシップの自覚も高まっていくのではないかと思います。先ほど姜先生が、アマチュア・デモクラシーというふうにおっしゃいました。まさにそのことなのではないかというふうに思います。こうした日々の積み重ねが、それこそ協同組合に対する信頼、大高さんが先ほど言いました「協同組合につながっていれば何とかなるという『基本的信頼』」が生まれてくる。協同組合の中にソーシャル・キャピタルが発生することになる。たいへん重要なポイントだと思います。

こういう観点から見ていくと杉本さんがおっしゃっているように、「新しい協同を模索するための基礎を日本の協同組合陣営は既に備えているかもしれない」と言うことができるだろうと思います。だとすれば、「小さな協同」の価値を再発見することはたいへん重要なのではないかと。つまり姜先生が先ほどおっしゃったアソシエーション型のコミュニティというものを、ここで我々は発見していくことができるのではないかというふうに思います。

では、どうしたらこの「小さな協同」というものを生み育てることができるのかという点について触れておきたいと思います。当面考えられることは2つだろうと思います。1つは「大きな協同」が「小さな協同」のプラットフォームになるということです。その意味は先ほど杉本さんがおっしゃいましたので、もうこれ以上繰り返しません、ともあれ「大きな協同」はプラットフォームを築いていくための十分な資源を持っている。ヒト・モノ・カネといったような資源を持っている。ここが「小さな協同」のプラットフォームになっていく必要があるということだと思います。

もう1つは法律の制定だろうと考えています。例えば協同組合基本法というのをつくって、それによって誰でも簡単に協同組合をつくれるようにしていく。た

ぶんできてくると思います。例えば、日本では、1990年代の後半にNPO法ができたときにそういう事例がありますし、それから今現在、韓国で協同組合基本法がつくられて、協同組合が次々生まれている。こういう状況を考えれば、やむにやまぬ状況に追い込まれた人たちがたくさん「小さな協同」をつくっていくことになる。

このたくさん「小さな協同」がつけられた結果どうなるのか。これが「大きな協同」の援軍になる。そうなってくれば、例えばこの前、規制改革会議で簡単に農協の解体を口にしたが、そんなことができない社会になるというふうに私自身は考えています。つまり社会のあり様に権利と責任を持つシチズンシップというものが「小さな協同」の人々の間にできてくるだろうと。そういう意味で「小さな協同」を大事にするべきなのではないかなと考えています。

もう1つ大きな問題、格差社会にどうというふうに取り組むかということでもあります。たいへん難しい話です。もうご承知のようにバブルが崩壊した後、日本の社会はいろいろな点で劣化しています。その中心的な課題の1つが雇用の非正規化にあります。数字は一々挙げませんが、この非正規化に対して協同組合はどうやって対応するのかということです。例えば雇用の問題にあえていっている若い人たちを積極的に協同組合が採用していくということはあり得ると思います。だけれども、非正規化に伴って日本の社会が劣化していることの原因は協同組合であるわけではないのです。日本社会のあり様、あるいは日本の企業のあり様にその大きな原因がありますから、このところを組み替えない限りは相当程度難しい。では、どうするのか。どうしようもできないのかというと、そうではないと思います。2つの点を少し話したいと思います。

1つは、賃金をはじめとする雇用に関わるさまざまな問題について、産業レベルで規制するという考え方を取り入れるべきだと思います。簡単に言ってしまうと、今の日本はほぼすべてが企業別組合です。産業別組合といたって、企業別組合の寄り合い所帯でしかない。連絡調整機関でしかないのです。だから、結局、企業別組合というのは社会的な広がりを持つ問題に対してほとんど発言しない。こういう状

態になっている。協同組合だってそうです。協同組合も単協ごとの労働組合なのです。大学生協ではちょっと違うところがあるようでありませけれども。



だから、そういうことを考えると、協同組合においても産業別の規制が加えられるような方法を考えていくべきです。少々乱暴な言い方をします。労働組合が業種別に、例えば生協なら生協、農協なら農協という領域で労働組合が全国組織でつくってしまう。ただ単に単協の労働組合の寄せ集まりではなく、全国の組織がトップに立って、そこからいろいろなことが提起できるような形です。それに合わせて協同組合の経営陣も業種別の全国的な使用者団体をきちんとつくる。そのことによって産業別、あるいは業種別に全国的な交渉を行って、労働条件規制できるようにするということが1つです。

もう1つが、特に大事なものは賃金です。とりわけ、パートの問題に対してどうするのかということです。今詳しいデータを挙げることはできませんが、ヨーロッパと日本が決定的に違うのはどこかということ、パートの賃金が安いのです。フルタイムとパートタイムの賃金格差があまりにも大きすぎる。それには理由があります。詳しく触れる時間がありませんので別の機会にしますが、日本ではまずこれを埋めていくためには今のような職能別賃金、要するに職能給といわれている賃金のあり方を変えなくてはだめです。職務賃金に切り替えていく。つまり、産業別交渉をやって職務賃金に切り替えて、職務賃金を前提として均等処遇にし、同一労働同一賃金に抜本的に切り替えていくということを考えていかないと、今の状態は変わらない。特にパートに依存する比率が高い生協などは、職務賃金に切り替えていかないと、今の状態を変えることはできないというふうに私は

考えています。したがって、抜本的に労使関係を組み替えるということの本気になって、生協なり、あるいは農協なり、協同組合の労使双方が全国交渉をするという仕組みに組み替えていくことを考えなきゃいけないというのがひとつです。なお、今言ったようなことは最近知ったことですが、2002年に生協労連がちゃんと議論して出しています。もし、機会があったらぜひ読んでみてください。なるほどとうなずけると思います。

それからもう1つですが、協同組合陣営の中でいろいろな社会問題に対して、共通して戦略を考えて手を打てるようなチームをつくれないうことです。IYCをきっかけにして全国協議会ができましたが、それでは全然足りない。そうではなくて、例えばイギリスのコオペラティブUKが行っているように専任のスタッフを構えて、この問題については、協同組合はこういうことに当たっていくんだということをやっぱり考えるべきです。

例えば今、急速に日本社会は高齢化が進んでいます。人類史上経験したことのないスピードと程度で日本の高齢化は進んでいるのです。皆さん、2050年は生き残っているかどうかわからないけれども、生き残っている若い方がたくさんいらっしゃいます。2050年、皆さんも知っていると思いますが、65歳以上、何人いると思いますか。65歳以上が40%ですよ。日本の人口の半分近くが65歳以上です。いい意味でも、悪い意味でも、とんでもない社会です。今の仕組みで持続可能かということは、——誰が考えたって持たないということがわかるでしょう。では、どうするのかということです。

そういう状況でありながら、他方で税と社会保障の一体改革も全然進んでない。税金だけが上がっている。こういう状況になっています。さらに言えば、その谷間に、非常に困っている若い人たちが多くいる。例えば失業している、あるいは非正規雇用です。今の若い人たち、15歳～35歳のそういう人たち、ものすごい数なのです。全部合わせると600万人ぐらいいると思います。こういう状況になっているのです。一方で、介護で手を求めている人たちがいる。だけど、そこに行政がなかなか金を出せない。他方で、何とかこの手を使ってくれないかという人も

いるわけです。

そういうところをきちんと考えて、協同組合でこのことをやろうじゃないかと、そういう戦略チームをつかって、きちんと分析して動いていくということがすごく必要になってくるのではないのでしょうか。そういう点で言うと、コーポラティブUKがやっているようなことを見ながら日本の協同組合陣営が手を取って、そうした

戦略チームをつかっていくということを考えていかなければなりません。つまり、これまでと同じようなやり方ではなくて、大胆にどこかで組み替えて発想を変えて、事に当たっていかないと今の状況は打開できないのではないのでしょうか。そのくらい厳しい状況にあるのではないかとこのように考えています。

コメント② — 木村 裕士氏

連合の木村です。『協同組合 未来への選択』に対する感想から始めたいと思います。今、柳沢先生が労働組合に対する極めて大胆なご提言をされましたが、連合の運動というのは組合員だけのための運動ではありませんでして、これは結成当時からずっとそういうことを希求する運動を目指してきております。2002年でしたか。お亡くなりになりました中坊公平さんを座長として外部の有識者にお集まりいただいて開催した連合評価委員会から見た労働運動で、そこから「社会的な弱者に目を向けなさい。社会の不条理に黙ってないで立ち向かいなさい」というご示唆をいただいて以降、特に意識をして雇用の問題・非正規の問題等々に関わってきたことに触れておきたいと思います。

この本を読ませていただき、基本的には、協同組合について私はそれほど詳しいわけではなかったのですが、協同組合とは何ぞやという疑問に答えてくれるという意味では非常に有用な本だと思ひまして、私自身も勉強になりました。ただ、まだ不勉強な分野でございますので、少し難しく感じるところもあります。労働組合の立場からすると、一般の労働組合もそうでしょうが、協同組合というものについて深く考える機会ということはあまりないのではないのでしょうか。私は、たまたま労働金庫の関係の仕事させていただいたり、こうして全労済、全労済協会さんとお付き合いをしたりということもありますし、中央労福協とは極めて密接な連携を取っています。あるいは労働組合自体も単組、企業連組織、産別などが生協をつかって、組合員に対するサービスをそれぞれ提供したりしているということがあります。

今、現代社会は労働組合法があり、あるいは生

協法があり、あるいはNPO法があるといった具合にそれぞれに法律で区切られていまして、一般の人からは、全部ばらばらにやっているというように見られるのではないかと思います。私どもは連合運動を進めるに当たってはそれぞれの運動の源流をもう一度遡ってみて、私どもがやっている運動、取り組みや事業の本質とは何かということを考えるべきではないか。これまでの先生方のお話を聴いて、特にそう思ったわけです。



近代産業社会ができて以降、イギリスの産業革命に始まって、それ以降、弱い者、労働者が相互に支え合うために連帯をし、団結してきたという歴史があります。もちろん近年といいますか、近代といいますか、わが国においてもイデオロギー闘争があって、労働組合も分裂したり、あるいは生協同士も路線対立があったりということもあったとお聞きしていますが、昔に遡ってみますと、生協も労働組合も一緒にやっていたということです。イギリスの話が今回ロッチデールの話など、本の中でも非常に詳しく書いてあるので私自身は勉強になったわけですが、労働運動でいいますとイギリスにはTUCというのが

あります。Trade Union Congressというイギリスの、いわゆるイギリスの連合ですが、イギリスで労働運動というと、このTUCの労働組合の運動、そして労働党の運動、そしていわゆる女性運動、そして生協の運動、この4つを指すというふうにいわれています。女性運動と生協運動は若干被るということもあるようです。

日本の場合を振り返ってみますと、一番最初に労働組合をつくったのは高野房太郎と片山潜という方がいて労働組合期成会というのが立ち上がります。期成会というのは、労働組合の結成促進、支援という意味ですが、今で言うとナショナルセンターのようなものです。これが、組合員から相互扶助で協同店という、いわば購買生協をつくって生協もやっていたわけです。治安警察法という法律ができて、すぐにその弾圧を受けて解散をしてしまいます。ところが、その後に出てきた友愛会という組織があります。イギリスも産業革命の時代、政府資本家から極めて厳しい弾圧を受けて、団結禁止法という法律が18世紀末にできたわけです。それで徹底的に弾圧されて、それをかわすために、イギリスの共済団体ですよ、親睦団体ですよということで秘かに労働組合としての力を付けてきたという歴史を見做ったわけです。Friendly Societyというのがイギリスでの名前ですが、それをそのまま訳して友愛会というふうに付けた。これは鈴木文治という方が設立したわけです。当時は日本も非常に厳しくて、治安警察法というのができて弾圧を受けていたわけですが、私たちは、共済的な、あるいは研究的な、あるいは親睦的な団体ですよというふうなことで、非常にうまくやったわけですが、当時もやはりこの労働組合は、生協活動、あるいは救貧活動、こういうものが全部一緒だったわけです。

生協の父といわれている賀川豊彦さん、1921年に神戸の三菱造船所・川崎造船所の争議を指導、指揮をしたのがこの賀川豊彦さんでした。彼も生協の父といわれていますが、労働運動、農民運動、あるいは社会改良運動、無産政党的の運動、あるいは生協運動、全部一緒にやっていたわけです。

これは今見ると、現代社会は法律で区切られて分断されているようですが、実はやっていることは同

じです。非常に困窮をした人、あるいは社会的な弱者、こういう人たちを支えていこう。そして相互扶助によって生活水準の維持とか向上を図っていく。そして自立させていくという運動ではなかったかと。あるいはその運動を通じて社会改良をしていくのだということです。この間のいわゆる協同組合、生協の、いわゆる商品・サービスを通じた社会の改良ということについてはもう既にいろいろな実績があったことは確かです。ただ企業側もそういうものをみんな真似をして、それで非常に競争が激化して、それぞれ苦勞しているのではないかなということです。でも、最初は問題意識をもって協同組合の事業として展開し、それが社会に波及した、社会改良に寄与したとも言えると思います。この本を読ませていただいて、協同組合というところを労働組合というふう置き換えるとほとんど同じ話になるのではないかなと、感想としては思ったわけです。

格差社会の話がありました。現在極めて、この原理主義的な市場、資本主義、市場主義、これが一時期非常に世界を席卷していました。日本に格差をもたらした。柳沢先生がおっしゃったように雇用の形、形態、構造が変わって、それによって非常に厳しい状況があるわけです。世界の潮流としては、これを反省して、かじを切っているわけです。これら新自由主義的政策の旗を振っていた経済協力開発機構、OECDなり、あるいはIMF、国際通貨基金、あるいは世界銀行などはリーマンショック以降、すでに方向転換をしています。しかしながらわが国を見ますと、それをまた先祖返りするようなことをやっているのではないかと。こういう時代だからこそ自助・公助・共助のバランスをきちっと取って、今はとにかく共助を増やしていこうと。労働組合としても、志を同じくする協同組合・NPOといったところと一緒に社会運動をつくり上げて、社会を改良していく取り組みが今求められているという思いを、この本を読みまして強く感じました。

私たち連合は「働くことを軸とする安心社会」という社会像の提起をして、それに基づいて活動をしています。これは働くことに最も重要な価値を置くということですが、これは自立というのが基本です。経済的自立、社会的自立をしないと。弱い者同士が集

まっけていても、これはなかなか支え合いにならないということで、とにかく自立をしようと。セーフティネットを受け止めるだけでなく、トランポリン型の支援、肩を貸してあげながら自立を促して自立してもらい、また相互に支え合う。そういう社会をつくっていくことなので、そういう意味では、協同組合ということも労働組

合も連帯をしていかなければいけないのではないかなということ。教育という点でお話しようと思いましたが、時間がもう来たようですので、これにて私のコメントは終了させていただきます。ありがとうございました。

コメント③ ——— 稲村 浩史氏

ご紹介いただきました全労済の稲村です。本日はこのような素晴らしい研究会に出席の機会をいただきましたことを心より感謝を申し上げたいと思います。また『協同組合 未来への選択』の出版に敬意を表したいと思います。

全労済を、簡単に紹介させていただきます。正式名称は、全国労働者共済生活協同組合連合会といいます。共済事業を行う生活協同組合の連合組織です。共済というのは、生命保険とか損害保険の仕組みを使った、暮らしの保障事業のことで、全労済はその事業を全国で展開している組織ということになります。

先ほど杉本先生はじめ、「協同組合共済の認知度が大変低い」というようなお話でした。各先生からのご指摘にもありますように、協同組合の認知がどうしてなかなか上がってこないのか、低いのかというのは、おそらく協同組合で働く私も含めた役職員の大きな共通のジレンマということで感じているのだらうと思います。全労済についてもこの名称に協同組合とか生協という名称が入っていないので、時々身近な方からも、「生協だったのですね」とか「協同組合だったのですね」なんて言われることがあります。大変残念なことだと思います。これから努力していかなければならないと思います。

一点、反論ではないですが、2013年にサービス産業生産性協議会が、ホテルとか、いわゆるエンターテインメント業界とか、サービス産業の業種・業態ごとに顧客満足度調査を行っております。その中に生命保険の分野の調査というのがあります。サービス産業生産性協議会というのは日本生産性本部がバックになっている組織ですが、その調査ということで第5回を迎えます。



昨年の生命保険分野の顧客満足度のナンバー1はコープ共済という、生活協同組合の共済事業の団体が第1位です。第2位が、いわゆる県民共済で有名な全国生協連が第2位。第3位が私ども全労済でした。当然、調査の対象は国内の大手の生命保険会社だとかアヒルの生命保険会社だとか、これを全部含めての内容ですが、顧客満足度でいうと上位3つは協同組合、生協の共済が占めているということになります。全労済は残念ながら、協同組合の共済、生協の共済の中では3位ですが、上位3つは協同組合の共済ということで、このことは誇ってもいいのではないかとふうに思っています。

今回の書籍を含めて大きな問いかけをいただいています。協同組合で今必要なことは何だろうかというふうにこの本を拝見して思ったところ。常日ごろから考えているところですが、協同組合で働く役職員に今必要なことは、私は教育だと考えています。今回出版された本の中でも、私どもの協同組合が行うさまざまな活動について「事業と運動」という言葉がたくさん使われてきています。私も学校を卒業して、この全労済に入会をして30年以上、職業としてこの協同組合との共済事業に携わっています

が、30年も前から事業と運動は車の両輪というふうにいわれています。協同組合では、働く私ども役職員は事業の担い手であると同時に、この協同組合運動の実践者としての理念を持つことの教育というのが必要だろうというふうに思っています。あえて言うと、運動の実践者として、協同組合で働く役員に理念がなければ、そのことは逆に保険会社と同じ組織になってしまうだろうということから含めて、今あらためて私どもに必要なことは教育というふうに考えているところです。

今、協同組合に対する大きな問題提起がされているわけですが、協同組合の将来性と未来をどう考えるかということについて、共済事業だけではなく、購買などのさまざまな事業分野において協同組合の事業形態はこれから一層選択される可能性が十分あるというふうに考えています。共済事業においては特にそうですが、協同組合の本質である、協同組合の構成員である組合員。そしてその組合員はこの協同組合を出資という形で所有をしています。そして最大の運営者である組合員というのは、生活協同組合の原則である最大奉仕の原則と共済の事業とは非常に親和性が高いと考えていますし、この共済事業を持つ本質を協同組合事業というのは先天的に持っているのではないかと考えています。

また、先ほど大高先生からの全労済協会のアンケート調査の中にもありましたように、協同組合なり生活協同組合は非営利の原則というのを持っています。営利を目的として事業を行ってはいけないということは消費生活協同組合法という法律で定められている内容です。共済の契約者でございます組合員にとっても、これは共済生協特有のシステムとして掛金の割戻しなどの仕組みを通じて、現実的に有効的に機能し続けているのだと思います。そう思ったことが、先ほどの顧客満足度指数の上位3つを生協の共済が占めているということにも現れているのではないかと考えています。

私ども協同組合の運営にあたる者は、最近私どものトップも不易流行という言葉を使っています。その言葉に代表されるように、協同組合としてしっかり守っていくものと、そしてこの時代の変化に応じて敏

感に変化しているものをしっかり見極めていく必要があるのではないかなと考えています。特に変えてはいけない、変える必要のない協同組合としての理念や本質的な価値についてはしっかりこれからも守っていくと同時に、より組合員、社会に向けて発信をしていく必要もあるだろうというふうに考えています。

一方で、少子高齢化社会の到来という中で、私どもの保障事業も含めた共済事業であれ、そして購買事業であれ、事業については時代の変化と、組合員、消費者、そして国民のニーズやウォンツというものを敏感にキャッチしながら迅速に、私どもとしても対応していかなければいけないと考えています。このことについて共済事業においても、まさに保険会社と競争しなければいけないというふうに思っていますし、購買事業においてもコンビニやスーパーとの競争は避けて通れないだろうと思います。競争をもうやめしてしまうということでは勝ち残れないのではないかなと思っています。また、そういう保険会社やスーパー、コンビニとの健全な競争は、生活協同組合の事業も良き進化をさせていくものだというふうに私自身は前向きに受け止めているところです。

今後に向けての協同組合の発展的展望ということですが、世の中には自助と、それから共助と公の公助という考え方があります。一般的には比較的余裕のある方が自分のために準備をする貯蓄などの自助、そして政府が中心として行う社会保障や生活保護など税や社会保険として行われる公助に対して、協同組合の共済は相互扶助としての共助として位置付けられるだろうというふうに思っています。共に助け合う共助は共済と同義語というふうにも言えます。国民の暮らしを守るシステムとしては、自主的、自発的に組織され、参加される協同組合の共済事業がより健全に発展していくことは、私的保障である保険や銀行などの預貯金のシステムへも、あるいは税や社会保険としての公的なシステムに対しても極めて健全的に良い刺激を与えていくものと考えているところです。

今回の『協同組合 未来への選択』を拝見して、あらためて思うことは、協同組合・生協・共済に働くこと、そして提供しているさまざまな事業に私どもは自信を持っていいだろうというふうに思っています。

もっと正々堂々と将来へ向かって、この組織とこの事業の運動を全国に向かってアピールしていこうというふうに考えています。少し大それた言い方になるかもしれませんが、協同組合がもっと日本の大きな経済の担い手になることで幸福度の高い社会の実現に寄与できるものと確信をしているところです。

最後になりますが、姜先生から今日コミュニティのお話がありました。1995年にICA（国際協同組合同盟）が新たな協同組合の原則を掲げた中の第7原則ということで、協同組合の「コミュニティへの関与」という原則を新たに付け加えました。私ども協同組合は、メンバーシップである組合員・出資者だけ

の組織ではなくて、広くコミュニティに関与していく組織でなければいけないというふうに思っています。今日、資料の中に全労済の「2014年 社会貢献活動レポート」を入れさせていただきましたが、これも共済事業のみならず、全労済あるいは共済・生活協同組合が広く、社会、コミュニティに関与していくための一環としての取り組みですので、ご紹介までにごらんいただきたいと思います。大変僭越でございますが、今日、登壇者の中では実践する事業の実務家としてコメントさせていただいたつもりでございますので、ご参考にさせていただければと思います。ご清聴ありがとうございました。

コメント④ — 姜 尚中氏

私、最初に基調講演をやりまして、皆さんとどれぐらい噛み合うかなというのがちょっと心配でしたが、そんなに大ききはずれてなかったと、ちょっと胸をなで下ろしています。

それで中川先生からは、シチズンシップをベースに、もう少しやはり社会のもっとベーシックなものにもう1回立ち戻って、協同組合の未来というのは考えていくべきではないかということでした。また大高さんからは、やはり最後は信頼できる、そういう協同組合についてでした。こういうものはやっぱり学ぶということを通じて初めてそれが生まれてくるんだということでした。また杉本さんからは非常に興味深く、先ほどのコメンテーターと関わるかもしれませんが、「大きな協同」「小さな協同」ということについて非常に重要な問題提起がありました。

私は一つ一つについて非常に今日勉強になりましたし、いろいろ考えさせられました。差し当たり私が言えることは、これから日本の社会は一体どうなっていくんだろうかということです。大体、私は10年、10年ぐらいの単位で日本の社会を見てきて、そんなに的はずれではなかったのですが、残念なことにこれからの10年はどうしても思い描けないのです。そのビジョンというものが出てこない。それはどうしてなのでしょう。やっぱりこれは非常に不確定性が多いということなんだと思います。

よく言われるのはイマージェント(emergent)。イ

マージェントというのは非常に危機的な状況ということです。でも、社会学ではイマージェンシーというのは、一方で早発性というか、つまりそういうクリティカルなものがこれまでとは違ったものを生み出すかもしれないのです。それは一定の計画やプログラムや方向性とはまた違って、場合によってはアドホック(ad hoc)に何か新しい想像への方向性が生まれてくるかもしれません。そのためにはやっぱり異質な人たちが常に交わったり、このような緊張のある、さまざまな対談、あるいは討論を通じてやっぱり出会いがなければいけないのではないかと、そういうことを1つ感じました。



こういう中で私自身は、いつも必ず学生にDVDを見せているのですが、これはもう既に実践されているかもしれないのですが、実は2002年、アルゼンチンが事実上デフォルトに陥りました。デフォルトというより、IMFからの借入とバーターでとても厳しいメニュー

があったので、その当時のラバーニャ経済大臣はIMFのメニューを蹴ったのです。リジエトしました。したがって結局、借金は返せませんでした。

今もアルゼンチンは、また第2のデフォルトを出している状態なわけです。そこでNHKのクルーと一緒に1ヵ月ぐらいブエノスアイレスを定点観測いたしました。最後は「このグローバル経済をどう考えますか。」ということラバーニャ経済大臣ともお話をしました。実際には、中流階級の人、それから中小企業で破産をした人、端末に至るまでいろいろな方々にインタビューいたしました。その中で私は非常に印象に残ったのは、やっぱり地域通貨です。これはドイツのシューマッハの影響を受けていたドサットという人が中心になって、一応160万人ぐらいの会員を集めました。これは地域通貨ですから実際には実物経済に目を向けることなのです。貨幣経済が破綻した場合に、実際には実物経済に目を向けざるを得ないのです。したがって、さまざまな物とサービスを地域通貨で何とかやりとりをしようということです。これで貧しい人々がかなり救われました。最大限200万人までいきました。その実験場を私も見聞して、非常に感銘を受けました。

なぜこういうことを言うかということ、私はどう考えても、——先ほど非常にいいご提言があって、労使関係を大きく変えていくということは、本当にそうだと思います。ただ、そのためにはかなりのやっぱり交渉能力を持たなければなりませんし、ある意味においては時間がかかるかもしれません。最終的にはそういう方向に私は向かわなければいけないとは思いますが、今現在アベノミクスが進めている政策から、短期で見ると私はやっぱりハイパーインフレの可能性は十分あるのではないかと考えています。もちろんこれは非常に、私は経済的な専門家ではないので、断言はできませんが、もしアメリカの金利政策が大きく変わり、ドル高と円安の格差が広がっていった場合、政府はたぶん10%の消費税を20%ぐらいまでは引き上げようと考えているのではないかと思います。税調の野田さんは同じ熊本でちょっと私も面識があるのですが、そちらの専門家である彼の頭では、最低でも20%なければやっぱり財政再建は不可能だとたぶん考えていると思います。

こう考えていきますと、やっぱりどうしても逡減税率

が必要なわけです。これは公明党が強く申し述べているみたいですが、消費税が20%から25%になった場合に、これは一般のジニ係数やエンゲル係数がどれだけ跳ね上がるか。こういう中で賃金があまり伸びないかもしれません。伸びないだけではなくて、もう1回、第2のジャブジャブの金融緩和をやった場合にやはり円安はもっと進む可能性もあります。非常に今、日本経済の分岐点にこの秋から冬に立たされているのではないかと思うのです。10%でやった以上は将来的には、短期ですけれども、15%から、最終的には20%まで行かざるを得ないと思いますが、一般のやはり労働者、一般の市民にとって、かなりこれが重圧になり、また賃金が伸びないという状況の中で格差が広がり、また貧困がかなり大きな問題になっていくのではないのでしょうか。

それであるならば先ほどある先生から、大きな共助、つまり協同がプラットフォームになって、「小さな協同」に対して実験的なことをやらせるべきではないかというご意見がありましたが、私はやっぱり地域通貨を実際に導入してみてもどうかと思います。地域通貨を通じて、食料、あるいは生活に一番大切なものをそこで賄っていくのです。あるいは具体的には自動車、マイカーにしても5人から10人が協同でそれをやはりシェアし合うのです。どうしても必要なところでやっぱり貨幣による購買に頼らざるを得ないとすれば、やっぱり地域通貨と併用できないかどうか。これは、ある程度の生産地に近くて、そしてそこで消費地と近接していて、かなり地産地消型で社会が循環できるようなところであれば、私はある程度導入できるのではないかと考えています。

したがって今、日本は平均、最低所得の200万円以下の方がもうかなりのパーセンテージを示しておりますが、やはり今の状況で200万～300万円4人家族を養うということははたしてできるでしょうか。こういう中で協同組合は、ある程度事業として何らかの競争に勝っていかなければいけないということになれば、またそこからボロボロとこぼれ落ちていく人々が増えてくるわけです。そういう人をすくい上げていくためにも、私はやっぱり思いきって地域通貨というものをもう少し洗練されたものにしていくことが必要なのではないかと思っています。そんなことをもうそろそろ考えな

いと、やはり商品価値、あるいは貨幣による購買力だけでは生きていけない人々が、今後もっと増えていくのではないかと、私自身は考えています。

そういう点で、アルゼンチンで今から10数年前の体験したことをまさか10数年後に日本でこんな話をしなくてはいけないとは、10年以上前に私は夢にも思いませんでした。しかし、その後にギリシャがあり、アイルランドがあり、今度は先進国にまでそれが波及してきました。もう10年以上前に体験したことは、もしかしたらかなり最先端なことだったのではないかと、いうふうには今は考えています。

したがって、やはり貨幣に基づく商品を購入していくという、そういうあり方からやはり交換関係を大きく切り替えて、生活の中で3分の1でも地域通貨があれば、例えば所得が400万円であってもそのうちの3分の1を地域通貨で賄えるということになれば、かなりまた違ってくる。そういうことを通じて学習し合うということを私も現場で見て、本当に考えさせられました。

やはり地域通貨がある大体500名ぐらいの方が集まって、大きな倉庫のようなところで、物だけではなく、歯科医であれば歯を治す。その対価として例えばハウレンソウをいただくとか、あるいは教育なら教育で、それを教えることによって物をいただくとか、いろいろな工夫がなされる。それから同時に、どういう料理を作るとどう健康に良くて、あり合わせのものどどのように生活ができるのかということ、具体的に小さな村で講習会が開かれているわけです。こういう本来の形に戻る必要ではないでしょうか。

そのためには、やはり大規模な協同ではなかなかできないことを「小さな協同」にやらせてみるのです。しかも、それを地域的に選別してやってみるということも私は可能性があるのではないかと、いうことを、三人のお話を聴きながら感じました。思いつきかもしれませんが、10数年前の経験ですので、何とかそれで収めていただきたいと思います。大体これぐらいです。ありがとうございました。

課題提起に対するコメントを受けて

●中川 雄一郎氏

協同組合が最も可能かつ容易に遂行できることは何かと言いますと、これまで縷々言及してきました「協同の倫理」というものです。「協同の倫理」とは、簡潔に言えば、人びとが生活し労働していく上で最も必要とされる「協力し協同する関係」をより厚くし、深くしていく努力のプロセスを意味します。この「協同の倫理」を人びとの生活と労働の多様な場・機会に組み込み、浸透させていくのが非営利・協同の基本的な機能であり、またこの機能を発揮させて人びとのニーズを満たしていくのが協同組合の社会的役割なのです。このことをヘーゲルの言う「承認の構造」を私流に言い換えて表現すると、「(人びとの)協同組合に対する期待は何か」、「協同組合の果たすべき役割は何か」、そして「協同組合の為し得ることは何か」、という「協同組合の三つの何か」ということになるでしょう。

協同組合など非営利・協同組織には別の重要な概念があります。先に私が言及しました「コミュニティ」がそれです。重複しますが、コミュニティは協同組合にとって重要な概念ですので、ここでもう一度簡

潔に触れておきます。1つは町・村・近隣など特定の地域や人びとが定住している地域など一般に「地域社会」と称されている概念です。もう1つは、協同組合や大学がそうですが、「人びとの関係」の「質」や「特性」を基礎とする概念です。それ故、協同組合はこれら2つの概念に基礎を置いて事業と運動を展開し、「協同組合の三つの何か」を実現しようと努力する非営利・協同組織である、と言えるかもしれません。



そこで、この「協同組合の三つの何か」について論じていきますと、具体的には下記の6項目をベースとする「2つのコミュニティの質の向上」を私たちは読み取り、想像することができるのではないのでしょうか。1つは、

人びとが生活し労働している「地域社会(地域コミュニティ)の質の向上」であり、もう1つは「協同組合の事業と運動の質の向上」です。

私はさらに、この6項目の実現こそ1995年に承認された「ICA第7原則:地域コミュニティへの関与」の何であるかを具体的に語っているのでは、と主張したい。言い換えれば、これら6つの項目は「協同組合は、組合員が承認する政策に従って、地域社会(community)の持続可能な発展のために活動(work)する」とのICA第7原則の「世界共通的な内容」を具体的に語ってくれていると思いますが、いかがでしょうか。6項目は次のものです。

地域コミュニティにおいて生活し労働する人びとと協同組合が協力・協同することで生み出される「地域コミュニティに責任を負う」意識は、

- (1) 健全で活気に満ちた地域社会(good community)の持続可能性を担保する、
 - (2) 人びとの生活と労働に安全・安心(public safety)をもたらす、促進する、
 - (3) 活発な経済(strong economy)を創り出し、持続させる、
 - (4) 健康管理(health care)の施設を常備させる、
 - (5) 多様な教育の機会(educational opportunities)を常に用意させる、
 - (6) 適切な人口規模(optimum population size)を維持させる、
- とのことを意味していると言ってよいでしょう。

先ほど柳沢先生は、協同組合の「協同」には「大きな協同」と「小さな協同」が常に共存し、その両者がコミュニティで生活し労働するすべての人びとのためのプラットフォームとして機能することの重要性を指摘しました。私もその通りだと思っていますので、協同組合の持続可能な能力とでも言うべき「(協同組合に対する)人びとの期待」・「(協同組合の)果たすべき役割」・「(協同組合の)なし得ること」という(私流の)「協同組合の三つの何か」をクリアしていく機会を協同組合に創り出してもらいたい、と願っております。市民たる人びとの間でヘーゲルの言う「自己意識」が確たるものになっていくのであれば、彼・彼女たちは、「協同組合の三つの何か」に取り組むために、支柱である「大きな協同」と、その周りで実践されて

いるさまざまな「小さな協同」との永続的で相互依存的な連携・連帯によって創り出される「プラットフォーム」を再構成していく諸条件を必ずや再生産してくれるであろう、と私は大いに期待しているのです。

●大高 研道氏

このお話をするときの1つの問題関心は、良心的に協同組合に向き合い働き、頑張っている職員ほど疲れているという、そこに何か提言ができないかということがありました。



コメントの中で稲村さんが「実践者としての理念」という言葉が使われましたが、そのことに非常に共鳴を覚えました。それは私の今回のお話との関連で言えば、実践の中でそういう理念が文脈化していくこととであり、まさにそのあり方こそが問われていると感じています。

次に、「小さな協同論」なのですが、これまでの協同組合は「協同による変革」という側面を非常に強く打ち出してきました。しかし、これからはそれだけではなく、「協同をめざす変革者」としての自分たちのアイデンティティーをしっかりと持つべきだと考えています。「小さな協同論」というのは、私なりの理解では、課題の連関を意識できるような関係性とその内実であり、生活当事者としてみんなが意識化していくプロセスを支える1つの枠組みとして考えています。その意味では、規模の議論を超えた含意が「小さな協同」という言葉に込められているのだらうと思います。

ただし、その「小さな協同論」を考えるときに注意しなければいけないのは、コミュニティの排他性です。つまり、閉じられたコミュニティになってしまうことへの危惧です。そこを常に意識する必要性を感じておりますので、コミュニティをどのように開いていくのかということこそがむしろ課題の焦点になるのではないのでしょうか。前述しましたように、支援者と

被支援者の関係を脱固定化していくという文脈で言えば、傍観者を利害関係者としてどれだけ巻き込むことができるのかが問われているということであり、まさにその媒介的な空間に職員や理事や、あるいは協同組合がある。そのあり方そのものを問い直すところから、多様な学びや実践というものが自己拡張的に生まれてくることを期待しています。そのようなことをこれからも共に考えていければと思っています。

●杉本 貴志氏

私は本来、社会思想史の専攻だったはずなので、理念とか地域通貨の話とか本当はしたいんですけども、どうもこのメンバーの中では商学担当みたいなどころがありますので、ビジネスのお話をさせていただきます。ただ、理念的なこと、歴史的なことについて一言だけ言えば、地域通貨の元祖としてロバート・オーウェン (Robert Owen) という人がいるわけであって、協同組合運動と地域通貨というのは協同組合運動の始まりの時代から非常に親和性があったということは指摘しておきたいと思います。

コメントの中で労働・雇用の問題、あるいは協同組合だって競争すべきではないのかというような問題を挙げられましたので、ちょっと私が考えていることをお話したいというふうに思います。誰にも一番わかりやすい、購買生協とスーパーマーケット、コンビニエンスストアとの競争、つまりより良いものをより安く消費者に提供するという競争を例に取って考えてみると、そういう競争をやらなければいけないのかと言えば、もちろん事業体としてやらなければ生き残れないのであれば、それはやらざるを得ないと思います。また、安心・安全な食品が安く手に入らないというような状態があるのであれば、どんどんそういう面で競争していただくことも必要だということになります。けれども、むしろそれよりも今回我々というか、私が主要な問題提起として出したつもりなのは、本当にやらなければいけない競争をしていないのではないのかということです。

例えば柳沢先生のコメントにありましたけれども、イギリスの生協というのは小型店展開をして、大型のスーパーストアでの競争というのをやめたわけですね。それで地域に密着して、地域の住民に喜んでいただいている。そこにはいろいろな裏話もあるし、そんなに純粋なねらいだけではないというふうには思いま

すけれども、私は日本の生活協同組合にとってもその発想の仕方が参考になるのではないかというふうに思っていて、2006年ぐらいから各地の生協で講演するときはいつもイギリスの生協の小型店舗戦略を紹介しておりました。しかし、若手の職員の方はちょっと違うかもしれませんけれども、店舗の大規模化に取り組んでいる日本各地の生協の役員の方からは、笑われはしなかったですけれども、あまり相手にされなかったんじゃないかというふうに思っています。

しかし、今、関東地方でイオンが何をやっているかと言えば、「まいばすけっと」というものを各駅の周辺に大量に出店しているわけですね。あれがいいかどうかという話は別にして、つまりそういう消費者の要求は明らかにあったわけです。それを生活協同組合陣営は店舗事業の中に取り込むことができなかった。それはちょっと残念だということを言いたかったということです。

あるいは、生協というのは昔から障がい者雇用については法定雇用率を達成しているということで、それを誇りにしていたわけですが、それに対していつも私は講演で、「ユニクロは障がい者雇用率8%です。ユニクロの労働者の10人に1人近くは知的障害の方々です」ということを言ってきたわけですね。幾つかの生協では、この面で大きな前進がありましたけれども、要するにそういう面での競争というか、他企業・社会をリードするというのを今の協同組合は忘れていないのかということです。



若者が正社員になれないという働き方の問題についてもそうであって、組合員の家に配送する個配事業において、多くの生協では、現在、生協職員は配送業務に従事していません。ほとんどが外部の委託労働に頼っているわけです。それに対して福岡の生協はそういうやり方に対して、「うちはもう外部には頼らない。全員、

直接雇用する」ということに切り替えました。それをこういうふうに表示していらっしゃるんですね。「生協は赤くないウインナーを売ってきたのではないのか」と。だから、雇用問題についても赤くないウインナーを目指すんだということですよ。

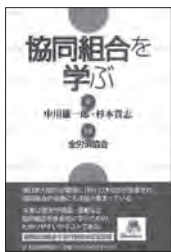
つまり、かつて日本の生協は、ウインナーソーセージから、気持ち悪いと言われながらも赤い色素を抜いたわけですね。それどころか、ハムやソーセージには亜硝酸塩、亜硝酸ナトリウムが入っていたので、これも抜いた。そうしたら法律はそれをバックアップしてくれるところか、JAS規格を変えて、亜硝酸ナトリウムを使わないとハム・ソーセージと表示できなくなってしまうわけですね。それでも当時の業界から見れば非常識とも思える態度を生協は貫いたわけです。

福岡の生協による雇用面での挑戦は、常識に挑戦するという意味もありますが、この考え方は経営としてま

ともな考え方なんだから、営利企業だって絶対ついてくるはずだという、そういう思いも込められているようです。つまり彼らに話を聞くと、「何も特別なことをやっているわけではありません。自己犠牲でやっているわけでもありません。これは絶対ほかの企業でも採用できるモデルです」ということで、全員直接雇用のモデルをつくって人事施策にしているわけです。それが成功するかどうか、まだわかりません。わかりませんが、しかし、「赤いウインナー」が示しているのは、柳沢先生がおっしゃるように法体系を変えろとか、産業別に新たな制度をつくらせとか、そういうことはもちろん重要だということは理解しておりますけれども、それ以外にもそれぞれの協同組合ができることがあるのではないのか、ということであり、協同組合に求められているのはそういう問題提起であると私は考えています。



『協同組合を学ぶ』

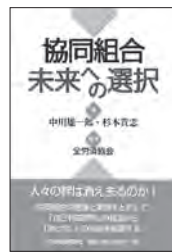


編者：中川雄一郎
(明治大学教授)
杉本 貴志
(関西大学教授)
監修：全労済協会
日本経済評論社刊
(2012年5月発行)
定価 本体1,900円+税
A5判 240頁

協同組合に携わる新人・中堅職員はもとより、経験豊かな役職員のみなさんもあらためて協同組合を考えるうえで、必読の書といえます。また、協同組合を学びたいという勤労者・市民や学生にも、最適な入門書といえます。

※「国際協同組合年実行委員会認定図書」と認定されました。

『協同組合 未来への選択』



編者：中川雄一郎
(明治大学教授)
杉本 貴志
(関西大学教授)
監修：全労済協会
日本経済評論社刊
(2014年5月発行)
定価 本体2,200円+税
A5判 276頁

協同組合の理論と実践を通じて「自己利益優先」の社会から「助け合い」の社会を展望。未来に向けて協同組合は何をすべきか、直面する諸問題から考察しています。『協同組合を学ぶ』に続く第2弾。

Coming Soon!!

日本社会のあらゆる面で格差が拡大する中で、協同組合組織には何が求められており、どんな可能性があるのでしょうか？

2015年に設置された「協同組合研究会」の成果を取りまとめた、『協同組合を学ぶ』・『協同組合 未来への選択』に続く第3弾。

2017年11月に発売予定!!

※所属・役職は、書籍発行当時です。

全労済協会 既刊報告誌

(所属・役職は発行当時です。)

公募研究シリーズ

⑥⑦ 格差社会における共済・保険への加入と幸福度

2017年5月

同志社大学商学部准教授 佐々木 一郎

本研究では北海道～九州の20歳～69歳の方々を対象に民間の死亡保険と共済の死亡保障についてWebアンケートを実施し、3,000名から回答を得てサンプルを採取し、「共済・保険の加入決定に影響する要因」と、「共済・保険と幸福度」について、それぞれクロス分析とロジットモデル分析しています。

⑥⑥ 韓国における農協生命保険の経営特性と組織アイデンティティ分析

2017年5月

八戸学院大学ビジネス学部専任講師 崔 桓碩

韓国の「農協共済」は、2012年に株式会社に組織転換させられた。この組織変更により農協の共済は「農協生命保険」に変わることになった。本研究では「農協生命保険」について、「商品」・「販売チャネル」・「資産運用」の3点から分析して、共済事業と保険事業の相違点を考察しようとするものである。

⑥⑤ 母子世帯の子育ての困難をめぐる重層的要因—子育て関連ケイパビリティの検討と大阪府の支援団体調査からの分析—

2016年12月

立命館大学衣笠総合研究機構(生存学研究センター)

客員研究員 村上 潔(研究代表者)

⑥④ 震災復興過程のコミュニティ形成に係る行政・NPO等・地域住民の協働:宮城県をケースに

2016年12月

東北大学大学院経済学研究科博士課程後期

中尾 公一(研究代表者)

⑥③ 関東大震災復興における賀川豊彦とその同労者の取り組みに見る地域形成の視座の検討

2016年12月

千葉大学大学院人文社会科学研究科特任助教

伊丹 謙太郎

⑥② 社会的企業による職縁の再構築機能:「絆」組織における“Co-Production”と“Relational Skills”

2016年12月

東洋大学経済学部教授 今村 肇(研究代表者)

⑥① 社員による企業ボランティア参加に関する現状と課題

2016年11月

東京大学大学院学際情報学府文化・人間情報学コース
博士後期課程 小林 智穂子(研究代表者)

⑥① 中間支援組織調査を通して見た日本の労働統合型社会的企業(WISE)の展開と課題

2016年11月

立教大学コミュニティ福祉学部教授

藤井 敦史(研究代表者)

⑤⑨ 東日本大震災被災地における水産業中小企業と地域雇用の再生—釜石・大槌地域の事例より—

2016年11月^{*1}

岩手大学人文社会科学部准教授

杭田 俊之(研究代表者)

⑤⑧ 低所得労働者の社会的包摂に対する価値の評価と包摂のための社会保障制度設計

2016年10月

東京大学大学院工学系研究科技術経営戦略学専攻

特任助教 赤井 研樹(研究代表者)

⑤⑦ 社会的排除状態の拘束性:若年層パネル調査による検証を通じて

2016年10月

公益財団法人世界平和研究所主任研究員 高橋 義明

⑤⑥ 多様な就業形態の仕事の質に関する実証研究

2016年9月

一橋大学大学院商学研究科准教授

島貫 智行(研究代表者)

⑤⑤ 分権型福祉国家・福祉社会の確立に向けて—地域共同体・福祉の構築

2016年9月

慶應義塾大学経済学部教授 駒村 康平

⑤④ 高齢法改正に伴う人事・賃金制度の再構築と社会保障制度のあり方に関する研究

2016年9月

高千穂大学経営学部教授 田口 和雄

⑤③ 障がい者の雇用と企業の新しい人的資源管理システム—特例子会社24社の事例分析—

2016年9月

高知県立大学社会福祉学部講師 福岡 隆康

⑤② 社会連帯における子育て支援の役割機能—幼稚園・保育所・認定こども園の役割機能—

2016年8月

川村学園女子大学講師 手塚 崇子

⑤① 地域産業創造の三点セットとその可能性—震災復興の手がかりとして—

2016年7月

東北福祉大学教授 齊藤 幹雄(研究代表者)

- ⑤⑩ 社会保障の規範的基礎としての勤労に関する研究 2016年5月
北海道大学公共政策大学院教授 西村 淳
- ④⑨ コミュニティ経済に関する調査研究 2016年5月^{※1}
京都大学こころの未来研究センター教授
広井 良典(研究代表者)
- ④⑧ 自立的就労支援策としての福祉と交通の政策リ
ンケージ—アメリカ「福祉改革法」施行後15年の
政策事例にもとづく日本への示唆— 2016年4月
大月市立大月短期大学准教授 埴 武郎(研究代表者)
- ④⑦ 公的扶助の機能評価～東日本大震災被災地での
調査研究～ 2016年4月
九州保健福祉大学社会福祉学部助教 日田 剛
- ④⑥ 協同社会運動の主体形成を促す史的視野の
研究:新たな協同社会運動史教育を目指して
2016年4月
早稲田大学社会科学総合学術院教授 篠田 徹
- ④⑤ 東日本大震災における緊急雇用創出事業の意義
と効果の検証 2016年3月
関西大学社会安全学部教授 永松 伸吾
- ④④ 異世代ホームシェア事業を基軸とした地域パー
トナーシップ構築に向けた実践的研究 2016年2月
福井大学大学院工学研究科准教授 菊地 吉信
- ④③ 東日本大震災以降の子育てネットワークの形成
過程～子育ての「現在」を問い直す～ 2015年12月
熊本大学教育学部講師 増田 仁
- ④② 若者のキャリア形成における社会関係の役割～
女子大生の将来展望と重要な他者～ 2015年8月
立命館大学教育開発推進機構講師 土岐 智賀子
- ④① 職場の絆と企業人の意識転換による生活習慣改
善とうつ病発症予防の試み 2015年7月
東京大学大学院教育学研究科教授(健康教育学分野)
佐々木 司(研究代表者)
- ④⑩ ソーシャルビジネスによる震災復興モデルの創造
～志の連鎖に基づく協同社会の提案～ 2015年6月
宮城大学事業構想学部教授(副学部長) 風見 正三
- ③⑨ 絆の広がる社会づくり:地域連携型高齢者ケアを
目指した多職種連携のための協議会活動を促進
する要素と求められる施策 2015年4月
特定非営利活動法人日本医療政策機構研究員
窪田 和巳(研究代表者)
- ③⑧ 大震災後に長期集団避難生活を送る成人の社会的
絆の再構築と精神的健康に関する研究 2015年3月
東京医療保健大学教授 廣島 麻揚(研究代表者)
- ③⑦ 雇用形態の多様化時代における企業外部労働力
の包摂に関する研究 2014年10月
静岡大学人文社会科学部法学科准教授 本庄 淳志
- ③⑥ 「おしゃべりパーティ」によるコミュニティの再建
2014年9月
就実大学経営学部講師 加賀美 太記(研究代表者)
- ③⑤ 再生可能エネルギーと地域社会における絆づく
りに関する比較研究 2014年3月
法政大学人間環境学部教授 西城戸 誠
- ③④ 2011年東日本大震災下の中小企業再生と雇用
問題～広い社会的支援と阪神淡路大震災との比
較の視点から～ 2014年1月^{※1}
岩手大学人文社会科学部教授 田口 典男(研究代表者)
- ③③ 住民自治を基盤とする地域医療システムと自治
体病院の再編～北海道釧路市の救急医療シス
テムの改革と市立釧路総合病院の経営再建～
2013年11月
北海道医療大学看護福祉学部専任講師 櫻井 潤
- ③② 地域防災における相互扶助のあり方に関する研
究 2013年10月
徳島大学環境防災研究センター特任准教授 照本 清峰
- ③① 放射能公害に伴う避難生活における紐帯の維
持・再生に関する研究～福島県飯舘村住民を事
例として～ 2013年9月
日本大学生物資源科学部研究員 浦上 健司 他
- ③⑩ 協力して生産性を上げる職場作りのためのアク
ションチェックリストの開発 2013年6月
北里大学医学部公衆衛生学准教授 和田 耕治
- ②⑨ 退職後勤労者の家族および近隣との「つながり」
と高齢期の健康状態に関する調査研究 2013年5月
東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科講師
清野 薫子
- ②⑧ 非自発的孤立・無縁ゼロ社会創成のためのセー
フティネット設計 2013年5月
大阪大学社会経済研究所・特任研究員 青木 恵子 他
- ②⑦ インターネット上の社会関係資本に基づく地域
社会政策 2013年1月^{※1}
早稲田大学大学院経済学研究科博士後期課程 軍司 聖詞

- ⑳福祉NPOと地域自治組織の連携システムに関する調査研究 2012年12月
大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員
栗本 裕見 他
- ㉕地域通貨を活用したコミュニティ・ドックによる地域社会の活性化 2012年10月^{※1}
北海道大学大学院経済学研究科教授
西部 忠(研究代表者)
- ㉔社会的企業の社会的包摂機能の戦略的社会基盤整備の制度化に関する日英比較研究 2012年8月
明治大学経営学部教授 塚本 一郎
- ㉓次世代育成支援行動計画における地域子育て支援事業の評価に関する研究 2012年6月
滋慶医療科学大学院大学専任講師 小野セレスタ摩耶
- ㉒女性ホワイトカラーの保育環境としての地域社会の課題と展望～企業福祉との役割分担～
2012年5月
奈良女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程
川上 千佳
- ㉑地域福祉を支える寄付の仕組みに関する研究
2012年1月^{※1}
(独)国立高等専門学校機構明石工業高等専門学校
一般科目・講師 石田 祐 他
- ㉐保育サービスを中心とする子育て支援政策の国際比較行財政論～スウェーデン、イギリスの実態と日本の改革論議への示唆～ 2011年12月
新潟県立大学国際地域学部准教授 高端 正幸 他
- ㉑自主防災組織活性化による福祉コミュニティ再生の課題と展望 2011年12月
高知大学総合教育センター准教授 玉里 恵美子 他
- ㉑日本における中山間地域の活性化に関する地域マネジメント研究～経営学・マーケティング・ケアの視点から～ 2011年7月
立命館大学経営学部教授 守屋 貴司 他
- ㉑社会連帯組織としての非営利・協同組織(協同組合)の再構築 2011年5月
関西大学商学部教授 杉本 貴志
- ㉑ポスト福祉国家の時代における共生社会の可能性とベーシック・インカム論 2010年12月^{※1}
神戸大学大学院法学研究科教授 飯田 文雄
- ㉑高齢化及び人口移動に伴う地域社会の変動と今後の対策に関する学際的研究報告書 2010年12月^{※1}
日本大学生物資源科学部准教授 高橋 巖 他
- ㉑日系人労働者は非正規就労からいかにして脱出できるのか～その条件と帰結に関する研究～
2010年10月^{※1}
茨城大学人文学部准教授 稲葉 奈々子 他
- ㉑デンマークの社会的連帯とワークライフバランス～人生をマネジメントする～ 2010年10月^{※1}
愛国学園大学人間文化学部助教 熊倉 瑞恵
- ㉑社会的排除と高等教育政策に関する国際比較研究～高等教育の経済効果の視点から～ 2010年10月^{※1}
関西大学商学部教授 高屋 定美 他
- ㉑社会連帯型人材育成モデルの構築に当たって～日本とフィンランドにおける人材育成システムの社会的役割に関する比較研究 2010年4月^{※1}
北海道大学高等教育機能開発総合センター准教授
亀野 淳
- ㉑NPOにおける若者の就労支援に関する調査研究「生きる価値の再構築」～NPOで働く若者からはじまる市民社会の創造～ 2010年2月^{※1}
認定特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター
事務局長 加藤 志保 他
- ㉑地域間格差縮小政策の貧困削減効果～「賃金構造基本統計調査」による検証～ 2009年12月^{※2}
九州大学大学院経済学研究院講師 浦川 邦夫
- ㉑土地・資産をめぐる格差と社会保障及び関連政策(都市・住宅・コミュニティ政策)の展望 2009年3月^{※2}
千葉大学法経学部教授 広井 良典 他
- ㉑転職経路が機会の不平等性・所得格差に与える影響 2009年1月^{※2}
同志社大学大学院社会学研究科博士後期課程
森山 智彦
- ㉑就業形態の多様化と社会保険の適用状況に関する国際比較 2008年11月^{※2}
成蹊大学経済学部准教授 丸山 桂
- ㉑勤労女性の生活と介護の両立支援に関する研究～地域コミュニティ機能促進を目指して 2008年7月^{※2}
筑波大学大学院准教授 橋爪 祐美

- ④地域リーダー像に関する研究～地域コミュニティの再構築を担う人材育成のために 2007年9月^{※2}
 (財) 連合総合生活開発研究所研究員 麻生 裕子 他
- ③地域経済社会の活性化に及ぼす文化活動の効果とその方策に関する研究 2007年9月^{※2}
 東京藝術大学音楽学部教授 枝川 明敬
- ②田舎暮らしの実現のための社会システムに関する研究～地域コミュニティの再編の方向 2007年7月^{※2}
 県立広島大学経営情報学部教授 小見 志郎
- ①若手中堅世代から見た技能・ノウハウ継承上の問題点とその対策 2007年6月^{※2}
 神奈川大学経済学部助教授 小川 浩

※1 在庫はありません。PDFからダウンロードが可能です。

※2 在庫はありません。PDFでのご提供もありません。

調査分析シリーズ

- ⑤勤労者の生活意識と協同組合に関する調査報告書〈2016年版〉 2017年5月
 明治大学政治経済学部教授 大高 研道
- ④共済・保険に関する意識調査結果報告書〈2014年版〉 2015年10月
 日本大学商学部准教授 岡田 太
- ③勤労者の生活意識と協同組合に関する調査報告書〈2013年版〉 2014年4月
 桜美林大学リベラルアーツ学群非常勤講師 永由 裕美
- ②保険・共済に関する意識調査結果報告書〈2012年版〉 2013年5月[※]
 日本大学商学部准教授 岡田 太
- ①協同組合と生活意識に関するアンケート調査結果 2012年5月[※]
 聖学院大学政治経済学部教授 大高 研道

※ HPへの掲載は行なっていません。

勤労者アンケート調査結果報告書

- 明るい展望のもてる社会にむけて—勤労者アンケート結果から見た社会的リスクと今後の共助のあり方 2011年2月
 中央大学商学部兼任講師 永由 裕美

課題別研究シリーズ

- ⑤組合員教育研究会報告書 2016年9月[※]
 聖学院大学政治経済学部教授 大高 研道 他
- ④地域の新しいニーズに応えるシニア層の社会参加 2015年5月
 放送大学副学長 宮本 みち子 他
- ③今後の共済生協の在り方について 2012年5月[※]
 早稲田大学商学学術院教授 江澤 雅彦
- ②共済生協における組合員活動の構築 2012年5月[※]
 関西大学商学部教授 杉本 貴志
- ①国際保険監督および国際会計基準等の最近の動向に関する研究 2010年11月
 一橋大学大学院商学研究科教授 米山 高生 他

※ HPへの掲載は行なっていません。

研究会等報告書

- 地域社会研究会報告書 自立する新しい地域づくりをめざして 2011年10月
 法政大学現代福祉学部・大学院人間社会研究科教授 岡崎 昌之 他
- 緊急提言集 東日本大震災・今後の日本社会の向かうべき道 2011年7月
 東京大学名誉教授 神野 直彦 他
- 所得保障研究会報告書 所得保障システムから考える日本の将来 2007年7月
 筑波大学大学院ビジネス科学研究科長 江口 隆裕 他

客員研究員シリーズ

- ③客員研究員報告書 2016年5月[※]
 上智大学法学部特別研究員 清水 太郎
 明治大学大学院政治経済学研究科博士後期課程 今井 迪代
- ②客員研究員報告書 2015年4月[※]
 早稲田大学大学院商学研究科博士後期課程 崔 桓碩
 千葉大学大学院人文社会科学研究所特任研究員 伊丹 謙太郎
- ①客員研究員報告書 2011年2月[※]
 東京海洋大学海洋工学部非常勤講師 千々松 愛子
 首都大学都市教養学部法学系助教 桜沢 隆哉

※ HPへの掲載は行なっていません。

本誌は全労済協会の責任で編集しました。

WELFARE

2017年 夏号 No.1

2017年7月

発 行 ■ 一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会
〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17

ラウンドクロス新宿5階

TEL : 03-5333-5126(代)

FAX : 03-5351-0421

<http://www.zenrosaikyokai.or.jp>

全劳济协会
(財)全国勤劳者福祉・共済振興協会